投資信託説明書（請求目論見書）

フィデリティ・米国株式ファンド

Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）
Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）
Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）
Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）
Eコース
（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）
Fコース
（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

追加型投信／内外／株式
2021.02.18

本書は、「フィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）／Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）／Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）／Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）」の投資信託説明書（請求目論見書）及び「フィデリティ・米国株式ファンド　Eコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）／Fコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）」の投資信託説明書（請求目論見書）で構成されています。

設定・運用は
フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

IECR2102-042-S

Fidelity INTERNATIONAL

本ページは白紙となります。

投資信託説明書(請求目論見書)

フィデリティ・米国株式ファンド

Aコース(資産成長型・為替ヘッジあり)
Bコース(資産成長型・為替ヘッジなし)
Cコース(分配重視型・為替ヘッジあり)
Dコース(分配重視型・為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／株式
2021.02.18

設定・運用は
フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

IECR2102-018-S

Fidelity™ INTERNATIONAL

１．この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）及びフィデリティ・米国株式ファンド　Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）、フィデリティ・米国株式ファンド　Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）及びフィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2020年8月18日に関東財務局長に提出し、2020年8月19日にその届出の効力が生じております。
２．ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
３．お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
４．課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	フィデリティ投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　デレック・ヤング
本店の所在の場所	東京都港区六本木七丁目７番７号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　次

第一部　証券情報…… 1
第二部　ファンド情報…… 4
第１　ファンドの状況…… 4
１　ファンドの性格…… 4
２　投資方針…… 12
３　投資リスク…… 22
４　手数料等及び税金…… 26
５　運用状況…… 31
第２　管理及び運営…… 57
１　申込（販売）手続等…… 57
２　換金（解約）手続等…… 59
３　資産管理等の概要…… 61
４　受益者の権利等…… 65
第３　ファンドの経理状況…… 67
１　財務諸表…… 70
２　ファンドの現況…… 155
第４　内国投資信託受益証券事務の概要…… 157
第三部　委託会社等の情報…… 158
第１　委託会社等の概況…… 158
１　委託会社等の概況…… 158
２　事業の内容及び営業の概況…… 159
３　委託会社等の経理状況…… 160
４　利害関係人との取引制限…… 186
５　その他…… 186
＜添付＞　投資信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

フィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）
フィデリティ・米国株式ファンド　Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）
フィデリティ・米国株式ファンド　Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）
フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

（以上を総称して、以下「ファンド」といいます。また、必要に応じて、「フィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）」を「Aコース」、「フィデリティ・米国株式ファンド　Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）」を「Bコース」、「フィデリティ・米国株式ファンド　Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）」を「Cコース」、「フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）」を「Dコース」といいます。さらに、資産成長型の各ファンドを「資産成長型」、分配重視型の各ファンドを「分配重視型」ということがあります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき２兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額＊1とします。

＊1　「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日＊2における受益権総口数で除して得た受益権１口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。

＊２　「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。
　基準価額については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞にフィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）は「フ米国株式Ａ」、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）は「フ米国株式Ｂ」、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）は「フ米国株式Ｃ」、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）は「フ米国株式Ｄ」としてそれぞれ略称で掲載されています。

（５）【申込手数料】

①　ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30％＊（税抜3.00％）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

＊　上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」ということがあります。）が含まれております。

※　「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

　販売会社によっては、各コース間の乗り換え（以下「スイッチング」といいます。）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。
　また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※　スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

①　申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
　ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みができます。

②　販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2020年８月19日から2021年８月18日まで

※　継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金*を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

＊　「申込代金」とは、お申込み金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込み口数）に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

○　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

②　ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、Ａコース、Ｂコース、ＣコースおよびＤコースの合計で１兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③　ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

「Ａコース」、「Ｂコース」、「Ｃコース」、「Ｄコース」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	**株式**
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 （　　）
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内　　外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株　　式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「Ａコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 　（　　） 不動産投信 **その他資産** **（投資信託証券（株式（一般）））** 資産複合 　（　　） 　　資産配分固定型 　　資産配分変更型	**年１回** 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	**グローバル** **（含む日本）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ ファンズ	**あり** **（フルヘッジ）** なし

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Ｂコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 　（　　） 不動産投信 **その他資産** **（投資信託証券（株式（一般）））** 資産複合 　（　　） 　　資産配分固定型 　　資産配分変更型	**年１回** 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	**グローバル** **（含む日本）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） **なし**

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Ｃコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産** **（投資信託証券（株式（一般））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 **年４回** 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	**グローバル** **（含む日本）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ ファンズ	**あり** **（フルヘッジ）** なし

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Ｄコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産** **（投資信託証券（株式（一般））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 **年４回** 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	**グローバル** **（含む日本）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） **なし**

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※　ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。
※　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（株式（一般））)…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

あり（フルヘッジ）…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み

各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

④　ファンドの特色

● フィデリティ・米国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

- 「ボトム・アップ・アプローチ*」を重視した個別企業分析により、将来有望な成長企業や、ファンダメンタルズに対し株価が割安な企業へ投資を行ないます。
  ＊ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- Ａコース／Ｃコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。Ｂコース／Ｄコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- さまざまなお客様のニーズにお応えするために、決算頻度および為替ヘッジの有無の異なる４つのコースをご用意しました。
- マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLC（注）に、運用の指図に関する権限を委託します。

（注）当該運用の委託先は2020年11月30日付で、「フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー」から「FIAM LLC」に変更になりました。なお、当該変更は、運用担当者所属の組織変更によるもので、当該マザーファンドおよびファンドに係る運用方針や運用スタイル等に変更ありません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ファンドは「フィデリティ・米国株式マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

（参考）運用プロセス

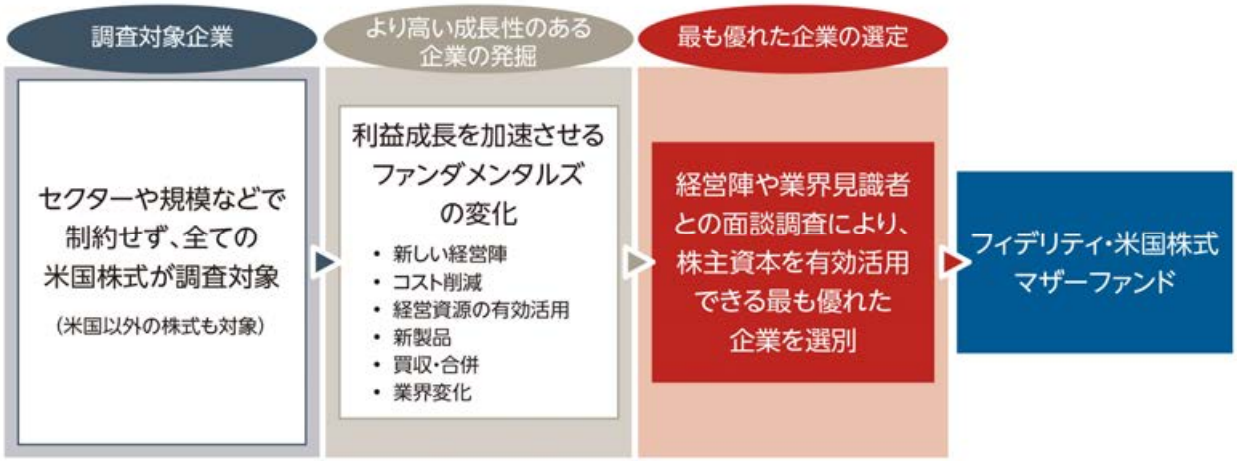

（２）【ファンドの沿革】

2018年５月９日　ファンドの募集開始

2018年５月22日　信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の通りです。

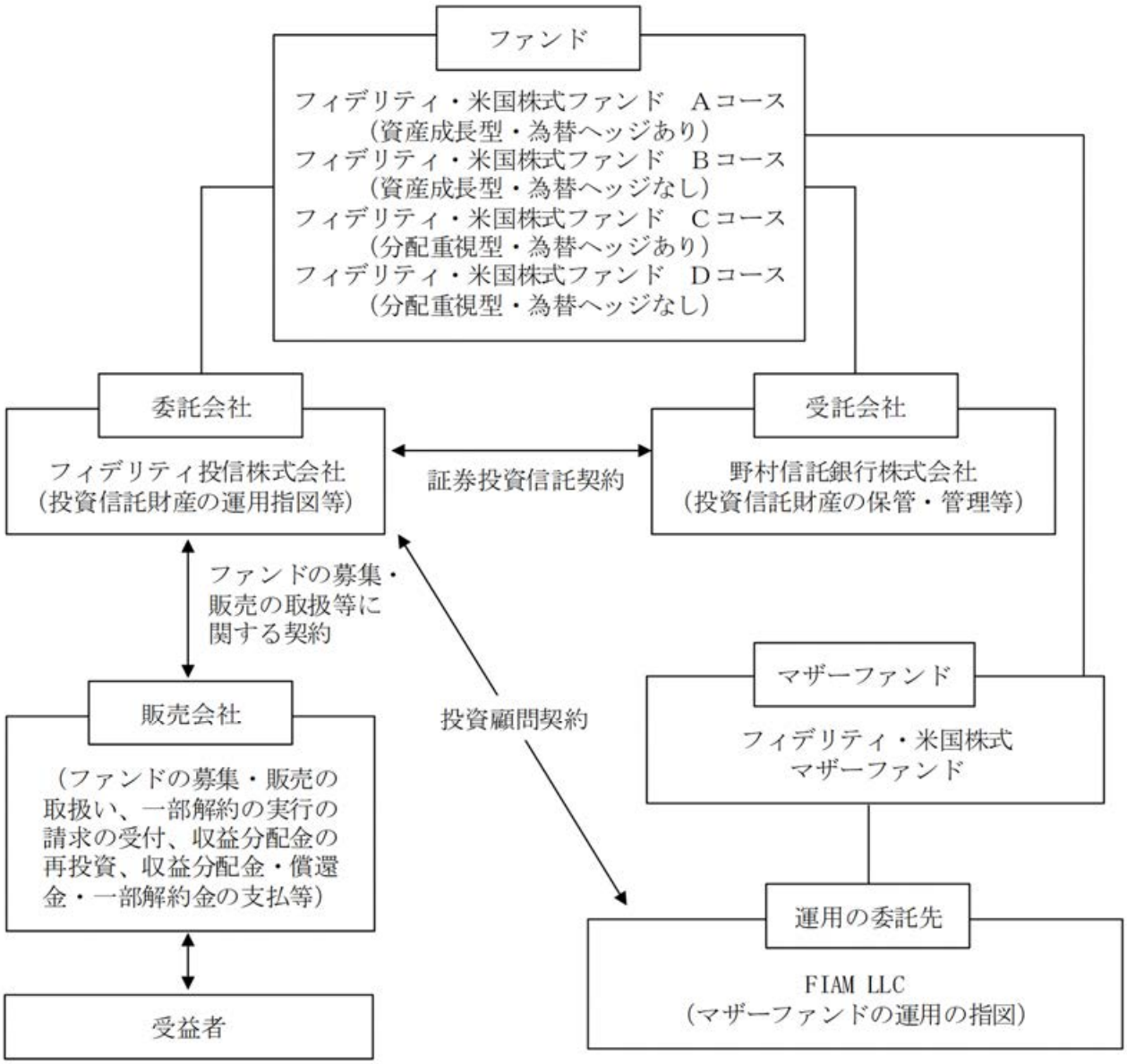

②　委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：FIAM LLC（所在地：米国）

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(参考)

FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況（2020年12月末日現在）

(a) 資本金の額　　金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年２月20日	投資顧問業の登録
同年６月10日	投資一任業務の認可取得
1995年９月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年９月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目７番７号	20,000株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

②　運用方法

(a) 投資対象

フィデリティ・米国株式マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(b) 投資態度

１．フィデリティ・米国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

３．Ａコース／Ｃコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。Ｂコース／Ｄコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

４．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③　ファンドのベンチマーク

ファンドはベンチマークを設けておりません。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、後掲「（５）投資制限　⑦から⑨」に定めるものに限ります。）

３．約束手形

４．金銭債権

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

②　運用の指図範囲等

(a) 委託会社は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「フィデリティ・米国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．から11．の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で上記21．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書、12．ならびに17．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券および12．ならびに17．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものならびに14．の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13．の証券および14．の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(b) 上記（ａ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに運用の指図に関する権限を委託します。

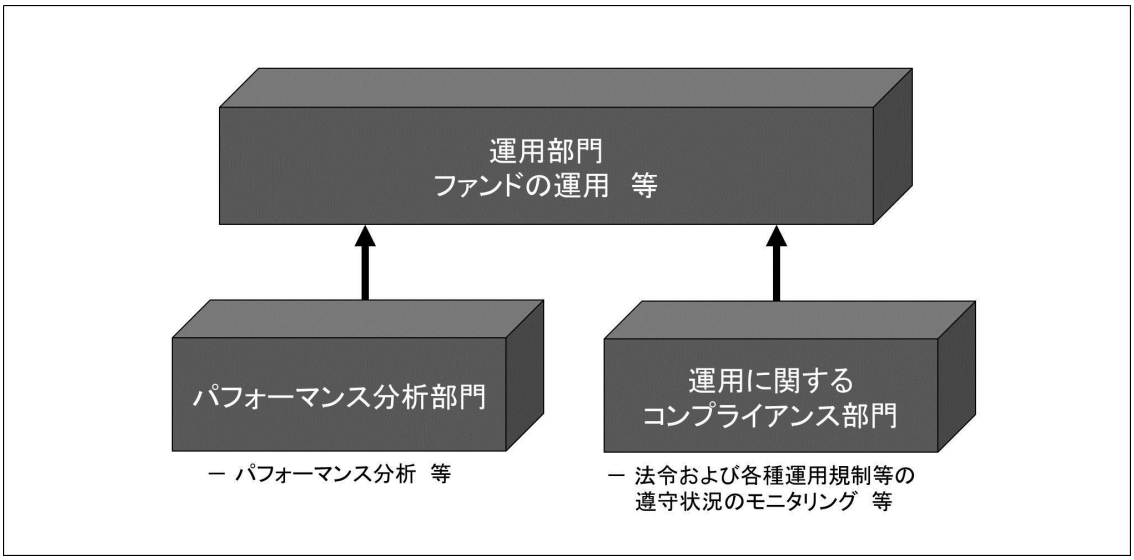

○　運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
○　運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
○　パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
○　運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

・　運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
・　運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年１回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「（３）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。
※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

●資産成長型

毎決算時（原則毎年５月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

●分配重視型

毎決算時（原則毎年２月、５月、８月および11月の各20日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（参考）

収益分配金に関する留意事項

1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合

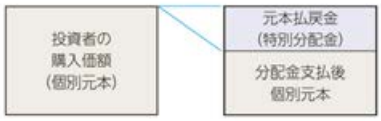

●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
●「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
●「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
※普通分配金に対する課税については、後記「4　手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

3 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。
投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合

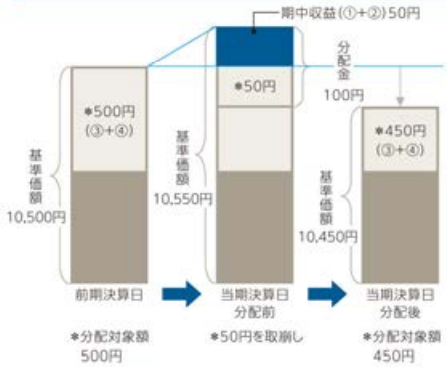

前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合

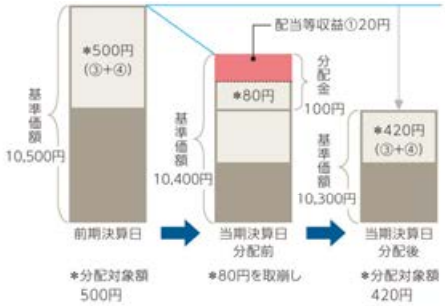

※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始するものとします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜ファンドの投資信託約款に基づく投資制限＞

① 株式への実質投資割合※には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑥ 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記（ａ）の信用取引の指図は、下記１．から６．に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ下記１．から６．に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売り出しにより取得する株券
５．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦　先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧　スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩　有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を下記１．から２．の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

(b) 上記（ａ）１．から２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪　有価証券の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(b) 上記（ａ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ｂ）の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

⑫　有価証券の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または上記⑪の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記（ａ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ｂ）の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑬　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭　資金の借入れ

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(b) 上記（ａ）の資金借入額は、下記１．から３．に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10％以内

(c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

(d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑮ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。）については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

＜投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限＞

① 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

② デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

③ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

（参考情報）

フィデリティ・米国株式マザーファンドの概要

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1)　投資対象

米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。

(2)　投資態度

①　主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ないます。

②　株式への投資は、高位を維持することを基本とします。

③　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④　デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

＜価格変動リスク＞

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

＜為替変動リスク＞

Ａコース／Ｃコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Ｂコース／Ｄコースは為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

■その他の変動要因

＜信用リスク＞

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

＜デリバティブ（派生商品）に関するリスク＞

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

＜クーリング・オフ＞

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜エマージング市場に関わる留意点＞

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

＜解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性＞

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

＜ファミリーファンド方式にかかる留意点＞

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対して申込金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

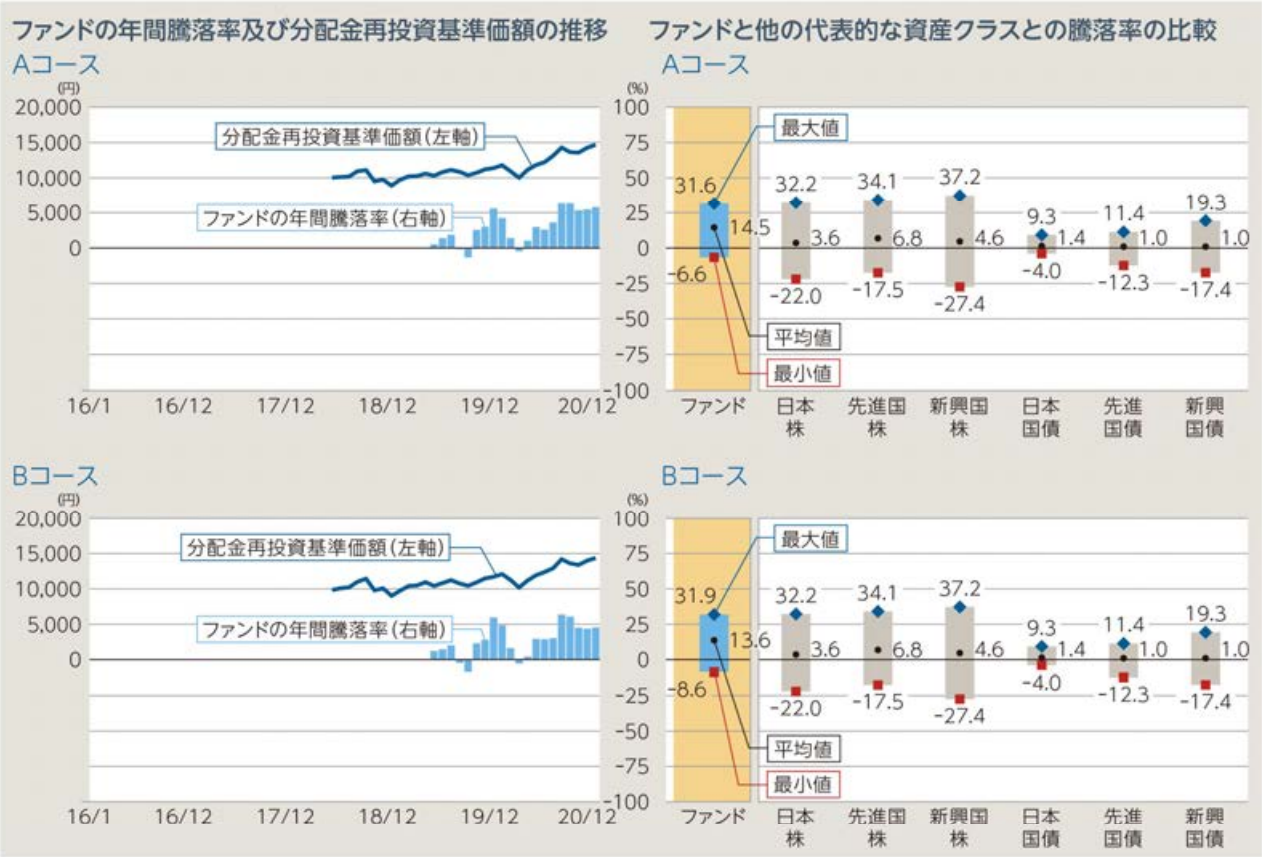

※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2018年5月22日に設定されたため、2019年5月～2020年12月の期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
※ファンドは2018年5月22日に設定されたため2019年5月～2020年12月の期間、他の代表的な資産クラスについては2016年1月～2020年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

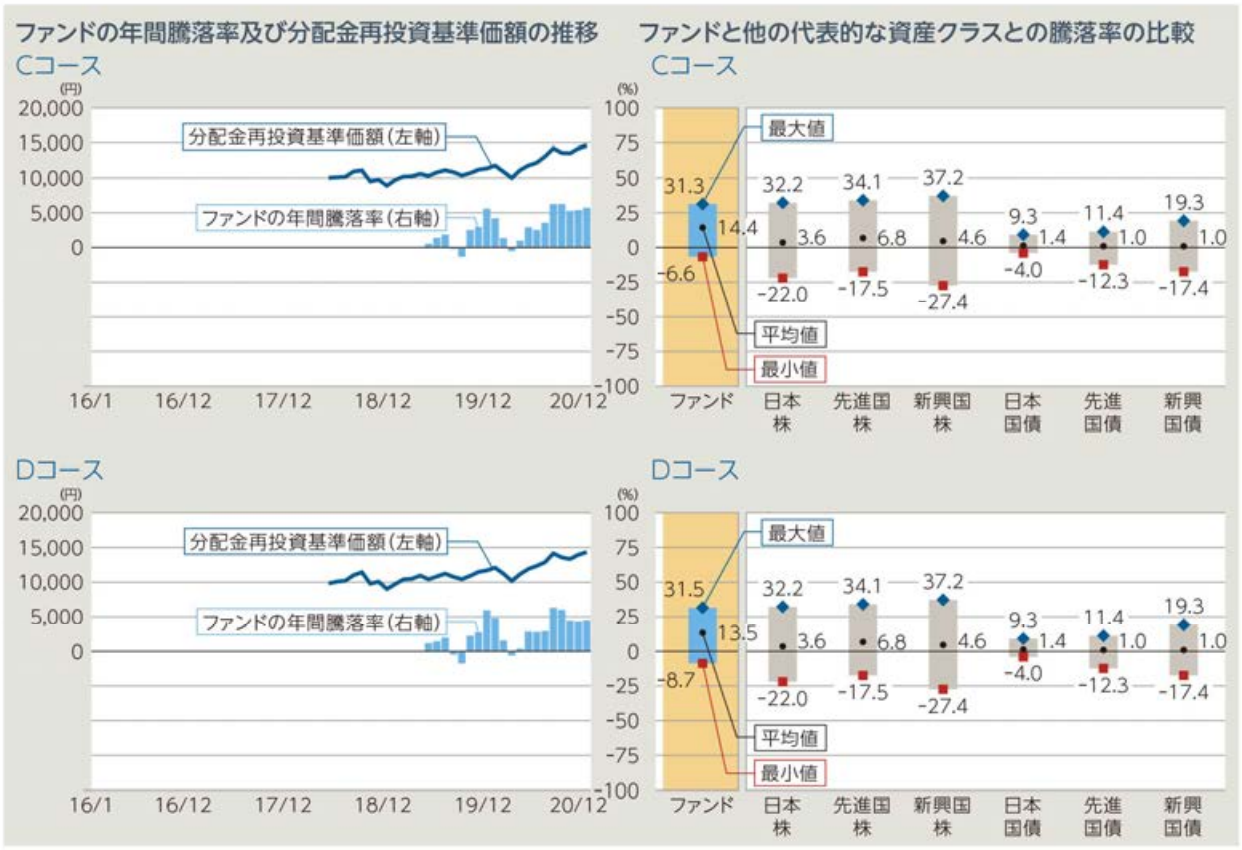

※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが2018年5月22日に設定されたため、2019年5月～2020年12月の期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
※ファンドは2018年5月22日に設定されたため2019年5月～2020年12月の期間、他の代表的な資産クラスについては2016年1月～2020年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド (円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー.が算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社(「JPモルガン」)に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30％*（税抜3.00％）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

＊ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※ スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.65％（税抜1.50％）の率を乗じて得た額とします。

② 上記①の信託報酬は、資産成長型は毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、分配重視型は毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率/税抜）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.7375％	0.7375％	0.025％	1.50％

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

③　委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

※　税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（4）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①　ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
②　先物取引やオプション取引等に要する費用
③　借入有価証券に係る品借料
④　外貨建資産の保管費用
⑤　借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
⑥　投資信託財産に関する租税
⑦　信託事務の処理に要する諸費用
⑧　受託会社の立替えた立替金の利息
⑨　その他、以下の諸費用
1．投資信託振替制度に係る手数料および費用
2．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑨の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10％（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑨の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、資産成長型においては、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、分配重視型においては、毎年５月および11月に到来する計算期間（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑧の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※　上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①　個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等が（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．一部解約時および償還時の課税について

＜個人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

＜法人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ｉ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ⅱ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

１．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％および地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、「ジュニアＮＩＳＡ」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※　上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2020年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※　上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

５【運用状況】

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

（１）【投資状況】

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	27,656,548,306	100.41
預金・その他の資産（負債控除後）	－	△112,975,826	△0.41
合計（純資産総額）		27,543,572,480	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（売建）	日本	27,557,739,812	△100.05

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	46,283,164,046	100.18
預金・その他の資産（負債控除後）	－	△83,977,651	△0.18
合計（純資産総額）		46,199,186,395	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
株式	アメリカ	121,467,703,108	87.69
	イギリス	2,569,818,046	1.86
	カナダ	2,569,757,079	1.86
	アイルランド	1,780,960,207	1.29
	ケイマン諸島	1,582,577,405	1.14
	オランダ	1,044,232,882	0.75
	デンマーク	828,746,903	0.60
	ルクセンブルグ	547,833,399	0.40
	ジャージィー	468,012,413	0.34
	日本	457,929,424	0.33
	スイス	453,887,848	0.33
	韓国	398,179,617	0.29
	台湾	187,917,912	0.14
	バミューダ	175,123,863	0.13
	中国	154,408,103	0.11
	ドイツ	144,345,124	0.10
	フランス	125,001,109	0.09
	スウェーデン	119,123,083	0.09
	インド	104,671,848	0.08
	オーストラリア	79,386,870	0.06
	ベルギー	75,752,588	0.05
	ニュージーランド	45,925,877	0.03
	スペイン	29,997,140	0.02
	バージン諸島	16,062,786	0.01
	イギリス領バージン諸島	15,207,359	0.01
	イスラエル	7,882,043	0.01
	小計	135,450,444,036	97.79
投資証券	アメリカ	355,141,930	0.26
	小計	355,141,930	0.26
預金・その他の資産（負債控除後）	－	2,707,905,121	1.95
合計（純資産総額）		138,513,491,087	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（買建）	日本	401,906,248	0.29
為替予約取引（売建）	日本	24,935,681	△0.02

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

順位	種　類	銘柄名	国・地域	数量 （口数）	帳簿価額単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資比率 （％）
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	日本	18,453,692,071	1.2344	22,780,389,150	1.4987	27,656,548,306	100.41

Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

順位	種　類	銘柄名	国・地域	数量 （口数）	帳簿価額単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資比率 （％）
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	日本	30,882,207,277	1.2317	38,039,148,677	1.4987	46,283,164,046	100.18

種類別投資比率

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

種　類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	100.41

Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

種　類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	100.18

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

順位	銘柄名	通　貨 地　域	種　類 業　種	数　量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	AMAZON COM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	26,933	264,192.73 7,115,503,002	343,827.00 9,260,292,591	6.69
2	FACEBOOK INC A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	261,900	22,447.08 5,878,890,252	28,646.73 7,502,578,587	5.42
3	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	173	27,257,594.18 4,715,563,793	35,688,870.00 6,174,174,510	4.46
4	NETFLIX INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	111,400	46,682.64 5,200,446,096	54,945.04 6,120,878,013	4.42
5	OKTA INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	215,200	18,741.29 4,033,126,896	27,091.12 5,830,010,100	4.21
6	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	222,900	19,005.70 4,236,371,644	23,199.52 5,171,174,122	3.73
7	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	132,000	30,526.79 4,029,536,839	35,950.72 4,745,495,700	3.43
8	SALESFORCE.COM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	194,948	18,236.61 3,555,191,207	23,024.61 4,488,601,670	3.24
9	NVIDIA CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	81,450	36,638.01 2,984,166,040	53,585.06 4,364,502,729	3.15
10	ADOBE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	65,700	38,522.70 2,530,941,390	51,968.38 3,414,322,894	2.46
11	APPLE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェア及び機器	212,400	8,781.12 1,865,110,534	13,959.04 2,964,901,158	2.14
12	ALPHABET INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	13,270	142,250.40 1,887,662,808	181,928.16 2,414,186,683	1.74
13	QUALCOMM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	136,600	9,098.37 1,242,838,578	15,368.72 2,099,366,469	1.52
14	ATLASSIAN CORP PLC CLS A	アメリカ・ドル イギリス	株式 ソフトウェア・サービス	78,300	19,889.49 1,557,347,551	24,131.02 1,889,459,257	1.36

15	REGENERON PHARMACEUTICALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	33,900	57,740.66 1,957,408,529	50,116.77 1,698,958,503	1.23
16	ADVANCED MICRO DEVICES INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	172,500	7,408.72 1,278,005,526	9,379.17 1,617,906,825	1.17
17	MONGODB INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	42,873	20,911.25 896,528,090	37,659.51 1,614,576,172	1.17
18	DANAHER CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	62,600	18,478.29 1,156,741,360	23,066.01 1,443,932,226	1.04
19	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	29,700	40,158.61 1,192,710,769	47,906.01 1,422,808,497	1.03
20	LILLY (ELI) & CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	82,000	16,778.68 1,375,851,945	17,241.03 1,413,764,460	1.02
21	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・生活必需品小売り	35,200	31,822.89 1,120,165,833	38,576.52 1,357,893,504	0.98
22	PAYPAL HLDGS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	54,500	15,094.32 822,640,610	23,911.60 1,303,182,472	0.94
23	AMPHENOL CORPORATION CLASS A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェア及び機器	91,400	11,926.36 1,090,069,692	13,293.54 1,215,029,556	0.88
24	VERTEX PHARMCEUTICALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	50,000	29,184.38 1,459,219,307	24,166.22 1,208,310,750	0.87
25	HOME DEPOT INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	43,500	25,847.34 1,124,359,497	27,550.66 1,198,453,927	0.87
26	ACCENTURE PLC CL A	アメリカ・ドル アイルランド	株式 ソフトウェア・サービス	41,700	20,275.62 845,493,744	26,678.16 1,112,479,272	0.80
27	T-MOBILE US INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 電気通信サービス	79,810	10,461.28 834,915,346	13,779.99 1,099,781,001	0.79
28	BLACKROCK INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	15,000	59,285.57 889,283,560	73,099.98 1,096,499,700	0.79
29	SHERWIN WILLIAMS CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	13,900	59,434.62 826,141,282	75,616.06 1,051,063,303	0.76

30	NIKE INC CL B	アメリカ・ドル アメリカ	株式 耐久消費財・アパレル	71,600	9,921.63 710,389,372	14,652.50 1,049,118,642	0.76

（参考）マザーファンドの種類別投資比率

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

種　類	国内／外国	業　種	投資比率（%）
株式	国内	化学	0.00
		ガラス・土石製品	0.09
		電気機器	0.06
		輸送用機器	0.10
		その他製品	0.04
		情報・通信業	0.02
		小売業	0.01
	小計		0.33
	外国	エネルギー	0.03
		素材	2.11
		資本財	1.88
		商業・専門サービス	0.94
		運輸	1.64
		自動車・自動車部品	0.18
		耐久消費財・アパレル	1.35
		消費者サービス	0.63
		小売	9.45
		食品・生活必需品小売り	1.47
		食品・飲料・タバコ	0.47
		家庭用品・パーソナル用品	0.83
		ヘルスケア機器・サービス	8.27
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.25
		銀行	1.03
		各種金融	6.39
		保険	0.58
		ソフトウェア・サービス	24.74
		テクノロジー・ハードウェア及び機器	3.32
		電気通信サービス	0.79
		公益事業	0.23
		半導体・半導体製造装置	8.36
		メディア・娯楽	14.49
	小計		97.46
投資証券	外国	－	0.26
	小計		0.26
合計（対純資産総額比）			98.05

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	スウェーデン・クローナ	売建	1,865,000	23,232,454	23,554,950	△0.09
	オーストラリア・ドル	売建	338,500	26,600,623	26,680,570	△0.10
	スイス・フラン	売建	370,900	43,358,978	43,473,189	△0.16
	イギリス・ポンド	売建	482,400	67,505,898	67,439,520	△0.24
	デンマーク・クローネ	売建	8,885,300	151,201,915	151,672,071	△0.55
	ユーロ	売建	1,640,000	207,703,638	208,263,600	△0.76
	香港・ドル	売建	17,547,100	233,515,456	234,078,314	△0.85
	カナダ・ドル	売建	6,578,000	533,340,951	531,502,400	△1.93
	アメリカ・ドル	売建	253,998,600	26,208,451,208	26,271,075,198	△95.38

Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考）マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	3,883,902	401,344,467	401,906,248	0.29
	香港・ドル	売建	1,869,241	25,002,284	24,935,681	△0.02

（注１）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
１期	（2019年５月20日）	32,099	32,099	1.0470	1.0470
２期	（2020年５月20日）	27,527	27,527	1.1705	1.1705
	2019年12月末日	28,989	－	1.1389	－
	2020年１月末日	28,815	－	1.1791	－
	2020年２月末日	25,953	－	1.0928	－
	2020年３月末日	23,473	－	1.0019	－
	2020年４月末日	26,349	－	1.1154	－
	2020年５月末日	27,616	－	1.1825	－
	2020年６月末日	27,128	－	1.2225	－
	2020年７月末日	28,224	－	1.3136	－
	2020年８月末日	29,567	－	1.4284	－
	2020年９月末日	28,208	－	1.3645	－
	2020年10月末日	26,585	－	1.3579	－
	2020年11月末日	27,441	－	1.4268	－
	2020年12月末日	27,543	－	1.4688	－

Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
１期	（2019年５月20日）	46,246	46,246	1.0664	1.0664
２期	（2020年５月20日）	43,116	43,116	1.1866	1.1866
	2019年12月末日	46,187	－	1.1712	－
	2020年１月末日	45,619	－	1.2091	－
	2020年２月末日	40,837	－	1.1257	－
	2020年３月末日	37,510	－	1.0193	－
	2020年４月末日	41,060	－	1.1187	－
	2020年５月末日	43,152	－	1.1941	－
	2020年６月末日	42,661	－	1.2380	－
	2020年７月末日	43,578	－	1.2927	－
	2020年８月末日	47,275	－	1.4187	－
	2020年９月末日	45,744	－	1.3608	－
	2020年10月末日	44,221	－	1.3387	－
	2020年11月末日	46,188	－	1.3992	－
	2020年12月末日	46,199	－	1.4374	－

②【分配の推移】

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）

期	１口当たりの分配金(円)
第１期	0.0000
第２期	0.0000

Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

期	１口当たりの分配金(円)
第１期	0.0000
第２期	0.0000

③【収益率の推移】

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）

期	収益率(%)
第１期	4.7
第２期	11.8
第３期中 自　2020年５月21日　至　2020年11月20日	20.4

Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

期	収益率(%)
第１期	6.6
第２期	11.3
第３期中 自　2020年５月21日　至　2020年11月20日	16.4

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）

期	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第１期	34,240,339,551	3,581,677,279	30,658,662,272
第２期	5,003,318,570	12,144,481,108	23,517,499,734
第３期中 自　2020年５月21日 至　2020年11月20日	1,485,050,764	5,631,871,147	19,370,679,351

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

期	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第１期	50,137,667,939	6,770,323,492	43,367,344,447
第２期	11,180,802,239	18,211,673,068	36,336,473,618
第３期中 自　2020年５月21日 至　2020年11月20日	5,213,728,932	8,494,255,008	33,055,947,542

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）、Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

（１）【投資状況】

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	6,419,218,404	100.36
預金・その他の資産（負債控除後）	－	△23,074,884	△0.36
合計（純資産総額）		6,396,143,520	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（売建）	日本	6,376,246,382	△99.69

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	13,451,641,363	100.18
預金・その他の資産（負債控除後）	－	△24,254,457	△0.18
合計（純資産総額）		13,427,386,906	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
株式	アメリカ	121,467,703,108	87.69
	イギリス	2,569,818,046	1.86
	カナダ	2,569,757,079	1.86
	アイルランド	1,780,960,207	1.29
	ケイマン諸島	1,582,577,405	1.14
	オランダ	1,044,232,882	0.75
	デンマーク	828,746,903	0.60
	ルクセンブルグ	547,833,399	0.40
	ジャージィー	468,012,413	0.34
	日本	457,929,424	0.33
	スイス	453,887,848	0.33
	韓国	398,179,617	0.29
	台湾	187,917,912	0.14
	バミューダ	175,123,863	0.13
	中国	154,408,103	0.11
	ドイツ	144,345,124	0.10
	フランス	125,001,109	0.09
	スウェーデン	119,123,083	0.09
	インド	104,671,848	0.08
	オーストラリア	79,386,870	0.06
	ベルギー	75,752,588	0.05
	ニュージーランド	45,925,877	0.03
	スペイン	29,997,140	0.02
	バージン諸島	16,062,786	0.01
	イギリス領バージン諸島	15,207,359	0.01
	イスラエル	7,882,043	0.01
	小計	135,450,444,036	97.79
投資証券	アメリカ	355,141,930	0.26
	小計	355,141,930	0.26
預金・その他の資産（負債控除後）	－	2,707,905,121	1.95
合計（純資産総額）		138,513,491,087	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（買建）	日本	401,906,248	0.29
為替予約取引（売建）	日本	24,935,681	△0.02

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

順位	種　類	銘柄名	国・地域	数量 （口数）	帳簿価額単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資比率 （％）
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	日本	4,283,191,035	1.4381	6,159,983,730	1.4987	6,419,218,404	100.36

Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

順位	種　類	銘柄名	国・地域	数量 （口数）	帳簿価額単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資比率 （％）
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	日本	8,975,539,710	1.4376	12,904,104,677	1.4987	13,451,641,363	100.18

種類別投資比率

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

種　類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	100.36

Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

種　類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	100.18

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

順位	銘柄名	通　貨 地　域	種　類 業　種	数　量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	AMAZON COM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	26,933	264,192.73 7,115,503,002	343,827.00 9,260,292,591	6.69
2	FACEBOOK INC A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	261,900	22,447.08 5,878,890,252	28,646.73 7,502,578,587	5.42
3	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	173	27,257,594.18 4,715,563,793	35,688,870.00 6,174,174,510	4.46
4	NETFLIX INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	111,400	46,682.64 5,200,446,096	54,945.04 6,120,878,013	4.42
5	OKTA INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	215,200	18,741.29 4,033,126,896	27,091.12 5,830,010,100	4.21
6	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	222,900	19,005.70 4,236,371,644	23,199.52 5,171,174,122	3.73
7	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	132,000	30,526.79 4,029,536,839	35,950.72 4,745,495,700	3.43
8	SALESFORCE.COM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	194,948	18,236.61 3,555,191,207	23,024.61 4,488,601,670	3.24
9	NVIDIA CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	81,450	36,638.01 2,984,166,040	53,585.06 4,364,502,729	3.15
10	ADOBE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	65,700	38,522.70 2,530,941,390	51,968.38 3,414,322,894	2.46
11	APPLE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェア及び機器	212,400	8,781.12 1,865,110,534	13,959.04 2,964,901,158	2.14
12	ALPHABET INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	13,270	142,250.40 1,887,662,808	181,928.16 2,414,186,683	1.74
13	QUALCOMM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	136,600	9,098.37 1,242,838,578	15,368.72 2,099,366,469	1.52
14	ATLASSIAN CORP PLC CLS A	アメリカ・ドル イギリス	株式 ソフトウェア・サービス	78,300	19,889.49 1,557,347,551	24,131.02 1,889,459,257	1.36

15	REGENERON PHARMACEUTICALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	33,900	57,740.66 1,957,408,529	50,116.77 1,698,958,503	1.23
16	ADVANCED MICRO DEVICES INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	172,500	7,408.72 1,278,005,526	9,379.17 1,617,906,825	1.17
17	MONGODB INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	42,873	20,911.25 896,528,090	37,659.51 1,614,576,172	1.17
18	DANAHER CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	62,600	18,478.29 1,156,741,360	23,066.01 1,443,932,226	1.04
19	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	29,700	40,158.61 1,192,710,769	47,906.01 1,422,808,497	1.03
20	LILLY (ELI) & CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	82,000	16,778.68 1,375,851,945	17,241.03 1,413,764,460	1.02
21	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・生活必需品小売り	35,200	31,822.89 1,120,165,833	38,576.52 1,357,893,504	0.98
22	PAYPAL HLDGS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	54,500	15,094.32 822,640,610	23,911.60 1,303,182,472	0.94
23	AMPHENOL CORPORATION CLASS A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェア及び機器	91,400	11,926.36 1,090,069,692	13,293.54 1,215,029,556	0.88
24	VERTEX PHARMCEUTICALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	50,000	29,184.38 1,459,219,307	24,166.22 1,208,310,750	0.87
25	HOME DEPOT INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	43,500	25,847.34 1,124,359,497	27,550.66 1,198,453,927	0.87
26	ACCENTURE PLC CL A	アメリカ・ドル アイルランド	株式 ソフトウェア・サービス	41,700	20,275.62 845,493,744	26,678.16 1,112,479,272	0.80
27	T-MOBILE US INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 電気通信サービス	79,810	10,461.28 834,915,346	13,779.99 1,099,781,001	0.79
28	BLACKROCK INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	15,000	59,285.57 889,283,560	73,099.98 1,096,499,700	0.79
29	SHERWIN WILLIAMS CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	13,900	59,434.62 826,141,282	75,616.06 1,051,063,303	0.76

30	NIKE INC CL B	アメリカ・ドル アメリカ	株式 耐久消費財・アパレル	71,600	9,921.63 710,389,372	14,652.50 1,049,118,642	0.76

（参考）マザーファンドの種類別投資比率

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

種　類	国内／外国	業　種	投資比率（%）
株式	国内	化学	0.00
		ガラス・土石製品	0.09
		電気機器	0.06
		輸送用機器	0.10
		その他製品	0.04
		情報・通信業	0.02
		小売業	0.01
	小計		0.33
	外国	エネルギー	0.03
		素材	2.11
		資本財	1.88
		商業・専門サービス	0.94
		運輸	1.64
		自動車・自動車部品	0.18
		耐久消費財・アパレル	1.35
		消費者サービス	0.63
		小売	9.45
		食品・生活必需品小売り	1.47
		食品・飲料・タバコ	0.47
		家庭用品・パーソナル用品	0.83
		ヘルスケア機器・サービス	8.27
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.25
		銀行	1.03
		各種金融	6.39
		保険	0.58
		ソフトウェア・サービス	24.74
		テクノロジー・ハードウェア及び機器	3.32
		電気通信サービス	0.79
		公益事業	0.23
		半導体・半導体製造装置	8.36
		メディア・娯楽	14.49
	小計		97.46
投資証券	外国	－	0.26
	小計		0.26
合計（対純資産総額比）			98.05

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	スウェーデン・クローナ	売建	437,300	5,451,717	5,523,099	△0.09
	オーストラリア・ドル	売建	72,700	5,713,044	5,730,214	△0.09
	スイス・フラン	売建	86,600	10,123,719	10,150,386	△0.16
	イギリス・ポンド	売建	111,600	15,617,036	15,601,680	△0.24
	デンマーク・クローネ	売建	2,059,700	35,049,551	35,159,079	△0.55
	ユーロ	売建	368,800	46,707,989	46,833,912	△0.73
	香港・ドル	売建	4,077,800	54,267,049	54,397,852	△0.85
	カナダ・ドル	売建	1,479,100	119,924,688	119,511,280	△1.87
	アメリカ・ドル	売建	58,816,000	6,071,952,843	6,083,338,880	△95.11

Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考）マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	3,883,902	401,344,467	401,906,248	0.29
	香港・ドル	売建	1,869,241	25,002,284	24,935,681	△0.02

（注１）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
2018年11月20日（第１特定期間）	6,923	6,923	0.9182	0.9182
2019年５月20日（第２特定期間）	7,549	7,622	1.0271	1.0371
2019年11月20日（第３特定期間）	6,982	7,048	1.0582	1.0682
2020年５月20日（第４特定期間）	6,357	6,416	1.0761	1.0861
2020年11月20日（第５特定期間）	6,220	6,538	1.1718	1.2318
2019年12月末日	6,963	－	1.0904	－
2020年１月末日	6,936	－	1.1289	－
2020年２月末日	6,088	－	1.0146	－
2020年３月末日	5,563	－	0.9305	－
2020年４月末日	6,181	－	1.0354	－
2020年５月末日	6,366	－	1.0872	－
2020年６月末日	6,426	－	1.1237	－
2020年７月末日	6,698	－	1.2074	－
2020年８月末日	6,865	－	1.2491	－
2020年９月末日	6,533	－	1.1934	－
2020年10月末日	6,343	－	1.1875	－
2020年11月末日	6,271	－	1.1867	－
2020年12月末日	6,396	－	1.2215	－

Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり純資産額 （円） （分配落）	１口当たり純資産額 （円） （分配付）
2018年11月20日 （第１特定期間）	13,343	13,343	0.9421	0.9421
2019年５月20日 （第２特定期間）	15,285	15,505	1.0410	1.0560
2019年11月20日 （第３特定期間）	14,652	14,857	1.0705	1.0855
2020年５月20日 （第４特定期間）	13,125	13,247	1.0817	1.0917
2020年11月20日 （第５特定期間）	13,006	13,570	1.1533	1.2033
2019年12月末日	14,620	－	1.1157	－
2020年１月末日	14,395	－	1.1518	－
2020年２月末日	12,661	－	1.0362	－
2020年３月末日	11,495	－	0.9387	－
2020年４月末日	12,598	－	1.0298	－
2020年５月末日	13,253	－	1.0886	－
2020年６月末日	13,373	－	1.1285	－
2020年７月末日	13,765	－	1.1784	－
2020年８月末日	14,274	－	1.2353	－
2020年９月末日	13,661	－	1.1851	－
2020年10月末日	13,342	－	1.1659	－
2020年11月末日	13,220	－	1.1683	－
2020年12月末日	13,427	－	1.2002	－

②【分配の推移】

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）

期	１口当たりの分配金(円)
第１特定期間（第１期～第２期計算期間合計）	0.0100
第２特定期間（第３期～第４期計算期間合計）	0.0100
第３特定期間（第５期～第６期計算期間合計）	0.0250
第４特定期間（第７期～第８期計算期間合計）	0.0450
第５特定期間（第９期～第10期計算期間合計）	0.1200

Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

期	１口当たりの分配金(円)
第１特定期間（第１期～第２期計算期間合計）	0.0100
第２特定期間（第３期～第４期計算期間合計）	0.0150
第３特定期間（第５期～第６期計算期間合計）	0.0250
第４特定期間（第７期～第８期計算期間合計）	0.0500
第５特定期間（第９期～第10期計算期間合計）	0.1050

③【収益率の推移】

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）

期	収益率(%)
第１特定期間（第１期～第２期計算期間合計）	△7.2
第２特定期間（第３期～第４期計算期間合計）	12.9
第３特定期間（第５期～第６期計算期間合計）	5.5
第４特定期間（第７期～第８期計算期間合計）	5.9
第５特定期間（第９期～第10期計算期間合計）	20.0

Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

期	収益率(%)
第１特定期間（第１期～第２期計算期間合計）	△4.8
第２特定期間（第３期～第４期計算期間合計）	12.1
第３特定期間（第５期～第６期計算期間合計）	5.2
第４特定期間（第７期～第８期計算期間合計）	5.7
第５特定期間（第９期～第10期計算期間合計）	16.3

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）

期	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第１特定期間（2018年５月22日～2018年11月20日）	7,663,382,467	123,140,998	7,540,241,469
第２特定期間（2018年11月21日～2019年５月20日）	386,393,725	577,089,566	7,349,545,628
第３特定期間（2019年５月21日～2019年11月20日）	473,737,856	1,225,397,853	6,597,885,631
第４特定期間（2019年11月21日～2020年５月20日）	301,707,331	991,542,441	5,908,050,521
第５特定期間（2020年５月21日～2020年11月20日）	254,633,803	854,325,006	5,308,359,318

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

期	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第１特定期間（2018年５月22日～2018年11月20日）	14,204,312,045	41,467,980	14,162,844,065
第２特定期間（2018年11月21日～2019年５月20日）	1,271,774,548	750,662,458	14,683,956,155
第３特定期間（2019年５月21日～2019年11月20日）	992,979,408	1,989,727,285	13,687,208,278
第４特定期間（2019年11月21日～2020年５月20日）	714,049,631	2,266,869,513	12,134,388,396
第５特定期間（2020年５月21日～2020年11月20日）	626,781,635	1,483,644,699	11,277,525,332

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

＜参考情報＞

（2020年12月30日現在）

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移

Aコース

Bコース

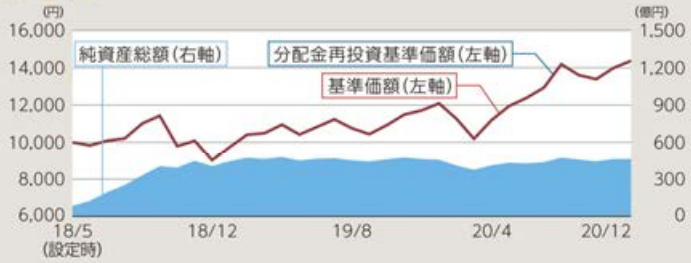

	Aコース	Bコース
基準価額	14,688円	14,374円
純資産総額	275.4億円	462.0億円

分配の推移

（1万口当たり／税引前）

決算期	分配金	
	Aコース	Bコース
2019年 5 月	0円	0円
2020年 5 月	0円	0円
設定来累計	0円	0円

Cコース

Dコース

※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。

	Cコース	Dコース
基準価額	12,215円	12,002円
純資産総額	64.0億円	134.3億円

分配の推移

（1万口当たり／税引前）

決算期	分配金	
	Cコース	Dコース
2019年11月	100円	150円
2020年 2 月	350円	400円
2020年 5 月	100円	100円
2020年 8 月	600円	550円
2020年11月	600円	500円
設定来累計	2,100円	2,050円

主要な資産の状況（マザーファンド）

資産別組入状況	
株式	97.8%
投資証券	0.3%
現金・その他	2.0%

組入上位5業種

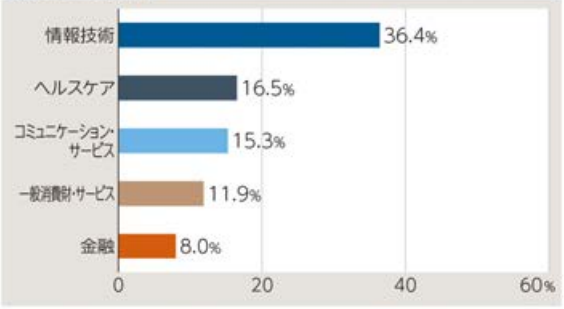

組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率
1	アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	6.7%
2	フェイスブック	コミュニケーション・サービス	5.4%
3	バークシャー・ハサウェイ	金融	4.5%
4	ネットフリックス	コミュニケーション・サービス	4.4%
5	オクタ	情報技術	4.2%
6	マイクロソフト	情報技術	3.7%
7	ユナイテッドヘルス・グループ	ヘルスケア	3.4%
8	セールスフォース・ドットコム	情報技術	3.2%
9	エヌビディア	情報技術	3.2%
10	アドビシステムズ	情報技術	2.5%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
※業種はMSCI／S&P GICS*のセクターに準じて表示しています。
*MSCI／S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準（Global Industry Classification Standard=GICS）です。

年間収益率の推移

Aコース

Bコース

Cコース

Dコース

※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。
※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
※2018年は当初設定日（2018年5月22日）以降2018年末までの実績となります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

① ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合にはお申込みの受付は行ないません。ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後３時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

② ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。
「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

③ ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍とします。

⑤ ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30％（税抜 3.00％）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

⑥ 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

⑦ 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。

⑧ 販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑨　委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

※　ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において一部解約の実行の請求を行なうことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後３時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

③ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。

④ 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

⑤ 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

⑥ 個人の受益者の場合のお手取額（１口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（１口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

⑦ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して５営業日目から販売会社の営業所等においてお支払するものとします。

⑧ 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、１日１件10億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

⑨ 委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※　ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

② 基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）は「フ米国株式Ａ」、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）は「フ米国株式Ｂ」、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）は「フ米国株式Ｃ」、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）は「フ米国株式Ｄ」としてそれぞれ略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2018年５月22日）から2028年５月22日までとします。

（４）【計算期間】

(a) 資産成長型のファンドの計算期間は毎年５月21日から翌年５月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(b) 分配重視型のファンドの計算期間は毎年２月21日から５月20日まで、５月21日から８月20日まで、８月21日から11月20日までおよび11月21日から翌年２月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第１期の計算期間は信託契約締結日から2018年８月20日までとし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) 信託の終了

＜信託契約の解約＞

① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 上記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

※ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従います。

＜委託会社の登録取消等に伴う取扱い＞

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

＜受託会社の辞任および解任に伴う取扱い＞

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 投資信託約款の変更等

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本(b)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 上記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(c) 運用報告書の作成

委託会社は、資産成長型においては毎計算期間の終了後および償還後に、分配重視型においては毎特定期間終了後および償還後に、当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(d) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の３ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

(f) 信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長を受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(g) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（https://www.fidelity.co.jp/）に掲載します。

(h) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

① 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

① 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して５営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

② 上記①にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

③ 受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

① 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して５営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

② 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権の不適用

ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２期計算期間（2019年５月21日から2020年５月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年7月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田信之　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・米国株式ファンド Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）の2019年5月21日から2020年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・米国株式ファンド Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）の2020年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2019年5月20日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年7月17日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

【フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期計算期間 2019年５月20日現在	第２期計算期間 2020年５月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,900,480	16,439,259
親投資信託受益証券	31,627,700,050	27,634,872,382
派生商品評価勘定	444,347,568	253,798
未収入金	486,554,337	266,747,916
流動資産合計	32,576,502,435	27,918,313,355
資産合計	32,576,502,435	27,918,313,355
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,160,839	110,449,755
未払金	－	199,756
未払解約金	223,202,741	56,229,851
未払受託者報酬	4,146,678	3,710,069
未払委託者報酬	244,656,328	218,896,819
その他未払費用	1,164,724	1,743,892
流動負債合計	477,331,310	391,230,142
負債合計	477,331,310	391,230,142
純資産の部		
元本等		
元本	30,658,662,272	23,517,499,734
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,440,508,853	4,009,583,479
（分配準備積立金）	715,466,444	3,194,945,324
元本等合計	32,099,171,125	27,527,083,213
純資産合計	32,099,171,125	27,527,083,213
負債純資産合計	32,576,502,435	27,918,313,355

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期計算期間 自 2018年５月22日(設定日) 至 2019年５月20日	第２期計算期間 自 2019年５月21日 至 2020年５月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,736,259,269	3,765,590,690
為替差損益	△584,730,443	67,211,170
営業収益合計	1,151,528,826	3,832,801,860
営業費用		
受託者報酬	7,338,047	7,843,161
委託者報酬	432,949,062	462,752,067
その他費用	2,553,861	4,141,856
営業費用合計	442,840,970	474,737,084
営業利益又は営業損失（△）	708,687,856	3,358,064,776
経常利益又は経常損失（△）	708,687,856	3,358,064,776
当期純利益又は当期純損失（△）	708,687,856	3,358,064,776
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△6,778,588	618,086,986
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	1,440,508,853
剰余金増加額又は欠損金減少額	810,490,748	436,749,297
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	810,490,748	436,749,297
剰余金減少額又は欠損金増加額	85,448,339	607,652,461
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	85,448,339	607,652,461
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,440,508,853	4,009,583,479

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期計算期間 2019年５月20日現在	第２期計算期間 2020年５月20日現在
１．元本の推移		
期首元本額	7,950,154,885 円	30,658,662,272 円
期中追加設定元本額	26,290,184,666 円	5,003,318,570 円
期中一部解約元本額	3,581,677,279 円	12,144,481,108 円
２．受益権の総数	30,658,662,272 口	23,517,499,734 口
３．１口当たり純資産額	1.0470 円	1.1705 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第１期計算期間 自　2018年５月22日（設定日） 至　2019年５月20日	第２期計算期間 自　2019年５月21日 至　2020年５月20日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35％以内の額	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
２．分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（107,619,343円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（607,847,101円）、信託約款に規定される収益調整金（725,042,409円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は1,440,508,853円（１口当たり0.046985円）でありますが、分配は行っておりません。	２．分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（137,576,649円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（2,602,401,141円）、信託約款に規定される収益調整金（814,638,155円）及び分配準備積立金（454,967,534円）より分配対象収益は4,009,583,479円（１口当たり0.170494円）でありますが、分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第１期計算期間 2019年５月20日現在	第２期計算期間 2020年５月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,613,582,328	3,148,807,267
合　計	1,613,582,328	3,148,807,267

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	第１期計算期間 2019年５月20日 現在				第２期計算期間 2020年５月20日 現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	32,341,120,724	－	31,900,933,995	440,186,729	27,134,845,752	－	27,245,041,709	△110,195,957
香港・ドル	－	－	－	－	145,800,372	－	146,377,152	△576,780
アメリカ・ドル	31,436,362,726	－	31,019,552,886	416,809,840	26,283,379,559	－	26,382,465,896	△99,086,337
イギリス・ポンド	52,992,866	－	50,992,288	2,000,578	34,495,024	－	34,241,226	253,798
オーストラリア・ドル	－	－	－	－	24,142,213	－	25,179,880	△1,037,667
カナダ・ドル	266,415,031	－	260,774,050	5,640,981	345,749,706	－	352,431,538	△6,681,832
スイス・フラン	131,667,906	－	129,389,020	2,278,886	69,952,263	－	70,088,973	△136,710
スウェーデン・クローナ	55,700,657	－	52,599,717	3,100,940	－	－	－	－
デンマーク・クローネ	－	－	－	－	63,360,409	－	64,169,424	△809,015
ユーロ	397,981,538	－	387,626,034	10,355,504	167,966,206	－	170,087,620	△2,121,414
合計	32,341,120,724	－	31,900,933,995	440,186,729	27,134,845,752	－	27,245,041,709	△110,195,957

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	22,555,396,982	27,634,872,382	
親投資信託受益証券　合計		22,555,396,982	27,634,872,382	
合計		22,555,396,982	27,634,872,382	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2020年7月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田信之　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・米国株式ファンド Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）の2019年5月21日から2020年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・米国株式ファンド Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）の2020年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2019年5月20日をもって終了した前計算期間の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2019年7月17日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期計算期間 2019年５月20日現在	第２期計算期間 2020年５月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	79,104,954	99,430,193
親投資信託受益証券	46,244,020,756	43,113,528,066
未収入金	365,101,533	409,021,985
流動資産合計	46,688,227,243	43,621,980,244
資産合計	46,688,227,243	43,621,980,244
負債の部		
流動負債		
未払解約金	81,736,761	150,722,537
未払受託者報酬	5,983,251	5,874,178
未払委託者報酬	353,014,480	346,579,592
その他未払費用	1,432,623	2,176,271
流動負債合計	442,167,115	505,352,578
負債合計	442,167,115	505,352,578
純資産の部		
元本等		
元本	43,367,344,447	36,336,473,618
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,878,715,681	6,780,154,048
（分配準備積立金）	1,469,902,428	5,050,504,513
元本等合計	46,246,060,128	43,116,627,666
純資産合計	46,246,060,128	43,116,627,666
負債純資産合計	46,688,227,243	43,621,980,244

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期計算期間 自 2018年５月22日(設定日) 至 2019年５月20日	第２期計算期間 自 2019年５月21日 至 2020年５月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,189,626,945	5,986,296,854
営業収益合計	2,189,626,945	5,986,296,854
営業費用		
受託者報酬	9,943,638	12,097,129
委託者報酬	586,679,731	713,736,141
その他費用	2,938,382	5,096,747
営業費用合計	599,561,751	730,930,017
営業利益又は営業損失（△）	1,590,065,194	5,255,366,837
経常利益又は経常損失（△）	1,590,065,194	5,255,366,837
当期純利益又は当期純損失（△）	1,590,065,194	5,255,366,837
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	120,162,766	1,138,799,349
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	2,878,715,681
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,618,707,480	1,045,382,648
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,618,707,480	1,045,382,648
剰余金減少額又は欠損金増加額	209,894,227	1,260,511,769
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	209,894,227	1,260,511,769
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,878,715,681	6,780,154,048

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１期計算期間 2019年５月20日現在	第２期計算期間 2020年５月20日現在
１．元本の推移		
期首元本額	8,397,413,431 円	43,367,344,447 円
期中追加設定元本額	41,740,254,508 円	11,180,802,239 円
期中一部解約元本額	6,770,323,492 円	18,211,673,068 円
２．受益権の総数	43,367,344,447 口	36,336,473,618 口
３．１口当たり純資産額	1.0664 円	1.1866 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第１期計算期間 自　2018年５月22日（設定日） 至　2019年５月20日	第２期計算期間 自　2019年５月21日 至　2020年５月20日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35％以内の額	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
２．分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（172,652,608円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（1,297,249,820円）、信託約款に規定される収益調整金（1,408,813,253円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は2,878,715,681円（１口当たり0.066380円）でありますが、分配は行っておりません。	２．分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（215,707,505円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（3,900,859,983円）、信託約款に規定される収益調整金（1,729,649,535円）及び分配準備積立金（933,937,025円）より分配対象収益は6,780,154,048円（１口当たり0.186594円）でありますが、分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第１期計算期間 2019年５月20日現在	第２期計算期間 2020年５月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,067,656,862	4,970,740,100
合　計	2,067,656,862	4,970,740,100

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	35,188,971,651	43,113,528,066	
親投資信託受益証券　合計		35,188,971,651	43,113,528,066	
合計		35,188,971,651	43,113,528,066	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・米国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・米国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2019年５月20日現在	2020年５月20日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	3,159,069,456	5,483,875,837
金銭信託	113,657,986	43,793,857
株式	114,430,591,385	120,554,633,834
投資証券	645,983,800	962,466,880
派生商品評価勘定	23,157	590,947
未収入金	206,712,255	151,131,925
未収配当金	43,943,681	14,126,657
流動資産合計	118,599,981,720	127,210,619,937
資産合計	118,599,981,720	127,210,619,937
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,012,881	10,271,946
未払金	207,006,512	401,751,955
未払解約金	1,420,756,305	1,011,195,941
その他未払費用	6,054	13,203
流動負債合計	1,631,781,752	1,423,233,045
負債合計	1,631,781,752	1,423,233,045
純資産の部		
元本等		
元本	107,975,043,668	102,666,527,717
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	8,993,156,300	23,120,859,175
元本等合計	116,968,199,968	125,787,386,892
純資産合計	116,968,199,968	125,787,386,892
負債純資産合計	118,599,981,720	127,210,619,937

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2019年５月20日現在	2020年５月20日現在
１．元本の推移		
期首元本額	20,922,296,710 円	107,975,043,668 円
期中追加設定元本額	98,541,964,688 円	26,581,648,865 円
期中一部解約元本額	11,489,217,730 円	31,890,164,816 円
２．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）	29,195,698,376 円	22,555,396,982 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）	42,688,101,871 円	35,188,971,651 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）	6,820,040,370 円	5,204,206,563 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）	14,013,191,693 円	10,701,812,476 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,929,072,325 円	7,012,309,818 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	11,328,939,033 円	22,003,830,227 円
計	107,975,043,668 円	102,666,527,717 円
３．受益権の総数	107,975,043,668 口	102,666,527,717 口
４．１口当たり純資産額	1.0833 円	1.2252 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2019年５月20日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	2020年５月20日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	9,939,227,733	21,366,312,308
投資証券	82,449,660	21,544,314
合　計	10,021,677,393	21,387,856,622

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2019年５月20日 現在				2020年５月20日 現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,308,787,064	－	1,312,783,256	△3,996,192	1,054,523,770	－	1,064,795,716	△10,271,946
韓国・ウォン	－	－	－	－	334,939	－	336,082	△1,143
アメリカ・ドル	1,307,105,900	－	1,311,096,188	△3,990,288	1,020,531,113	－	1,030,483,620	△9,952,507
カナダ・ドル	－	－	－	－	22,081,335	－	22,321,066	△239,731
スイス・フラン	－	－	－	－	11,576,383	－	11,654,948	△78,565
スウェーデン・クローナ	1,681,164	－	1,687,068	△5,904	－	－	－	－
買建	1,681,164	－	1,687,632	6,468	87,108,244	－	87,699,191	590,947
アメリカ・ドル	1,681,164	－	1,687,632	6,468	33,992,657	－	34,285,509	292,852
ユーロ	－	－	－	－	53,115,587	－	53,413,682	298,095
合計	1,310,468,228	－	1,314,470,888	△3,989,724	1,141,632,014	－	1,152,494,907	△9,680,999

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

通　貨	銘　柄	株　式　数	評価額		備考
			単　価	金　額	
日本円	ＴＯＴＯ	4,100	3,910.00	16,031,000	
日本円　小計		4,100		16,031,000	
韓国・ウォン	SAMSUNG ELECTRONICS	10,600	50,300.00	533,180,000.00	
韓国・ウォン　小計		10,600		533,180,000.00 (47,026,476)	
香港・ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	12,300	430.00	5,289,000.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	109,200	209.80	22,910,160.00	
	MEITUAN DIANPING CL B	80,300	125.80	10,101,740.00	
	INNOVENT BIOLOGICS INC	153,000	43.80	6,701,400.00	
	HANSOH PHARMACETICAL GROUP	183,000	33.40	6,112,200.00	
香港・ドル　小計		537,800		51,114,500.00 (712,024,985)	
アメリカ・ドル	ABBOTT LABORATORIES	52,800	88.22	4,658,016.00	
	ADOBE INC	106,600	372.20	39,676,520.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES INC	98,200	55.47	5,447,154.00	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	4,400	236.03	1,038,532.00	
	ALLSTATE CORPORATION	6,000	97.27	583,620.00	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,100	112.55	236,355.00	

AMERICAN EXPRESS CO	45,100	87.26	3,935,426.00	
ANALOG DEVICES INC	2,800	106.33	297,724.00	
APPLE INC	30,900	313.14	9,676,026.00	
BARRICK GOLD CORP (USA)	20,800	28.10	584,480.00	
BAXTER INTERNATIONAL	144,600	86.52	12,510,792.00	
BECTON DICKINSON & CO	400	263.20	105,280.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL A	162	258,700.00	41,909,400.00	
BIO RAD LABORATORIES CL A	4,200	463.75	1,947,750.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	114,525	62.71	7,181,862.75	
CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	1,400	85.44	119,616.00	
CIRRUS LOGIC INC	8,915	71.15	634,302.25	
CINTAS CORP	10,600	238.98	2,533,188.00	
CITRIX SYSTEMS INC	6,300	137.17	864,171.00	
COCA COLA CO	87,709	44.54	3,906,558.86	
DANAHER CORP	67,000	159.12	10,661,040.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	3,200	154.51	494,432.00	
DISNEY (WALT) CO	44,107	114.37	5,044,517.59	
ELECTRONIC ARTS INC	15,400	118.54	1,825,516.00	
EOG RESOURCES INC	1,900	50.66	96,254.00	
FMC CORP NEW	1,300	89.18	115,934.00	
FASTENAL CO	2,900	38.56	111,824.00	
GENERAL ELECTRIC CO	105,438	6.21	654,769.98	
GILEAD SCIENCES INC	141,800	72.34	10,257,812.00	
L3 HARRIS TECHNOLOGIES INC	18,720	179.89	3,367,540.80	
HENRY (JACK) & ASSOCIATES INC	600	188.75	113,250.00	
HOME DEPOT INC	27,000	238.10	6,428,700.00	
HUMANA INC	4,500	394.47	1,775,115.00	
INTEL CORP	32,000	60.29	1,929,280.00	
INTUIT INC	33,700	286.75	9,663,475.00	
JOHNSON & JOHNSON	5,300	149.02	789,806.00	
LAM RESEARCH CORP	12,000	261.66	3,139,920.00	
LATTICE SEMICOMDUCTOR CORP	122,000	23.58	2,876,760.00	

ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	50,700	174.58	8,851,206.00	
LILLY (ELI) & CO	64,400	156.70	10,091,480.00	
LOCKHEED MARTIN CORP	5,000	371.48	1,857,400.00	
MCDONALDS CORP	17,450	179.57	3,133,496.50	
S&P GLOBAL INC	2,400	311.09	746,616.00	
MICROSOFT CORP	342,900	183.63	62,966,727.00	
MOHAWK INDUSTRIES INC	2,700	82.44	222,588.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,000	119.93	119,930.00	
NEWMONT CORP	34,600	67.38	2,331,348.00	
NIKE INC CL B	64,900	91.51	5,938,999.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	16,500	327.03	5,395,995.00	
PEPSICO INC	55,200	131.73	7,271,496.00	
PROCTER & GAMBLE CO	19,900	112.44	2,237,556.00	
PROGRESSIVE CORP OHIO	8,300	75.87	629,721.00	
QUALCOMM INC	97,100	78.09	7,582,539.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS INC	35,300	557.60	19,683,280.00	
SHERWIN WILLIAMS CO	12,500	563.74	7,046,750.00	
STARBUCKS CORP	2,600	75.86	197,236.00	
STRYKER CORP	7,500	188.26	1,411,950.00	
NORTONLIFELOCK INC	10,900	20.23	220,507.00	
TJX COMPANIES INC	109,600	50.26	5,508,496.00	
TEVA PHARMACEUTICAL IND ADR	28,100	12.01	337,481.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	2,600	112.68	292,968.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	26,800	342.78	9,186,504.00	
UNION PACIFIC CORP	9,900	159.26	1,576,674.00	
VERTEX PHARMCEUTICALS INC	103,200	282.28	29,131,296.00	
WALMART INC	16,400	124.95	2,049,180.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP CL A	13,861	240.55	3,334,263.55	
ASML HLDG NV (NY REG SHS) NEW	3,500	306.25	1,071,875.00	

SILGAN HOLDINGS INC	3,300	32.80	108,240.00	
AMAZON COM INC	25,975	2,449.33	63,621,346.75	
TAIWAN SEMIC MFG CO LTD SP ADR	1,800	50.81	91,458.00	
METTLER-TOLEDO INTL INC	200	714.06	142,812.00	
RESMED INC	11,000	162.57	1,788,270.00	
EBAY INC	46,600	42.40	1,975,840.00	
BANK OF AMERICA CORPORATION	264,500	22.21	5,874,545.00	
NVIDIA CORP	57,550	352.22	20,270,261.00	
F5 NETWORKS INC	1,600	138.93	222,288.00	
PATTERSON COMPANIES INC	4,300	16.73	71,939.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	36,200	304.63	11,027,606.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	49,235	215.20	10,595,372.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	121,400	289.05	35,090,670.00	
MOODYS CORP	8,600	253.92	2,183,712.00	
ASTRAZENECA PLC SPONS ADR	165,500	53.57	8,865,835.00	
JPMORGAN CHASE & CO	61,400	88.67	5,444,338.00	
FTI CONSULTING INC	36,800	117.29	4,316,272.00	
AMPHENOL CORPORATION CLASS A	38,400	89.12	3,422,208.00	
CENTENE CORP	9,400	66.91	628,954.00	
CONSTELLATION BRANDS INC CLASS A	2,100	168.90	354,690.00	
SYNAPTICS INC	23,500	60.56	1,423,160.00	
NETFLIX INC	134,300	451.04	60,574,672.00	
GARMIN LTD	6,029	82.05	494,679.45	
SEATTLE GENETICS INC	7,030	157.16	1,104,834.80	
SALESFORCE.COM INC	271,748	176.04	47,838,517.92	
INTUITIVE SURGICAL INC	7,000	531.00	3,717,000.00	
DOMINOS PIZZA INC	1,200	370.01	444,012.00	
TEMPUR SEALY INTERNATIONAL INC	4,361	54.69	238,503.09	
GLOBAL PAYMENTS INC	20,900	179.91	3,760,119.00	
QUIDEL CORP	700	186.05	130,235.00	

CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	5,550	1,009.08	5,600,394.00	
FIDELITY NATL INFORM SVCS INC	800	135.44	108,352.00	
DEXCOM INC	52,600	404.57	21,280,382.00	
HESS CORP	5,100	45.86	233,886.00	
IPG PHOTONICS CORP	800	154.16	123,328.00	
MASTERCARD INC CL A	52,500	290.73	15,263,325.00	
CME GROUP INC	27,900	179.76	5,015,304.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	600	251.41	150,846.00	
MERCADOLIBRE INC	400	805.96	322,384.00	
MSCI INC	3,400	337.53	1,147,602.00	
VISA INC CL A	143,000	189.36	27,078,480.00	
KEURIG DR PEPPER INC	34,014	27.22	925,861.08	
ACCENTURE PLC CL A	36,900	190.09	7,014,321.00	
MERCK & CO INC NEW	50,600	77.55	3,924,030.00	
FORTINET INC	10,500	144.82	1,520,610.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	13,700	99.04	1,356,848.00	
NEXTERA ENERGY INC	100	230.50	23,050.00	
COSTAR GROUP INC	1,400	674.66	944,524.00	
SERVICENOW INC	16,100	382.88	6,164,368.00	
TESLA INC	900	808.01	727,209.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	6,500	49.89	324,285.00	
ABBVIE INC	45,200	91.20	4,122,240.00	
ZOETIS INC CL A	26,300	134.34	3,533,142.00	
FORTUNE BRANDS HOME & SEC INC	19,727	59.59	1,175,531.93	
T-MOBILE US INC	71,600	98.60	7,059,760.00	
BLUEBIRD BIO INC	4,100	57.90	237,390.00	
BURLINGTON STORES INC	512	177.97	91,120.64	
VEEVA SYS INC CL A	10,100	196.04	1,980,004.00	
EPAM SYSTEMS INC	3,100	218.64	677,784.00	
ACCELERON PHARMA INC	6,000	99.76	598,560.00	
JD.COM INC SPON ADR	4,700	54.26	255,022.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	7,952	279.69	2,224,094.88	
CDW CORPORATION	25,600	105.99	2,713,344.00	

ALIBABA GROUP HLD LTD SPON ADR	12,800	217.20	2,780,160.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	62,300	96.00	5,980,800.00	
ANTHEM INC	800	281.10	224,880.00	
QORVO INC	2,200	98.33	216,326.00	
GENMARK DIAGNOSTICS INC	26,052	10.20	265,730.40	
PAYPAL HLDGS INC	84,600	145.39	12,299,994.00	
RAPID7 INC	1,400	45.74	64,036.00	
GLOBAL BLOOD THERAPEUTICS INC	8,928	69.77	622,906.56	
ALPHABET INC CL C	6,350	1,373.48	8,721,629.75	
ALPHABET INC CL A	17,970	1,374.40	24,697,968.00	
RYANAIR HOLDINGS PLC SPON ADR	2,000	59.75	119,500.00	
ATLASSIAN CORP PLC CLS A	79,700	181.28	14,448,016.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC A	1,600	520.44	832,704.00	
TWILIO INC CLASS A	7,100	183.24	1,301,004.00	
FORTIVE CORP	28,609	59.11	1,691,077.99	
COUPA SOFTWARE INC	49,500	212.74	10,530,630.00	
SQUARE INC CL A	4,600	79.25	364,550.00	
LUMENTUM HOLDINGS INC	1,300	74.40	96,720.00	
INPHI CORP	3,200	109.37	349,984.00	
RINGCENTRAL INC CL A	28,340	263.18	7,458,521.20	
SNAP INC - A	19,500	17.48	340,860.00	
TG THERAPEUTICS INC	94,800	18.80	1,782,240.00	
OKTA INC CL A	297,200	180.78	53,727,816.00	
ARGENX SE SPONSORED ADR	900	163.21	146,889.00	
ZAI LAB LTD UNSPNRD ADR	5,400	76.05	410,670.00	
MONGODB INC CL A	56,223	200.22	11,256,969.06	
EVERBRIDGE INC	5,600	152.19	852,264.00	
DROPBOX INC CL A	41,300	21.75	898,275.00	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	15,900	175.03	2,782,977.00	
DOCUSIGN INC	7,700	127.22	979,594.00	
MATCH GROUP INC	400	85.72	34,288.00	
PINDUODUO INC ADR	19,100	63.09	1,205,019.00	
ENDAVA PLC SPON ADR	3,600	47.89	172,404.00	

FARFETCH LTD CL A	8,300	13.43	111,469.00	
BEIGENE LTD SP ADR	3,400	168.82	573,988.00	
CIGNA CORP	9,900	191.78	1,898,622.00	
MYOKARDIA INC	2,000	106.02	212,050.00	
GALAPAGOS GENOMICS NV	2,500	219.20	548,000.00	
TRADEWEB MARKETS INC A	2,700	60.50	163,350.00	
PAGERDUTY INC	5,865	25.87	151,727.55	
TURNING POINT THERAPEUTICS INC	4,600	55.75	256,450.00	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS INC	4,300	173.68	746,824.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	1,500	78.55	117,825.00	
CHEWY INC	10,400	40.05	416,520.00	
SLACK TECHNOLOGIES INC CL A	53,100	29.69	1,576,539.00	
DYNATRACE INC	10,800	36.49	394,092.00	
10X GENOMICS INC	3,800	78.20	297,160.00	
CLOUDFLARE INC	600	28.04	16,824.00	
DATADOG INC CL A	73,816	70.06	5,171,548.96	
CERENCE INC	21,043	26.79	563,741.97	
PELOTON INTERACTIVE INC CL A	14,300	44.80	640,640.00	
REVOLUTION MEDICINES INC	3,100	34.67	107,477.00	
PASSAGE BIO INC	5,600	20.98	117,488.00	
ACTIVISION BLIZZARD INC	74,800	73.03	5,462,644.00	
BOK FINANCIAL COMMON NEW	22,500	45.75	1,029,375.00	
BLACKROCK INC	8,400	501.20	4,210,080.00	
DOLLAR GENERAL CORP	5,800	181.48	1,052,584.00	
ENPHASE ENERGY INC	36,586	67.04	2,452,725.44	
FACEBOOK INC A	262,400	216.88	56,909,312.00	
FRESHPET INC	2,900	72.72	210,888.00	
MARKETAXESS HLDGS INC	400	478.56	191,424.00	
MASIMO CORP	4,200	246.02	1,033,284.00	
MIRATI THERAPEUTICS INC	1,400	99.93	139,902.00	
SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC	10,500	134.86	1,416,030.00	

	TANDEM DIABETES CARE INC	1,400	81.00	113,400.00	
	ALTERYX INC CL A	100	137.53	13,753.00	
	ALECTOR INC	3,100	28.81	89,311.00	
	CLARIVATE PLC	105,300	23.16	2,438,748.00	
	VIELA BIO INC	14,900	54.21	807,729.00	
アメリカ・ドル　小計		6,457,352		1,076,668,979.70 (116,258,716,428)	
イギリス・ポンド	EXPERIAN PLC	29,290	25.22	738,693.80	
	BOOHOO GROUP PLC	147,819	3.39	502,288.96	
イギリス・ポンド　小計		177,109		1,240,982.76 (164,343,346)	
オーストラリア・ドル	CSL LIMITED	2,497	303.01	756,615.97	
	NEWCREST MINING LTD	18,220	32.00	583,040.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	12,700	14.12	179,324.00	
	CLEAN TEQ HOLDINGS LTD	42,400	0.19	8,056.00	
	XERO LTD (AU)	2,100	79.40	166,740.00	
オーストラリア・ドル　小計		77,917		1,693,775.97 (119,834,650)	
カナダ・ドル	BARRICK GOLD CORP	264,518	39.16	10,358,524.88	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	7,600	25.06	190,456.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	2,000	56.14	112,280.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD (CANA)	1,800	94.76	170,568.00	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	821	322.95	265,141.95	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD-B	7,200	41.18	296,496.00	
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	3,200	41.70	133,440.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	25,700	207.32	5,328,124.00	
	INTACT FINL CORP	1,000	132.96	132,960.00	
	LUNDIN GOLD INC	140,700	12.52	1,761,564.00	
	KIRKLAND LAKE GOLD LTD	43,920	56.34	2,474,452.80	
カナダ・ドル　小計		498,459		21,224,007.63 (1,646,558,512)	
スイス・フラン	ROCHE HLDGS GENUSSCHEIN	2,600	348.25	905,450.00	
	SONOVA HOLDING AG REG CL B	1,246	203.80	253,934.80	
	IDORSIA LTD	52,725	31.46	1,658,728.50	

スイス・フラン　小計		56,571		2,818,113.30 (313,543,286)	
スウェーデン・クローナ	EVOLUTION GAMING GROUP AB	19,363	530.20	10,266,262.60	
スウェーデン・クローナ　小計		19,363		10,266,262.60 (114,468,827)	
デンマーク・クローネ	VESTAS WIND SYSTEMS AS	28,366	626.40	17,768,462.40	
	GENMAB AS	900	1,975.00	1,777,500.00	
	NETCOMPANY GROUP AS	1,900	390.80	742,520.00	
デンマーク・クローネ　小計		31,166		20,288,482.40 (321,369,561)	
ユーロ	ADIDAS AG	9,252	218.10	2,017,861.20	
	EUROFINS SCIENTIFIC SA	861	550.60	474,066.60	
	MORPHOSYS AG	9,595	119.25	1,144,203.75	
	EDENRED	2,200	35.13	77,286.00	
	ZALANDO SE	2,000	52.84	105,680.00	
	ADYEN BV	2,773	1,048.00	2,906,104.00	
	L'OREAL SA ORD	1,200	248.30	297,960.00	
	SANOFI	1,100	86.84	95,524.00	
ユーロ　小計		28,981		7,118,685.55 (840,716,763)	
合計		7,899,418		120,554,633,834 (120,538,602,834)	

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AMERICAN TOWER CORP	31,300.00	7,198,061.00	
		EQUITY COMMONWEALTH	13,100.00	426,536.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	16,900.00	975,468.00	
		PROLOGIS INC	3,700.00	313,316.00	
	アメリカ・ドル　小計		65,000.00	8,913,381.00 (962,466,880)	
投資証券　合計				962,466,880 (962,466,880)	
合計				962,466,880 (962,466,880)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
韓国・ウォン	株式	1銘柄	100%	-%	0.04%
香港・ドル	株式	5銘柄	100%	-%	0.59%
アメリカ・ドル	株式	199銘柄	99.18%	-%	96.48%
	投資証券	4銘柄	-%	0.82%	
イギリス・ポンド	株式	2銘柄	100%	-%	0.14%
オーストラリア・ドル	株式	5銘柄	100%	-%	0.10%
カナダ・ドル	株式	11銘柄	100%	-%	1.36%
スイス・フラン	株式	3銘柄	100%	-%	0.26%
スウェーデン・クローナ	株式	1銘柄	100%	-%	0.09%
デンマーク・クローネ	株式	3銘柄	100%	-%	0.26%
ユーロ	株式	8銘柄	100%	-%	0.69%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の３、第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３期中間計算期間（2020年５月21日から2020年11月20日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年1月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田信之　印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・米国株式ファンド Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）の2020年5月21日から2020年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ・米国株式ファンド Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）の2020年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年5月21日から2020年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2020年5月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2020年1月15日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第２期計算期間 2020年５月20日現在	第３期中間計算期間 2020年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	16,439,259	85,592,609
親投資信託受益証券	27,634,872,382	27,082,092,915
派生商品評価勘定	253,798	7,186,742
未収入金	266,747,916	460,006,377
流動資産合計	27,918,313,355	27,634,878,643
資産合計	27,918,313,355	27,634,878,643
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	110,449,755	1,844,078
未払金	199,756	6,248,665
未払解約金	56,229,851	97,455,833
未払受託者報酬	3,710,069	3,885,056
未払委託者報酬	218,896,819	229,220,773
その他未払費用	1,743,892	1,965,803
流動負債合計	391,230,142	340,620,208
負債合計	391,230,142	340,620,208
純資産の部		
元本等		
元本	23,517,499,734	19,370,679,351
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,009,583,479	7,923,579,084
（分配準備積立金）	3,194,945,324	2,452,947,827
元本等合計	27,527,083,213	27,294,258,435
純資産合計	27,527,083,213	27,294,258,435
負債純資産合計	27,918,313,355	27,634,878,643

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期中間計算期間 自 2019年５月21日 至 2019年11月20日	第３期中間計算期間 自 2020年５月21日 至 2020年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,873,396,157	4,518,057,250
為替差損益	66,981,898	944,300,207
営業収益合計	1,940,378,055	5,462,357,457
営業費用		
受託者報酬	4,133,092	3,885,056
委託者報酬	243,855,248	229,220,773
その他費用	2,384,273	1,985,089
営業費用合計	250,372,613	235,090,918
営業利益又は営業損失（△）	1,690,005,442	5,227,266,539
経常利益又は経常損失（△）	1,690,005,442	5,227,266,539
中間純利益又は中間純損失（△）	1,690,005,442	5,227,266,539
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	228,519,806	809,818,875
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,440,508,853	4,009,583,479
剰余金増加額又は欠損金減少額	251,008,410	474,035,772
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	251,008,410	474,035,772
剰余金減少額又は欠損金増加額	351,937,266	977,487,831
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	351,937,266	977,487,831
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,801,065,633	7,923,579,084

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第２期計算期間 2020年５月20日現在	第３期中間計算期間 2020年11月20日現在
１．元本の推移		
期首元本額	30,658,662,272 円	23,517,499,734 円
期中追加設定元本額	5,003,318,570 円	1,485,050,764 円
期中一部解約元本額	12,144,481,108 円	5,631,871,147 円
２．受益権の総数	23,517,499,734 口	19,370,679,351 口
３．１口当たり純資産額	1.1705 円	1.4091 円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第２期中間計算期間 自　2019年５月21日 至　2019年11月20日	第３期中間計算期間 自　2020年５月21日 至　2020年11月20日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35％以内の額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.36％以内の額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	第２期計算期間 2020年５月20日 現在				第３期中間計算期間 2020年11月20日 現在			
	契約額等 （円）	うち１年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち１年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	27,134,845,752	－	27,245,041,709	△110,195,957	27,202,202,345	－	27,196,859,681	5,342,664
香港・ドル	145,800,372	－	146,377,152	△576,780	269,761,876	－	269,705,397	56,479
アメリカ・ドル	26,283,379,559	－	26,382,465,896	△99,086,337	25,921,854,742	－	25,914,765,065	7,089,677
イギリス・ポンド	34,495,024	－	34,241,226	253,798	66,284,413	－	66,392,712	△108,299
オーストラリア・ドル	24,142,213	－	25,179,880	△1,037,667	25,627,801	－	25,587,215	40,586
カナダ・ドル	345,749,706	－	352,431,538	△6,681,832	521,495,946	－	522,161,640	△665,694
スイス・フラン	69,952,263	－	70,088,973	△136,710	42,256,044	－	42,334,526	△78,482
スウェーデン・クローナ	－	－	－	－	19,892,396	－	19,928,376	△35,980
デンマーク・クローネ	63,360,409	－	64,169,424	△809,015	133,257,254	－	133,674,350	△417,096
ユーロ	167,966,206	－	170,087,620	△2,121,414	201,771,873	－	202,310,400	△538,527
合計	27,134,845,752	－	27,245,041,709	△110,195,957	27,202,202,345	－	27,196,859,681	5,342,664

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年1月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田信之　印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・米国株式ファンド Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）の2020年5月21日から2020年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ・米国株式ファンド Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）の2020年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年5月21日から2020年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2020年5月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2020年1月15日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第２期計算期間 2020年５月20日現在	第３期中間計算期間 2020年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	99,430,193	95,442,793
親投資信託受益証券	43,113,528,066	45,656,641,241
未収入金	409,021,985	611,768,914
流動資産合計	43,621,980,244	46,363,852,948
資産合計	43,621,980,244	46,363,852,948
負債の部		
流動負債		
未払解約金	150,722,537	327,741,006
未払受託者報酬	5,874,178	6,222,109
未払委託者報酬	346,579,592	367,107,566
その他未払費用	2,176,271	2,531,345
流動負債合計	505,352,578	703,602,026
負債合計	505,352,578	703,602,026
純資産の部		
元本等		
元本	36,336,473,618	33,055,947,542
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,780,154,048	12,604,303,380
（分配準備積立金）	5,050,504,513	3,935,860,374
元本等合計	43,116,627,666	45,660,250,922
純資産合計	43,116,627,666	45,660,250,922
負債純資産合計	43,621,980,244	46,363,852,948

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期中間計算期間 自 2019年５月21日 至 2019年11月20日	第３期中間計算期間 自 2020年５月21日 至 2020年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,887,354,512	7,152,843,714
営業収益合計	2,887,354,512	7,152,843,714
営業費用		
受託者報酬	6,222,951	6,222,109
委託者報酬	367,156,549	367,107,566
その他費用	2,888,877	2,573,062
営業費用合計	376,268,377	375,902,737
営業利益又は営業損失（△）	2,511,086,135	6,776,940,977
経常利益又は経常損失（△）	2,511,086,135	6,776,940,977
中間純利益又は中間純損失（△）	2,511,086,135	6,776,940,977
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	188,094,548	1,049,631,221
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,878,715,681	6,780,154,048
剰余金増加額又は欠損金減少額	535,491,525	1,735,025,790
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	535,491,525	1,735,025,790
剰余金減少額又は欠損金増加額	573,163,220	1,638,186,214
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	573,163,220	1,638,186,214
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,164,035,573	12,604,303,380

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項　目	第２期計算期間 2020年５月20日現在	第３期中間計算期間 2020年11月20日現在
１．元本の推移		
期首元本額	43,367,344,447 円	36,336,473,618 円
期中追加設定元本額	11,180,802,239 円	5,213,728,932 円
期中一部解約元本額	18,211,673,068 円	8,494,255,008 円
２．受益権の総数	36,336,473,618 口	33,055,947,542 口
３．１口当たり純資産額	1.1866 円	1.3813 円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第２期中間計算期間 自　2019年５月21日 至　2019年11月20日	第３期中間計算期間 自　2020年５月21日 至　2020年11月20日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35％以内の額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.36％以内の額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・米国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・米国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2020年５月20日現在	2020年11月20日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	5,483,875,837	2,158,791,317
金銭信託	43,793,857	80,824,849
株式	120,554,633,834	127,432,345,629
投資証券	962,466,880	702,578,668
派生商品評価勘定	590,947	23,750,018
未収入金	151,131,925	1,666,876,766
未収配当金	14,126,657	36,690,054
流動資産合計	127,210,619,937	132,101,857,301
資産合計	127,210,619,937	132,101,857,301
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,271,946	132,437
未払金	401,751,955	477,240,962
未払解約金	1,011,195,941	2,104,296,562
その他未払費用	13,203	14,012
流動負債合計	1,423,233,045	2,581,683,973
負債合計	1,423,233,045	2,581,683,973
純資産の部		
元本等		
元本	102,666,527,717	90,093,832,668
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	23,120,859,175	39,426,340,660
元本等合計	125,787,386,892	129,520,173,328
純資産合計	125,787,386,892	129,520,173,328
負債純資産合計	127,210,619,937	132,101,857,301

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2020年５月20日現在	2020年11月20日現在
１．元本の推移		
期首元本額	107,975,043,668 円	102,666,527,717 円
期中追加設定元本額	26,581,648,865 円	7,212,727,778 円
期中一部解約元本額	31,890,164,816 円	19,785,422,827 円
２．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）	22,555,396,982 円	18,838,406,313 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）	35,188,971,651 円	31,758,932,416 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）	5,204,206,563 円	4,252,226,197 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）	10,701,812,476 円	8,958,202,290 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	7,012,309,818 円	6,894,931,894 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	22,003,830,227 円	19,380,287,124 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）	－ 円	7,609,477 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）	－ 円	3,236,957 円
計	102,666,527,717 円	90,093,832,668 円
３．受益権の総数	102,666,527,717 口	90,093,832,668 口
４．１口当たり純資産額	1.2252 円	1.4376 円

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2020年５月20日 現在				2020年11月20日 現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,054,523,770	－	1,064,795,716	△10,271,946	2,073,621,586	－	2,050,027,353	23,594,233
韓国・ウォン	334,939	－	336,082	△1,143	－	－	－	－
香港・ドル	－	－	－	－	20,247,277	－	20,232,167	15,110
アメリカ・ドル	1,020,531,113	－	1,030,483,620	△9,952,507	2,042,432,656	－	2,018,821,503	23,611,153
カナダ・ドル	22,081,335	－	22,321,066	△239,731	－	－	－	－
スイス・フラン	11,576,383	－	11,654,948	△78,565	－	－	－	－
ユーロ	－	－	－	－	10,941,653	－	10,973,683	△32,030
買建	87,108,244	－	87,699,191	590,947	47,775,179	－	47,798,527	23,348
アメリカ・ドル	33,992,657	－	34,285,509	292,852	31,188,930	－	31,213,157	24,227
イギリス・ポンド	－	－	－	－	16,586,249	－	16,585,370	△879
ユーロ	53,115,587	－	53,413,682	298,095	－	－	－	－
合計	1,141,632,014	－	1,152,494,907	△9,680,999	2,121,396,765	－	2,097,825,880	23,617,581

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）、Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は６か月未満であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第５特定期間（2020年５月21日から2020年11月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年1月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田信之　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・米国株式ファンド Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）の2020年5月21日から2020年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・米国株式ファンド Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）の2020年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

【フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第４特定期間 2020年５月20日現在	第５特定期間 2020年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,402	14,780,656
親投資信託受益証券	6,376,193,880	6,113,000,380
派生商品評価勘定	59,471	22,311
未収入金	109,166,079	463,730,098
流動資産合計	6,485,422,832	6,591,533,445
資産合計	6,485,422,832	6,591,533,445
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	26,791,566	1,606,170
未払金	46,967	3,130,003
未払収益分配金	59,080,505	318,501,559
未払解約金	17,206,781	20,152,225
未払受託者報酬	399,663	456,025
未払委託者報酬	23,581,353	26,906,421
その他未払費用	730,175	706,318
流動負債合計	127,837,010	371,458,721
負債合計	127,837,010	371,458,721
純資産の部		
元本等		
元本	5,908,050,521	5,308,359,318
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	449,535,301	911,715,406
（分配準備積立金）	690,637,667	768,846,866
元本等合計	6,357,585,822	6,220,074,724
純資産合計	6,357,585,822	6,220,074,724
負債純資産合計	6,485,422,832	6,591,533,445

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年５月20日	第５特定期間 自 2020年５月21日 至 2020年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	461,315,943	1,060,670,666
為替差損益	△3,148,692	214,069,257
営業収益合計	458,167,251	1,274,739,923
営業費用		
受託者報酬	880,217	912,814
委託者報酬	51,935,309	53,858,491
その他費用	731,757	713,300
営業費用合計	53,547,283	55,484,605
営業利益又は営業損失（△）	404,619,968	1,219,255,318
経常利益又は経常損失（△）	404,619,968	1,219,255,318
当期純利益又は当期純損失（△）	404,619,968	1,219,255,318
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	13,524,803	56,577,334
期首剰余金又は期首欠損金（△）	384,232,440	449,535,301
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,929,141	44,840,105
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,929,141	44,840,105
剰余金減少額又は欠損金増加額	77,217,669	97,952,579
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	77,217,669	97,952,579
分配金	266,503,776	647,385,405
期末剰余金又は期末欠損金（△）	449,535,301	911,715,406

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第４特定期間 2020年５月20日現在	第５特定期間 2020年11月20日現在
１．元本の推移		
期首元本額	6,597,885,631 円	5,908,050,521 円
期中追加設定元本額	301,707,331 円	254,633,803 円
期中一部解約元本額	991,542,441 円	854,325,006 円
２．受益権の総数	5,908,050,521 口	5,308,359,318 口
３．１口当たり純資産額	1.0761 円	1.1718 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第４特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年５月20日	第５特定期間 自 2020年５月21日 至 2020年11月20日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35％以内の額	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.36％以内の額
２．分配金の計算過程 （自2019年11月21日　至2020年２月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（11,379,009円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（737,942,159円）、信託約款に規定される収益調整金（113,297,921円）及び分配準備積立金（235,468,233円）より分配対象収益は1,098,087,322円（１口当たり0.185288円）であり、うち207,423,271円（１口当たり0.035000円）を分配金額としております。 （自2020年２月21日　至2020年５月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（36,126,714円）及び分配準備積立金（749,718,172円）より分配対象収益は785,844,886円（１口当たり0.133013円）であり、うち59,080,505円（１口当たり0.010000円）を分配金額としております。	２．分配金の計算過程 （自2020年５月21日　至2020年８月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（8,420,311円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（588,725,034円）、信託約款に規定される収益調整金（123,599,734円）及び分配準備積立金（626,288,109円）より分配対象収益は1,347,033,188円（１口当たり0.245746円）であり、うち328,883,846円（１口当たり0.060000円）を分配金額としております。 （自2020年８月21日　至2020年11月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,487,640円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（234,196,392円）、信託約款に規定される収益調整金（142,868,540円）及び分配準備積立金（846,664,393円）より分配対象収益は1,230,216,965円（１口当たり0.231751円）であり、うち318,501,559円（１口当たり0.060000円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第４特定期間 2020年５月20日現在	第５特定期間 2020年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△520,025,330	138,272,039
合　計	△520,025,330	138,272,039

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	第４特定期間 2020年５月20日　現在				第５特定期間 2020年11月20日　現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	6,365,601,255	－	6,392,333,350	△26,732,095	6,057,141,396	－	6,058,725,255	△1,583,859
香港・ドル	34,461,694	－	34,589,808	△128,114	60,634,581	－	60,621,886	12,695
アメリカ・ドル	6,166,515,229	－	6,190,663,912	△24,148,683	5,768,030,687	－	5,769,219,988	△1,189,301
イギリス・ポンド	8,057,035	－	7,997,564	59,471	15,334,454	－	15,359,508	△25,054
オーストラリア・ドル	5,621,881	－	5,863,517	△241,636	6,071,934	－	6,062,318	9,616
カナダ・ドル	80,680,038	－	82,239,714	△1,559,676	117,261,273	－	117,410,958	△149,685
スイス・フラン	16,358,591	－	16,390,071	△31,480	9,866,199	－	9,884,524	△18,325
スウェーデン・クローナ	－	－	－	－	4,160,076	－	4,167,600	△7,524
デンマーク・クローネ	14,743,439	－	14,930,784	△187,345	30,408,127	－	30,503,305	△95,178
ユーロ	39,163,348	－	39,657,980	△494,632	45,374,065	－	45,495,168	△121,103
合計	6,365,601,255	－	6,392,333,350	△26,732,095	6,057,141,396	－	6,058,725,255	△1,583,859

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	4,252,226,197	6,113,000,380	
親投資信託受益証券　合計		4,252,226,197	6,113,000,380	
合計		4,252,226,197	6,113,000,380	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2021年1月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田信之　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・米国株式ファンド Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）の2020年5月21日から2020年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・米国株式ファンド Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）の2020年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・米国株式ファンド　Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第４特定期間 2020年５月20日現在	第５特定期間 2020年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,620,358	7,433,506
親投資信託受益証券	13,111,860,645	12,878,311,612
未収入金	214,197,148	796,851,129
流動資産合計	13,332,678,151	13,682,596,247
資産合計	13,332,678,151	13,682,596,247
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	121,343,883	563,876,266
未払解約金	34,627,956	52,935,680
未払受託者報酬	822,687	955,935
未払委託者報酬	48,539,636	56,401,403
その他未払費用	1,646,655	1,589,519
流動負債合計	206,980,817	675,758,803
負債合計	206,980,817	675,758,803
純資産の部		
元本等		
元本	12,134,388,396	11,277,525,332
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	991,308,938	1,729,312,112
（分配準備積立金）	1,736,972,540	1,255,242,847
元本等合計	13,125,697,334	13,006,837,444
純資産合計	13,125,697,334	13,006,837,444
負債純資産合計	13,332,678,151	13,682,596,247

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年５月20日	第５特定期間 自 2020年５月21日 至 2020年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	954,248,164	2,211,014,548
営業収益合計	954,248,164	2,211,014,548
営業費用		
受託者報酬	1,834,845	1,910,261
委託者報酬	108,258,464	112,708,264
その他費用	1,651,009	1,592,385
営業費用合計	111,744,318	116,210,910
営業利益又は営業損失（△）	842,503,846	2,094,803,638
経常利益又は経常損失（△）	842,503,846	2,094,803,638
当期純利益又は当期純損失（△）	842,503,846	2,094,803,638
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	17,918,959	81,345,013
期首剰余金又は期首欠損金（△）	965,220,957	991,308,938
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,919,458	106,711,688
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,919,458	106,711,688
剰余金減少額又は欠損金増加額	226,543,859	182,250,624
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	226,543,859	182,250,624
分配金	613,872,505	1,199,916,515
期末剰余金又は期末欠損金（△）	991,308,938	1,729,312,112

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第４特定期間 2020年５月20日現在	第５特定期間 2020年11月20日現在
１．元本の推移		
期首元本額	13,687,208,278 円	12,134,388,396 円
期中追加設定元本額	714,049,631 円	626,781,635 円
期中一部解約元本額	2,266,869,513 円	1,483,644,699 円
２．受益権の総数	12,134,388,396 口	11,277,525,332 口
３．１口当たり純資産額	1.0817 円	1.1533 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第４特定期間 自 2019年11月21日 至 2020年５月20日	第５特定期間 自 2020年５月21日 至 2020年11月20日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35％以内の額	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.36％以内の額
２．分配金の計算過程 （自2019年11月21日　至2020年２月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（24,292,268円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（1,969,275,175円）、信託約款に規定される収益調整金（440,571,896円）及び分配準備積立金（442,507,735円）より分配対象収益は2,876,647,074円（１口当たり0.233623円）であり、うち492,528,622円（１口当たり0.040000円）を分配金額としております。 （自2020年２月21日　至2020年５月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（130,979,337円）及び分配準備積立金（1,858,316,423円）より分配対象収益は1,989,295,760円（１口当たり0.163939円）であり、うち121,343,883円（１口当たり0.010000円）を分配金額としております。	２．分配金の計算過程 （自2020年５月21日　至2020年８月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（17,665,821円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（644,980,177円）、信託約款に規定される収益調整金（433,456,752円）及び分配準備積立金（1,614,984,878円）より分配対象収益は2,711,087,628円（１口当たり0.234435円）であり、うち636,040,249円（１口当たり0.055000円）を分配金額としております。 （自2020年８月21日　至2020年11月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（12,423,210円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（251,504,558円）、信託約款に規定される収益調整金（474,069,265円）及び分配準備積立金（1,555,191,345円）より分配対象収益は2,293,188,378円（１口当たり0.203341円）であり、うち563,876,266円（１口当たり0.050000円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第４特定期間 2020年５月20日現在	第５特定期間 2020年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△1,124,231,023	301,658,232
合　計	△1,124,231,023	301,658,232

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	8,958,202,290	12,878,311,612	
親投資信託受益証券　合計		8,958,202,290	12,878,311,612	
合計		8,958,202,290	12,878,311,612	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・米国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・米国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2020年５月20日現在	2020年11月20日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	5,483,875,837	2,158,791,317
金銭信託	43,793,857	80,824,849
株式	120,554,633,834	127,432,345,629
投資証券	962,466,880	702,578,668
派生商品評価勘定	590,947	23,750,018
未収入金	151,131,925	1,666,876,766
未収配当金	14,126,657	36,690,054
流動資産合計	127,210,619,937	132,101,857,301
資産合計	127,210,619,937	132,101,857,301
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,271,946	132,437
未払金	401,751,955	477,240,962
未払解約金	1,011,195,941	2,104,296,562
その他未払費用	13,203	14,012
流動負債合計	1,423,233,045	2,581,683,973
負債合計	1,423,233,045	2,581,683,973
純資産の部		
元本等		
元本	102,666,527,717	90,093,832,668
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	23,120,859,175	39,426,340,660
元本等合計	125,787,386,892	129,520,173,328
純資産合計	125,787,386,892	129,520,173,328
負債純資産合計	127,210,619,937	132,101,857,301

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2020年５月20日現在	2020年11月20日現在
１．元本の推移		
期首元本額	109,137,861,315 円	102,666,527,717 円
期中追加設定元本額	10,207,293,956 円	7,212,727,778 円
期中一部解約元本額	16,678,627,554 円	19,785,422,827 円
２．期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）	22,555,396,982 円	18,838,406,313 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）	35,188,971,651 円	31,758,932,416 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）	5,204,206,563 円	4,252,226,197 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）	10,701,812,476 円	8,958,202,290 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	7,012,309,818 円	6,894,931,894 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	22,003,830,227 円	19,380,287,124 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）	－ 円	7,609,477 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）	－ 円	3,236,957 円
計	102,666,527,717 円	90,093,832,668 円
３．受益権の総数	102,666,527,717 口	90,093,832,668 口
４．１口当たり純資産額	1.2252 円	1.4376 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2020年５月20日現在 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	2020年11月20日現在 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	21,366,312,308	21,512,393,801
投資証券	21,544,314	22,874,052
合　計	21,387,856,622	21,535,267,853

（注）2020年５月20日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年５月21日から2020年５月20日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2020年５月20日　現在				2020年11月20日　現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,054,523,770	－	1,064,795,716	△10,271,946	2,073,621,586	－	2,050,027,353	23,594,233
韓国・ウォン	334,939	－	336,082	△1,143	－	－	－	－
香港・ドル	－	－	－	－	20,247,277	－	20,232,167	15,110
アメリカ・ドル	1,020,531,113	－	1,030,483,620	△9,952,507	2,042,432,656	－	2,018,821,503	23,611,153
カナダ・ドル	22,081,335	－	22,321,066	△239,731	－	－	－	－
スイス・フラン	11,576,383	－	11,654,948	△78,565	－	－	－	－
ユーロ	－	－	－	－	10,941,653	－	10,973,683	△32,030
買建	87,108,244	－	87,699,191	590,947	47,775,179	－	47,798,527	23,348
アメリカ・ドル	33,992,657	－	34,285,509	292,852	31,188,930	－	31,213,157	24,227
イギリス・ポンド	－	－	－	－	16,586,249	－	16,585,370	△879
ユーロ	53,115,587	－	53,413,682	298,095	－	－	－	－
合計	1,141,632,014	－	1,152,494,907	△9,680,999	2,121,396,765	－	2,097,825,880	23,617,581

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

通　貨	銘　柄	株　式　数	評価額		備考
			単　価	金　額	
日本円	ＺＯＺＯ	3,400	2,471.00	8,401,400	
	ＴＯＴＯ	8,700	5,790.00	50,373,000	
	ソニー	5,900	9,235.00	54,486,500	
	トヨタ自動車	11,200	7,352.00	82,342,400	
	任天堂	900	54,550.00	49,095,000	
	ユニ・チャーム	947	5,097.00	4,826,859	
日本円　小計		31,047		249,525,159	
韓国・ウォン	HYUNDAI MOTOR CO	2,400	180,000.00	432,000,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	20,600	64,600.00	1,330,760,000.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	2,200	518,000.00	1,139,600,000.00	
	LG CHEMICAL LTD	433	721,000.00	312,193,000.00	
韓国・ウォン　小計		25,633		3,214,553,000.00 (300,239,250)	
香港・ドル	BYD COMPANY LTD H	25,500	172.30	4,393,650.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	15,800	573.00	9,053,400.00	
	NETEASE INC	20,600	134.10	2,762,460.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	109,200	245.20	26,775,840.00	
	ZAI LAB LTD	6,800	809.00	5,501,200.00	
	MEITUAN CL B	68,900	294.00	20,256,600.00	
	INNOVENT BIOLOGICS INC	118,500	54.45	6,452,325.00	
	WUXI APPTEC CO LTD H	41,600	123.00	5,116,800.00	
	HANSOH PHARMACETICAL GROUP	131,000	33.80	4,427,800.00	
	VENUS MEDTECH HANGZHOU INC H	31,000	73.85	2,289,350.00	
	JD.COM INC CL A	32,900	332.20	10,929,380.00	
香港・ドル　小計		601,800		97,958,805.00 (1,312,647,986)	
アメリカ・ドル	AES CORP	12,500	20.88	261,000.00	
	ABBOTT LABORATORIES	46,000	111.00	5,106,000.00	
	CHUBB LTD	3,500	147.37	515,795.00	
	ADOBE INC	69,900	466.41	32,602,059.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES INC	113,400	85.54	9,700,236.00	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	7,400	270.36	2,000,664.00	

	SKYWORKS SOLUTIONS INC	6,300	139.36	877,968.00	
	AMGEN INC	2,691	224.67	604,586.97	
	ANALOG DEVICES INC	11,400	136.17	1,552,338.00	
	APPLE INC	202,600	118.64	24,036,464.00	
	APPLIED MATERIALS INC	6,900	77.25	533,025.00	
	BARRICK GOLD CORP (USA)	15,900	24.18	384,462.00	
	BED BATH & BEYOND INC	15,700	20.43	320,751.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL A	173	345,000.00	59,685,000.00	
	BEST BUY CO INC	11,900	118.83	1,414,077.00	
	BIO RAD LABORATORIES CL A	7,200	574.38	4,135,536.00	
	BOSTON BEER COMPANY CL A	300	930.37	279,111.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	47,225	62.09	2,932,200.25	
	CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	35,500	112.60	3,997,300.00	
	CINTAS CORP	11,900	367.89	4,377,891.00	
	COCA COLA CO	58,409	53.13	3,103,270.17	
	COLGATE-PALMLIVE CO	7,200	85.38	614,736.00	
	DANAHER CORP	65,000	225.83	14,678,950.00	
	TARGET CORP	800	171.37	137,096.00	
	DECKERS OUTDOOR CORP	4,700	248.70	1,168,890.00	
	DEERE & CO	9,400	255.59	2,402,546.00	
	DISNEY (WALT) CO	20,807	141.72	2,948,768.04	
	PERKINELMER INC	19,700	130.81	2,576,957.00	
	EQUIFAX INC	700	173.61	121,527.00	
	FMC CORP NEW	1,300	115.32	149,916.00	
	FAIR ISSAC CORP	300	479.30	143,790.00	
	FASTENAL CO	5,200	47.98	249,496.00	
	M & T BANK CORPORATION	5,500	120.46	662,530.00	
	GENERAL ELECTRIC CO	142,938	9.66	1,380,781.08	
	WW GRAINGER INC	900	422.86	380,574.00	
	HARLEY-DAVIDSON INC	4,200	36.91	155,022.00	
	HOLOGIC INC	27,006	70.01	1,890,690.06	
	HOME DEPOT INC	43,000	270.93	11,649,990.00	
	HUMANA INC	15,800	407.17	6,433,286.00	
	IDEX CORPORATION	1,800	196.07	352,926.00	

ILLINOIS TOOL WORKS INC	4,900	206.89	1,013,761.00	
INTUIT INC	9,700	361.44	3,505,968.00	
KLA CORP	2,100	243.75	511,875.00	
LAM RESEARCH CORP	14,500	437.68	6,346,360.00	
LATTICE SEMICOMDUCTOR CORP	147,100	40.62	5,975,202.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	37,400	241.92	9,047,808.00	
LENNAR CORP-CL A	20,800	76.30	1,587,040.00	
LILLY (ELI) & CO	53,000	143.41	7,600,730.00	
LOCKHEED MARTIN CORP	4,500	376.46	1,694,070.00	
LOWE'S COMPANIES	13,400	149.60	2,004,640.00	
MCDONALDS CORP	6,150	215.11	1,322,926.50	
S&P GLOBAL INC	2,600	338.63	880,438.00	
MICROSOFT CORP	233,100	212.42	49,515,102.00	
MOHAWK INDUSTRIES INC	2,000	126.98	253,960.00	
NEWMONT CORP	47,900	61.41	2,941,539.00	
NIKE INC CL B	69,800	131.91	9,207,318.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	3,893	309.48	1,204,805.64	
OWENS AND MINOR INC	11,800	23.33	275,294.00	
PG&E CORP	174,400	12.29	2,143,376.00	
PACCAR INC	15,629	90.04	1,407,235.16	
PENN NATIONAL GAMING	4,900	70.50	345,450.00	
PEPSICO INC	6,200	143.32	888,584.00	
PROCTER & GAMBLE CO	3,500	139.53	488,355.00	
PROGRESSIVE CORP OHIO	24,300	94.27	2,290,761.00	
QUALCOMM INC	134,900	147.53	19,901,797.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS INC	35,900	514.71	18,478,089.00	
SHERWIN WILLIAMS CO	13,700	728.73	9,983,601.00	
STARBUCKS CORP	3,900	97.76	381,264.00	
STRYKER CORP	2,200	233.57	513,854.00	
TJX COMPANIES INC	14,600	61.56	898,776.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	2,600	157.27	408,902.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	31,500	453.10	14,272,650.00	
UNION PACIFIC CORP	20,100	204.55	4,111,455.00	

VERTEX PHARMCEUTICALS INC	58,400	211.97	12,379,048.00	
WALMART INC	42,900	152.12	6,525,948.00	
WHIRLPOOL CORP	1,200	192.56	231,072.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP CL A	800	358.39	286,712.00	
ASML HLDG NV (NY REG SHS) NEW	3,950	423.36	1,672,272.00	
SILGAN HOLDINGS INC	21,944	34.48	756,629.12	
AMAZON COM INC	27,153	3,117.02	84,636,444.06	
MORGAN STANLEY	40,500	58.63	2,374,515.00	
SEMTECH CORP	17,195	67.92	1,167,884.40	
TAIWAN SEMIC MFG CO LTD SP ADR	17,200	96.61	1,661,692.00	
METTLER-TOLEDO INTL INC	2,500	1,147.34	2,868,350.00	
FREEPORT MCMORAN INC	87,400	21.11	1,845,014.00	
RESMED INC	7,300	211.76	1,545,848.00	
EBAY INC	69,200	49.78	3,444,776.00	
BANK OF AMERICA CORPORATION	179,900	26.98	4,853,702.00	
NVIDIA CORP	81,250	537.61	43,680,812.50	
MARRIOTT INTERNATIONAL INC A	2,200	121.11	266,442.00	
PATTERSON COMPANIES INC	32,600	27.57	898,782.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	35,200	383.54	13,500,608.00	
UNITED PARCEL SERVICE INC CL B	56,200	166.48	9,356,176.00	
ARTHUR J GALLAGHAR AND CO	1,100	116.04	127,644.00	
DR HORTON INC	20,200	75.10	1,517,020.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	43,832	85.24	3,736,239.68	
UNITEDHEALTH GROUP INC	132,400	337.00	44,618,800.00	
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	39,400	44.18	1,740,692.00	
MOODYS CORP	9,800	274.12	2,686,376.00	
TAPESTRY INC	5,000	28.40	142,000.00	
ASTRAZENECA PLC SPONS ADR	102,100	54.03	5,516,463.00	

JPMORGAN CHASE & CO	27,700	115.56	3,201,012.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	7,400	165.58	1,225,292.00	
AMPHENOL CORPORATION CLASS A	41,200	127.20	5,240,640.00	
HDFC BANK LTD SPON ADR	3,300	66.62	219,846.00	
AMETEK INC NEW	4,233	118.18	500,255.94	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	8,200	146.79	1,203,678.00	
CONSTELLATION BRANDS INC CLASS A	2,500	204.21	510,525.00	
SYNAPTICS INC	23,600	79.74	1,881,864.00	
NETFLIX INC	113,500	484.67	55,010,045.00	
COMCAST CORP CL-A	18,400	49.48	910,432.00	
GARMIN LTD	12,429	114.29	1,420,510.41	
DICKS SPORTING GOODS INC	2,100	55.97	117,537.00	
HENRY SCHEIN INC	5,700	63.50	361,950.00	
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	3,500	122.05	427,175.00	
SEAGEN INC	8,330	174.37	1,452,502.10	
ACUITY BRANDS INC	5,600	112.34	629,104.00	
AXON ENTERPRISE INC	1,200	123.10	147,720.00	
SALESFORCE.COM INC	198,448	264.65	52,519,263.20	
INTUITIVE SURGICAL INC	7,200	733.95	5,284,440.00	
DOMINOS PIZZA INC	2,100	385.04	808,584.00	
NASDAQ INC	900	124.76	112,284.00	
CH ROBINSON WORLDWIDE INC	2,500	93.77	234,425.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	2,400	123.81	297,144.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,850	1,310.46	3,734,811.00	
DEXCOM INC	25,800	330.64	8,530,512.00	
HESS CORP	8,300	47.07	390,681.00	
NEW ORIENTL ED&TECH GR INC-ADR	2,400	180.67	433,608.00	
ANSYS INC	400	324.12	129,648.00	

NUANCE COMMUNICATIONS INC	3,200	39.71	127,072.00	
MASTERCARD INC CL A	19,900	333.88	6,644,212.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	200	344.60	68,920.00	
MERCADOLIBRE INC	300	1,370.30	411,090.00	
MSCI INC	3,700	400.79	1,482,923.00	
VISA INC CL A	53,400	207.57	11,084,238.00	
ACCENTURE PLC CL A	41,200	243.20	10,019,840.00	
VERISK ANALYTICS INC	2,200	205.72	452,584.00	
MERCK & CO INC NEW	25,700	80.39	2,066,023.00	
FORTINET INC	700	117.03	81,921.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	10,600	151.35	1,604,310.00	
NEXTERA ENERGY INC	3,600	75.13	270,468.00	
COSTAR GROUP INC	3,400	894.75	3,042,150.00	
JAZZ PHARMA PLC	9,000	143.66	1,292,940.00	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	9,500	38.54	366,130.00	
SERVICENOW INC	18,000	514.33	9,257,940.00	
TESLA INC	1,200	499.27	599,124.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	900	287.52	258,768.00	
ABBVIE INC	30,100	99.67	3,000,067.00	
ZOETIS INC CL A	48,700	166.31	8,099,297.00	
FORTUNE BRANDS HOME & SEC INC	35,527	85.11	3,023,702.97	
L BRANDS INC	3,700	39.55	146,335.00	
T-MOBILE US INC	79,810	129.19	10,310,653.90	
VEEVA SYS INC CL A	27,500	272.57	7,495,675.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	2,400	102.80	246,720.00	
ACCELERON PHARMA INC	5,600	110.92	621,152.00	
IQVIA HOLDINGS INC	6,500	169.55	1,102,075.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	700	392.64	274,848.00	
ULTRAGENYX PHARMA INC	10,700	112.82	1,207,174.00	
ALIBABA GROUP HLD LTD SPON ADR	15,900	259.89	4,132,251.00	

HORIZON THERAPEUTICS PLC	43,300	71.09	3,078,197.00	
WAYFAIR INC	1,700	248.55	422,535.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	1,100	117.96	129,756.00	
ANTHEM INC	12,700	311.85	3,960,495.00	
QORVO INC	14,600	146.86	2,144,156.00	
MEDTRONIC PLC	4,500	111.00	499,500.00	
BLUEPRINT MEDICINES CORP	1,900	96.71	183,749.00	
MONSTER BEVERAGE CORP NEW	11,100	83.73	929,403.00	
WESTROCK CO	6,600	42.59	281,094.00	
PAYPAL HLDGS INC	58,800	190.90	11,224,920.00	
ALPHABET INC CL C	2,650	1,763.92	4,674,388.00	
ALPHABET INC CL A	13,970	1,758.57	24,567,222.90	
ATLASSIAN CORP PLC CLS A	65,400	199.45	13,044,030.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC A	6,050	650.54	3,935,767.00	
TWILIO INC CLASS A	7,700	295.64	2,276,428.00	
FORTIVE CORP	9,309	71.33	664,010.97	
COUPA SOFTWARE INC	22,500	314.05	7,066,125.00	
SQUARE INC CL A	12,300	191.66	2,357,418.00	
INPHI CORP	800	149.13	119,304.00	
RINGCENTRAL INC CL A	1,340	296.90	397,846.00	
MAXLINEAR INC	1,600	28.42	45,472.00	
SNAP INC - A	50,800	42.29	2,148,332.00	
TG THERAPEUTICS INC	94,800	29.76	2,821,248.00	
OKTA INC CL A	214,700	232.45	49,907,015.00	
INGERSOLL RAND INC	4,100	44.20	181,220.00	
ARGENX SE SPONSORED ADR	1,847	264.15	487,885.05	
ZAI LAB LTD UNSPNRD ADR	7,400	103.63	766,862.00	
MONGODB INC CL A	44,023	255.11	11,230,707.53	
SEA LTD ADR	700	173.47	121,429.00	
DROPBOX INC CL A	29,400	18.92	556,248.00	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	11,200	249.94	2,799,328.00	
ASCENDIS PHARMA AS SPON ADR	800	151.20	120,960.00	
CERIDIAN HCM HLDG INC	8,100	97.35	788,535.00	

REPLIMUNE GROUP INC	9,800	49.12	481,376.00	
SVMK INC	7,700	21.13	162,701.00	
GUARDANT HEALTH INC	1,900	108.51	206,169.00	
BIOHAVEN PHARM HOLDING CO LTD	1,700	96.76	164,492.00	
YETI HOLDINGS INC	600	60.23	36,138.00	
STONECO LTD CL A	2,200	68.82	151,404.00	
LOGITECH INT SA (USA)	3,600	83.79	301,644.00	
BEIGENE LTD SP ADR	2,000	281.91	563,820.00	
DELL TECHNOLOGIES INC CL C	2,500	68.50	171,250.00	
ALCON INC	1,900	63.34	120,346.00	
TURNING POINT THERAPEUTICS INC	6,100	102.39	624,579.00	
PINTEREST INC CL A	2,100	65.95	138,495.00	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS INC	500	414.29	207,145.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	92,900	49.26	4,576,254.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	3,300	143.76	474,408.00	
SLACK TECHNOLOGIES INC CL A	27,900	27.73	773,667.00	
ADAPTIVE BIOTECHNOLOGIES CORP	8,611	45.51	391,886.61	
CHANGE HEALTHCARE INC	2,924	16.85	49,269.40	
PHREESIA INC	19,100	40.81	779,471.00	
DYNATRACE INC	24,000	35.96	863,040.00	
10X GENOMICS INC	2,900	137.77	399,533.00	
CLOUDFLARE INC	26,100	65.89	1,719,729.00	
DATADOG INC CL A	64,116	88.89	5,699,271.24	
ENVISTA HOLDINGS CORP	9,100	29.07	264,537.00	
KODIAK SCIENCES INC	2,200	137.92	303,424.00	
CARVANA CO CL A	1,100	227.00	249,700.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	4,000	66.16	264,640.00	
CARRIER GLOBAL CORP	17,400	39.13	680,862.00	
VROOM INC	6,861	36.71	251,867.31	

	CPG NEWCO LLC	10,800	35.06	378,648.00	
	ROYALTY PHARMA PLC	16,700	41.48	692,716.00	
	DRAFTKINGS INC CL A	9,100	49.32	448,812.00	
	MATCH GROUP INC	9,647	132.31	1,276,394.57	
	RELAY THERAPEUTICS INC	5,400	52.50	283,500.00	
	ALLOVIR INC	3,000	33.93	101,790.00	
	ROCKET COS INC	14,800	21.26	314,648.00	
	KYMERA THERAPEUTICS INC	2,000	50.12	100,240.00	
	XPENG INC ADR	29,900	48.11	1,438,489.00	
	SNOWFLAKE INC CL A	4,000	264.00	1,056,000.00	
	JFROG LTD	1,600	62.12	99,392.00	
	PULMONX CORP	1,400	46.68	65,352.00	
	VONTIER CORP	8,563	30.72	263,055.36	
	SHATTUCK LABS INC	5,800	30.16	174,928.00	
	SUNSHINE SILVER MINING & REFIN	27,300	6.32	172,536.00	
	ALLEGRO MICROSYSTEMS INC	7,700	22.53	173,481.00	
	TELOS CORP	6,100	20.29	123,769.00	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	65,000	75.93	4,935,450.00	
	BLACKROCK INC	14,600	673.48	9,832,808.00	
	DOLLAR GENERAL CORP	17,800	211.21	3,759,538.00	
	ENPHASE ENERGY INC	9,286	128.89	1,196,872.54	
	FACEBOOK INC A	262,400	272.94	71,619,456.00	
	FIRST SOLAR INC	3,200	84.06	268,992.00	
	PENTAIR PLC	2,400	53.27	127,848.00	
	MARKETAXESS HLDGS INC	1,200	534.22	641,064.00	
	MASIMO CORP	3,800	246.47	936,586.00	
	MIRATI THERAPEUTICS INC	9,700	226.87	2,200,639.00	
	MONOLITHIC POWER SYS INC	400	312.32	124,928.00	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	2,900	451.39	1,309,031.00	
	SUPERNUS PHARMACEUTICALS INC	6,200	21.11	130,882.00	
	WEST PHARMACEUTICAL SVCS INC	2,100	281.22	590,562.00	

	WESTLAKE CHEMICAL CORP	1,900	74.53	141,607.00	
	CLARIVATE PLC	113,900	27.98	3,186,922.00	
	ADVANTAGE SOLUTIONS INC A	14,100	9.82	138,462.00	
	VIELA BIO INC	16,000	34.90	558,400.00	
	CORSAIR GAMING INC	4,600	37.90	174,340.00	
アメリカ・ドル　小計		6,229,069		1,161,726,089.63 (120,680,106,191)	
イギリス・ポンド	ADMIRAL GROUP PLC	36,168	29.39	1,062,977.52	
	EXPERIAN PLC	29,562	29.33	867,053.46	
	DIRECT LINE INSURANCE GRP PLC	31,000	3.03	94,116.00	
	B&M EUROPEAN VALUE RETAIL S.A.	102,200	4.87	498,122.80	
イギリス・ポンド　小計		198,930		2,522,269.78 (347,266,104)	
インド・ルピー	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	11,300	1,826.35	20,637,755.00	
インド・ルピー　小計		11,300		20,637,755.00 (29,099,234)	
オーストラリア・ドル	CSL LIMITED	1,297	310.27	402,420.19	
	NEWCREST MINING LTD	12,420	28.31	351,610.20	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	23,700	14.14	335,118.00	
	CLEAN TEQ HOLDINGS LTD	42,400	0.29	12,508.00	
	XERO LTD (AU)	4,000	124.16	496,640.00	
オーストラリア・ドル　小計		83,817		1,598,296.39 (120,831,207)	
カナダ・ドル	BARRICK GOLD CORP	214,018	31.56	6,754,408.08	
	ROYAL BANK OF CANADA	3,500	103.97	363,895.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD (CANA)	11,200	88.20	987,840.00	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	8,221	441.35	3,628,338.35	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD-B	11,000	43.24	475,640.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	26,004	166.81	4,337,727.24	
	INTACT FINL CORP	2,100	147.81	310,401.00	
	NOVAGOLD RESOURCES INC	129,000	13.65	1,760,850.00	
	SHOPIFY INC CL A	8,300	1,262.00	10,474,600.00	
	IVANHOE MINES LTD	8,100	5.72	46,332.00	

	LUNDIN GOLD INC	140,700	10.90	1,533,630.00	
	SANDSTORM GOLD LTD	76,500	9.75	745,875.00	
カナダ・ドル　小計		638,643		31,419,536.67 (2,495,653,798)	
スイス・フラン	SONOVA HOLDING AG REG CL B	650	223.40	145,210.00	
	IDORSIA LTD	63,145	26.20	1,654,399.00	
スイス・フラン　小計		63,795		1,799,609.00 (205,317,390)	
スウェーデン・クローナ	EVOLUTION GAMING GROUP AB	11,463	649.80	7,448,657.40	
スウェーデン・クローナ　小計		11,463		7,448,657.40 (89,979,781)	
デンマーク・クローネ	VESTAS WIND SYSTEMS AS	30,566	1,192.00	36,434,672.00	
	GENMAB AS	1,300	2,275.00	2,957,500.00	
デンマーク・クローネ　小計		31,866		39,392,172.00 (651,940,446)	
ユーロ	UCB SA	6,900	90.94	627,486.00	
	ADIDAS AG	2,652	282.00	747,864.00	
	EUROFINS SCIENTIFIC SA	8,610	72.44	623,708.40	
	EDENRED	2,247	45.23	101,631.81	
	ZALANDO SE	1,300	79.40	103,220.00	
	DELIVERY HERO SE	800	99.28	79,424.00	
	ADYEN BV	2,680	1,592.00	4,266,560.00	
	HELLOFRESH AG	3,100	46.90	145,390.00	
	L'OREAL SA ORD	1,600	310.80	497,280.00	
	IBERDROLA SA	20,127	11.36	228,642.72	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	600	304.80	182,880.00	
	KERING SA	157	612.00	96,084.00	
ユーロ　小計		50,773		7,700,170.93 (949,739,083)	
合計		7,978,136		127,432,345,629 (127,182,820,470)	

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AMERICAN TOWER CORP	16,700.00	3,981,781.00	
		EQUITY COMMONWEALTH	18,900.00	501,606.00	
		PROLOGIS INC	9,900.00	989,901.00	
		SIMON PPTY GROUP INC - REIT	16,000.00	1,290,080.00	
	アメリカ・ドル　小計		61,500.00	6,763,368.00 (702,578,668)	
投資証券　合計				702,578,668 (702,578,668)	
合計				702,578,668 (702,578,668)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
韓国・ウォン	株式　4銘柄	100%	-%	0.23%
香港・ドル	株式　11銘柄	100%	-%	1.03%
アメリカ・ドル	株式　257銘柄 投資証券　4銘柄	99.42% -%	-% 0.58%	94.92%
イギリス・ポンド	株式　4銘柄	100%	-%	0.27%
インド・ルピー	株式　1銘柄	100%	-%	0.02%
オーストラリア・ドル	株式　5銘柄	100%	-%	0.09%
カナダ・ドル	株式　12銘柄	100%	-%	1.95%
スイス・フラン	株式　2銘柄	100%	-%	0.16%
スウェーデン・クローナ	株式　1銘柄	100%	-%	0.07%
デンマーク・クローネ	株式　2銘柄	100%	-%	0.51%
ユーロ	株式　12銘柄	100%	-%	0.74%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	27,686,348,376	円
Ⅱ　負債総額	142,775,896	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	27,543,572,480	円
Ⅳ　発行済数量	18,752,649,973	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4688	円

Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	46,360,368,578	円
Ⅱ　負債総額	161,182,183	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	46,199,186,395	円
Ⅳ　発行済数量	32,139,932,848	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4374	円

Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	6,427,981,916	円
Ⅱ　負債総額	31,838,396	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,396,143,520	円
Ⅳ　発行済数量	5,236,444,121	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2215	円

Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	13,469,737,548	円
Ⅱ　負債総額	42,350,642	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	13,427,386,906	円
Ⅳ　発行済数量	11,187,575,208	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2002	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	138,521,575,892	円
Ⅱ　負債総額	8,084,805	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	138,513,491,087	円
Ⅳ　発行済数量	92,422,272,779	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4987	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換
該当事項はありません。

(2) 受益者名簿
作成しません。

(3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2020年12月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近５年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

１．個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。

２．ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

３．ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2020年12月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託161本、親投資信託45本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額3,271,492,252,013円です。

３【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第34期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。第35期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年６月10日

フィデリティ投信株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大畑　茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第33期 （2019年３月31日）	第34期 （2020年３月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		1,427,907	1,814,655
立替金		100,317	77,706
前払費用		13,866	23,391
未収委託者報酬		5,388,448	5,452,894
未収収益		741,116	633,653
未収入金	＊１	150,419	558,652
未収還付法人税等		50,510	42,699
未収還付消費税等		120,394	－
流動資産計		7,992,981	8,603,652
固定資産			
無形固定資産			
電話加入権		7,487	7,487
無形固定資産合計		7,487	7,487
投資その他の資産			
長期貸付金	＊１	23,346,748	2,420,123
長期差入保証金		25,145	14,570
繰延税金資産		1,089,396	227,879
その他		430	230
投資その他の資産合計		24,461,720	2,662,803
固定資産計		24,469,207	2,670,290
資産合計		32,462,188	11,273,943
負債の部			
流動負債			
預り金		30,687	37
未払金	＊１		
未払手数料		2,369,952	2,403,887
その他未払金		1,653,290	1,209,713
未払費用		592,634	518,188
未払消費税等		－	344,568
賞与引当金		1,469,810	750,040
その他流動負債		931	355
流動負債合計		6,117,307	5,226,791
固定負債			
長期賞与引当金		298,547	316,834
退職給付引当金		4,712,577	1,906,773
関係会社引当金		－	370,080
固定負債合計		5,011,125	2,593,688
負債合計		11,128,432	7,820,479
純資産の部			
株主資本			
資本金		1,000,000	1,000,000
利益剰余金			
利益準備金		100,000	250,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		20,233,755	2,203,463
利益剰余金合計		20,333,755	2,453,463
株主資本合計		21,333,755	3,453,463
純資産合計		21,333,755	3,453,463
負債・純資産合計		32,462,188	11,273,943

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

		第33期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第34期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益			
委託者報酬		38,212,229	36,061,978
その他営業収益		3,152,985	2,825,039
営業収益計		41,365,214	38,887,017
営業費用	＊１		
支払手数料		17,804,844	16,651,629
広告宣伝費		504,887	700,958
調査費			
調査費		606,194	393,179
委託調査費		7,658,693	6,973,949
営業雑経費			
通信費		35,533	31,784
印刷費		63,293	61,362
協会費		30,701	24,701
諸会費		2,487	282
営業費用計		26,706,635	24,837,847
一般管理費			
給料			
給料・手当		2,408,072	2,507,196
賞与		1,717,394	2,193,019
福利厚生費		580,285	612,591
交際費		22,538	24,462
旅費交通費		156,818	154,257
租税公課		96,478	110,239
弁護士報酬		9,625	9,913
不動産賃貸料・共益費		598,215	610,202
支払ロイヤリティ		305,883	－
退職給付費用		210,619	212,987
消耗器具備品費		8,177	8,261
事務委託費		6,249,198	4,925,533
諸経費		325,845	330,336
一般管理費計		12,689,151	11,698,999
営業利益		1,969,426	2,350,170
営業外収益			
受取利息	＊１	139,478	104,125
保険配当金		8,570	7,305
雑益		6,818	3,555
営業外収益計		154,868	114,986
営業外費用			
寄付金		41	－
為替差損		90,627	11,668
営業外費用計		90,668	11,668
経常利益		2,033,626	2,453,488
特別利益			
賞与引当金戻入益	＊２	－	797,838
特別利益計		－	797,838
特別損失			
特別退職金		49,075	29,218
事務過誤損失		－	16
特別損失計		49,075	29,235
税引前当期純利益		1,984,550	3,222,091
法人税、住民税及び事業税		385,388	240,866
法人税等調整額		296,615	861,516
法人税等合計		682,003	1,102,382
当期純利益		1,302,546	2,119,707

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	100,000	18,931,208	19,031,208	20,031,208
当期変動額					
当期純利益	－	－	1,302,546	1,302,546	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	1,302,546	1,302,546	1,302,546
当期末残高	1,000,000	100,000	20,233,755	20,333,755	21,333,755

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	20,031,208
当期変動額			
当期純利益	－	－	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－
当期変動額合計	－	－	1,302,546
当期末残高	－	－	21,333,755

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	100,000	20,233,755	20,333,755	21,333,755
当期変動額					
準備金の積立	－	150,000	(150,000)	－	－
剰余金の配当	－	－	(20,000,000)	(20,000,000)	(20,000,000)
当期純利益	－	－	2,119,707	2,119,707	2,119,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	150,000	(18,030,293)	(17,880,293)	(17,880,293)
当期末残高	1,000,000	250,000	2,203,463	2,453,463	3,453,463

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	21,333,755
当期変動額			
準備金の積立	－	－	－
剰余金の配当	－	－	(20,000,000)
当期純利益	－	－	2,119,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－
当期変動額合計	－	－	(17,880,293)
当期末残高	－	－	3,453,463

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

(2)賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3)関係会社引当金

親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性を勘案し、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)グループ通算制度への移行に係る税効果会計

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号　2020年3月31日)第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1 ： 顧客との契約を識別する。

ステップ2 ： 契約における履行義務を識別する。

ステップ3 ： 取引価格を算定する。

ステップ4 ： 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5 ： 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」 (企業会計基準第30号 令和元年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年７月４日)

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)
＊1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第33期 (2019年3月31日)	第34期 (2020年3月31日)
未収入金	108,246 千円	481,355 千円
その他未払金	1,254,001 千円	909,606 千円
長期貸付金	21,850,000 千円	1,880,000 千円

(損益計算書関係)
＊1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業費用	11,203,862 千円	9,335,190 千円
受取利息	61,374 千円	43,406 千円

＊2 特別利益に計上されている賞与引当金戻入益
当社グループは当会計期間において賞与引当金の見積期間（7月1日から6月30日を1月1日から12月31日に）の改定を行いました。これに伴い、2019年6月30日時点で計上されていた賞与引当金のうち797,838千円を取り崩し、当会計期間において賞与引当金戻入益として認識しております。

(株主資本等変動計算書関係)
第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	―	―	20,000 株
合計	20,000 株	―	―	20,000 株

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	―	―	20,000 株
合計	20,000 株	―	―	20,000 株

2. 配当に関する事項
① 金銭による配当
該当事項はありません。
② 金銭以外による配当
2019年11月29日の取締役会において、次のとおり決議しております。
(1) 配当財産の種類 長期貸付金
(2) 配当財産の帳簿価格 20,000,000 千円
(3) 1株当たりの配当額 1,000 千円
(4) 効力発生日 2019年11月29日

(リース取引関係)
該当事項はありません。

(金融商品関係)
1. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。
また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。
未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。
また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。
また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2.　金融商品の時価に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

第33期（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	1,427,907	1,427,907	－
(2) 未収委託者報酬	5,388,448	5,388,448	－
(3) 未収収益	741,116	741,116	－
(4) 未収入金	150,419	150,419	－
(5) 長期貸付金	23,346,748	23,346,748	－
資産計	31,054,638	31,054,638	－
(1) 未払手数料	2,369,952	2,369,952	－
(2) その他未払金	1,653,290	1,653,290	－
(3) 未払費用	592,634	592,634	－
負債計	4,615,876	4,615,876	－

第34期（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	1,814,655	1,814,655	－
(2) 未収委託者報酬	5,452,894	5,452,894	－
(3) 未収収益	633,653	633,653	－
(4) 未収入金	558,652	558,652	－
(5) 長期貸付金	2,420,123	2,420,123	－
資産計	10,879,977	10,879,977	－
(1) 未払手数料	2,403,887	2,403,887	－
(2) その他未払金	1,209,713	1,209,713	－
(3) 未払費用	518,188	518,188	－
(4) 未払消費税等	344,568	344,568	－
負債計	4,476,356	4,476,356	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項
第33期 (2019年3月31日)
資産
(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(5) 長期貸付金
変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。
負債
(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用
短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第34期 (2020年3月31日)
資産
(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(5) 長期貸付金
変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。
負債
(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等
短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
第33期 (2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,427,907	―	―	―
未収委託者報酬	5,388,448	―	―	―
未収収益	741,116	―	―	―
未収入金	150,419	―	―	―
合計	7,707,892	―	―	―

金銭債権のうち長期貸付金(23,346,748千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第34期 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,814,655	―	―	―
未収委託者報酬	5,452,894	―	―	―
未収収益	633,653	―	―	―
未収入金	558,652	―	―	―
合計	8,459,855	―	―	―

金銭債権のうち長期貸付金(2,420,123千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)
第33期 (2019年3月31日)
1.その他有価証券
該当事項はありません。

2.当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。

第34期 (2020年3月31日)
1.その他有価証券
該当事項はありません。

2.当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)
第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
1.採用している退職給付制度の概要
当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度
(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	4,776,447
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の発生額	△35,733
退職給付の支払額	△341,816
制度改定による変動額	－
為替変動による影響額	120,471
その他	△225
退職給付債務の期末残高	4,704,708

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	4,704,708
未認識過去勤務費用	7,869
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,712,577
退職給付引当金	4,712,577
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,712,577

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の費用処理額	△35,733
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	147,957

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.4%

3.確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は86,210千円であります。

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1.採用している退職給付制度の概要
当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度
(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	4,704,708
勤務費用	168,372
利息費用	7,558
数理計算上の差異の発生額	△31,353
退職給付の支払額	△2,920,688
制度改定による変動額	－
為替変動による影響額	△11,362
その他	△16,455
退職給付債務の期末残高	1,900,779

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	1,900,779
未認識過去勤務費用	5,994
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,906,773
退職給付引当金	1,906,773
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,906,773

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	168,372
利息費用	7,558
数理計算上の差異の費用処理額	△31,353
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	142,702

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.5%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は87,966千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2019年3月31日)	第34期 (2020年3月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	101,830	140,844
賞与引当金	441,058	217,927
退職給付引当金	1,451,987	583,853
資産除去債務	2,685	2,685
その他	116,978	242,912
繰延税金資産小計	2,114,538	1,188,221
評価性引当額	△803,096	△812,395
繰延税金資産合計	1,311,444	375,826
繰延税金負債		
未払金	186,975	147,947
長期貸付金	△35,073	0
繰延税金負債合計	222,048	147,947
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	1,089,396	227,879

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第33期 (2019年3月31日)	第34期 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.81%	3.34%
評価性引当額	1.90%	△0.28%
過年度法人税等	△0.04%	0.49%
その他	0.08%	0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.38%	34.21%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)
セグメント情報
第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び 第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
1.サービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報 (単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	10,579,865	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳ リート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	9,025,455	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,447,177	投資信託の運用

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1.サービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報 (単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	8,974,384	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳ リート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	8,352,497	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,276,573	投資信託の運用

関連当事者情報

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 6,981	投資顧問業	被所有間接100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3）	千円 －	未収入金	千円 82,094
							共通発生経費負担額（注4）	6,977,863	未払金	557,126
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有直接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1）	千円 450,000	長期貸付金	千円 21,850,000
							利息の受取（注1）	61,374	未収入金	20,309
							共通発生経費負担額（注4）	429,152	未払金	81,239
							連結法人税の個別帰属額	－	未払金	294,863
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ会社経営管理	被所有間接100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 3,796,845	未払金	千円 314,928

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 9,257,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	千円 600,501	未払金	千円 23,643
							投資信託販売に係る代行手数料（注5）	877,675	未払金	174,703
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 717,522	未払金	千円 71,425
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千米ドル 1,676	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	千円 305,883	未払金	千円 127,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 6,981	投資顧問業	被所有間接100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3）	千円 －	未収入金	千円 477,134
							共通発生経費負担額（注4）	6,299,993	未払金	495,523
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有直接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	貸付金の回収（注1）	千円 19,970,000	長期貸付金	千円 1,880,000
							利息の受取（注1）	43,406	未収入金	4,221
							共通発生経費負担額（注4）	406,439	未払金	81,434
							連結法人税の個別帰属額	－	未払金	66,142
							剰余金の配当	20,000,000	未払金	－
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ会社経営管理	被所有間接100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 2,628,757	未払金	千円 266,506

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
			千円					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	10,007,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	637,950	未払金	4,469
							投資信託販売に係る代行手数料（注5）	801,519	未払金	174,463
			千米ドル					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	784,703	未払金	108,258

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注2）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注3）当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

（注4）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注5）代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

（1株当たり情報）

	第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額	1,066,687円79銭	172,673円19銭
1株当たり当期純利益	65,127円34銭	105,985円40銭

（注1）1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当期純利益(千円)	1,302,546	2,119,707
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,302,546	2,119,707
期中平均株式数	20,000株	20,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020年12月４日

フィデリティ投信株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大　畑　　茂

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2020年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

科目	注記番号	第35期中間会計期間末 (2020年9月30日) 金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		4,007,734	
未収委託者報酬		5,702,350	
未収収益		488,665	
未収入金		145,661	
その他		378,818	
流動資産計		10,723,230	79.8
Ⅱ　固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
長期貸付金		2,420,239	
長期差入保証金		13,505	
会員預託金		230	
繰延税金資産		269,109	
投資その他の資産計		2,703,083	20.1
固定資産計		2,710,570	20.2
資産合計		13,433,800	100.0

科目	注記番号	第35期中間会計期間末 (2020年9月30日) 金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
Ⅰ　流動負債			
未払手数料		2,506,075	
その他未払金		1,009,787	
未払費用		280,610	
未払法人税等		625,098	
賞与引当金		1,382,837	
その他	*1	295,660	
流動負債計		6,100,069	45.4
Ⅱ　固定負債			
長期賞与引当金		496,786	
退職給付引当金		1,967,827	
関係会社引当金		370,080	
固定負債計		2,834,694	21.1
負債合計		8,934,763	66.5
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	
利益剰余金			
利益準備金		250,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		3,249,036	
利益剰余金合計		3,499,036	
株主資本合計		4,499,036	33.5
純資産合計		4,499,036	33.5
負債・純資産合計		13,433,800	100.0

(2) 中間損益計算書

科目	注記番号	第35期中間会計期間 自　2020年4月1日 至 2020年9月30日 金額（千円）	百分比（%）
Ⅰ　営業収益			
委託者報酬		16,838,005	
その他営業収益		1,166,982	
営業収益計		18,004,987	100.0
Ⅱ　営業費用及び一般管理費		16,410,876	91.1
営業利益		1,594,110	8.9
Ⅲ　営業外収益	*2	36,355	0.2
Ⅳ　営業外費用		－	－
経常利益		1,630,465	9.1
Ⅴ　特別利益		－	－
Ⅵ　特別損失		1,808	0.0
特別退職金		1,808	0.0
税引前中間純利益		1,628,657	9.0
法人税等	*1	583,084	3.2
中間純利益		1,045,573	5.8

重要な会計方針

項目	第35期中間会計期間 自　2020年4月1日 至 2020年9月30日
1. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。 (2) 賞与引当金、長期賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 関係会社引当金 親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) グループ通算制度への移行に係る税効果会計 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日） 第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第35期中間会計期間末 2020年9月30日
＊1　消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第35期中間会計期間 自　2020年4月1日 至　2020年9月30日
＊1　税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。
＊2　営業外収益の主要な項目	営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息　9,976千円 為替差益　16,837千円

（リース取引関係）

第35期中間会計期間（自 2020年4月1日　至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期中間会計期間（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	4,007,734	4,007,734	－
（２）未収委託者報酬	5,702,350	5,702,350	－
（３）未収収益	488,665	488,665	－
（４）未収入金	145,661	145,661	－
（５）長期貸付金	2,420,239	2,420,239	－
資産計	12,764,651	12,764,651	－
（１）未払手数料	2,506,075	2,506,075	－
（２）その他未払金	1,009,787	1,009,787	－
負債計	3,515,863	3,515,863	－

（注）　１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収収益、（４）未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(持分法損益等)

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位:千円)	関連するサービス の種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	3,849,561	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳリート・ファンドB (為替ヘッジなし)	3,491,756	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	2,693,083	投資信託の運用

(1株当たり情報)

	第35期中間会計期間 自　2020年4月1日 至 2020年9月30日
1株当たり純資産額	224,951.84円
1株当たり中間純利益金額	52,278.66円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額	1,045,573千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る中間純利益金額	1,045,573千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(注) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）

投資信託約款

ー　運用の基本方針　ー

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・米国株式マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

① フィデリティ・米国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年５月 20 日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託『フィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）』
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）、フィデリティ・米国株式ファンド　Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）、フィデリティ・米国株式ファンド　Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年５月 22 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）、フィデリティ・米国株式ファンド　Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で 1,000 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」

といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

② 前項の受益権の価額は、１口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の１口当たりの受益権の価額は、原則として第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 第１項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金（第２項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）

ハ　約束手形

ニ　金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・米国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号なら

びに第 17 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 29 条において同じ。）、第 29 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第３項および同法第 32 条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 20 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図

をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売り出しにより取得する株券
5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間

に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の借入れの指図および範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

（有価証券の空売りの指図および範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 27 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 28 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第 29 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を

行なう体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．投資信託財産の保存に係る業務
２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10％以内
③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 37 条　この信託の計算期間は、毎年５月 21 日から翌年５月 20 日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第１期の計算期間は信託契約締結日から 2019 年５月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 38 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用等）

第 39 条　投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
６．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤　第３項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 40 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配

分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

④　委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

（収益の分配方式）

第 41 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 42 条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第 45 条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 43 条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第３項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 44 条　受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 42 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 45 条　受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第 46 条　委託者は、第４条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 47 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 48 条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社

に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第51条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条　この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第54条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合におい

て、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.fidelity.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 57 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 58 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2018 年５月 22 日

委託者 東京都港区六本木七丁目７番７号
フィデリティ投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目２番２号
野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）

投資信託約款

－　運用の基本方針　－

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・米国株式マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

① フィデリティ・米国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年５月 20 日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託『フィデリティ・米国株式ファンド　Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）』
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年５月 22 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で 1,000 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」

といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

② 前項の受益権の価額は、１口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の１口当たりの受益権の価額は、原則として第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 第１項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金（第２項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）

ハ　約束手形

ニ　金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・米国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号なら

びに第 17 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 29 条において同じ。）、第 29 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第３項および同法第 32 条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 20 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図

をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売り出しにより取得する株券
5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間

に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の借入れの指図および範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

（有価証券の空売りの指図および範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 27 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 28 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第 29 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を

行なう体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．投資信託財産の保存に係る業務
２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10％以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 37 条　この信託の計算期間は、毎年５月 21 日から翌年５月 20 日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第１期の計算期間は信託契約締結日から 2019 年５月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 38 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用等）

第 39 条　投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
６．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤　第３項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 40 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配

分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

④　委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

（収益の分配方式）

第 41 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 42 条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第 45 条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 43 条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第３項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 44 条　受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 42 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 45 条　受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第 46 条　委託者は、第４条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 47 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 48 条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社

に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第51条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条　この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第54条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合におい

て、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.fidelity.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 57 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 58 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2018 年５月 22 日

委託者 東京都港区六本木七丁目７番７号
フィデリティ投信株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目２番２号
野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）

投資信託約款

－　運用の基本方針　－

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・米国株式マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

① フィデリティ・米国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年２月、５月、８月および 11 月の各 20 日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託『フィデリティ・米国株式ファンド　Cコース（分配重視型・為替ヘッジあり）』
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）、フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）、フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年５月 22 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Aコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Bコース（資産成長型・為替ヘッジなし）、フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で 1,000 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」

といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

② 前項の受益権の価額は、１口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の１口当たりの受益権の価額は、原則として第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 第１項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金（第２項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）

ハ　約束手形

ニ　金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・米国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号なら

びに第 17 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 29 条において同じ。）、第 29 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第３項および同法第 32 条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 20 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図

をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売り出しにより取得する株券
5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間

に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の借入れの指図および範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

（有価証券の空売りの指図および範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 27 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 28 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第 29 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を

行なう体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．投資信託財産の保存に係る業務
２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10％以内
③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 37 条　この信託の計算期間は、毎年２月 21 日から５月 20 日まで、５月 21 日から８月 20 日まで、８月 21 日から 11 月 20 日までおよび 11 月 21 日から翌年２月 20 日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第１期の計算期間は信託契約締結日から 2018 年８月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 38 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用等）

第 39 条　投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
６．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤　第３項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年５月および 11 月に到来する毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 40 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁しま

す。

④　委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

（収益の分配方式）

第 41 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 42 条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第 45 条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 43 条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第３項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 44 条　受託者は、収益分配金については第 42 条第１項に規定する支払開始日までに、償還金については第 42 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第４項に規定する支払日ま

でに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 45 条 受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第 46 条 委託者は、第４条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 49 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 50 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 51 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 52 条　この信託は、受益者が第 45 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 53 条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第 54 条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 55 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これ

を交付するものとします。

（公告）

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.fidelity.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第57条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　2018年5月22日

委託者　　東京都港区六本木七丁目7番7号
フィデリティ投信株式会社

受託者　　東京都千代田区大手町二丁目2番2号
野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

フィデリティ・米国株式ファンド　Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）

投資信託約款

－　運用の基本方針　－

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・米国株式マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

① フィデリティ・米国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎年２月、５月、８月および 11 月の各 20 日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託『フィデリティ・米国株式ファンド　Dコース（分配重視型・為替ヘッジなし）』
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）投資信託約款に規定する信託の合計で金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）投資信託約款に規定する信託の合計で金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年５月 22 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）、フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）投資信託約款に規定する信託の合計で 1,000 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」

といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

② 前項の受益権の価額は、１口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の１口当たりの受益権の価額は、原則として第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 第１項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金（第２項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）

ハ　約束手形

ニ　金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・米国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号なら

びに第 17 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 29 条において同じ。）、第 29 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第３項および同法第 32 条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 20 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図

をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売り出しにより取得する株券
5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間

に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の借入れの指図および範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

（有価証券の空売りの指図および範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 27 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 28 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第 29 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を

行なう体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．投資信託財産の保存に係る業務
２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10％以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 37 条　この信託の計算期間は、毎年２月 21 日から５月 20 日まで、５月 21 日から８月 20 日まで、８月 21 日から 11 月 20 日までおよび 11 月 21 日から翌年２月 20 日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第１期の計算期間は信託契約締結日から 2018 年８月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 38 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用等）

第 39 条　投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
６．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤　第３項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年５月および 11 月に到来する毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 40 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁しま

す。

④　委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

（収益の分配方式）

第 41 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 42 条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第 45 条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 43 条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第３項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 44 条　受託者は、収益分配金については第 42 条第１項に規定する支払開始日までに、償還金については第 42 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第４項に規定する支払日ま

でに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第45条 受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第46条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 49 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 50 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 51 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 52 条　この信託は、受益者が第 45 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 53 条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第 54 条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 55 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これ

を交付するものとします。

（公告）

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.fidelity.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第57条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　2018年5月22日

委託者　　東京都港区六本木七丁目7番7号
フィデリティ投信株式会社

受託者　　東京都千代田区大手町二丁目2番2号
野村信託銀行株式会社

Fidelity
INTERNATIONAL

投資信託説明書(請求目論見書)

フィデリティ・米国株式ファンド

Eコース
(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり)
Fコース
(毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／株式
2021.02.18

設定・運用は
フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

IECR2102-041-S

Fidelity INTERNATIONAL

１．この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・米国株式ファンド　Eコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）及びフィデリティ・米国株式ファンド　Fコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2020年7月20日に関東財務局長に提出し、2020年8月5日にその届出の効力が生じております。
２．ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
３．お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
４．課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	フィデリティ投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　デレック・ヤング
本店の所在の場所	東京都港区六本木七丁目７番７号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　次

第一部　証券情報…… 1
第二部　ファンド情報…… 4
第１　ファンドの状況…… 4
１　ファンドの性格…… 4
２　投資方針…… 11
３　投資リスク…… 21
４　手数料等及び税金…… 24
５　運用状況…… 28
第２　管理及び運営…… 39
１　申込（販売）手続等…… 39
２　換金（解約）手続等…… 41
３　資産管理等の概要…… 43
４　受益者の権利等…… 47
第３　ファンドの経理状況…… 49
１　財務諸表…… 52
２　ファンドの現況…… 85
第４　内国投資信託受益証券事務の概要…… 86
第三部　委託会社等の情報…… 87
第１　委託会社等の概況…… 87
１　委託会社等の概況…… 87
２　事業の内容及び営業の概況…… 88
３　委託会社等の経理状況…… 89
４　利害関係人との取引制限…… 115
５　その他…… 115
＜添付＞　投資信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

フィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

フィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

（以上を総称して、以下「ファンド」といいます。また、必要に応じて、「フィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）」を「Ｅコース」、「フィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）」を「Ｆコース」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：ＥコースおよびＦコースの合計で10億円を上限とします。

継続申込期間：各ファンドにつき２兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

当初申込期間：受益権１口当たり１円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額＊1とします。

＊１　「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日＊2における受益権総口数で除して得た受益権１口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。

＊２　「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞にＥコースは「フ米国株式Ｅ」、Ｆコースは「フ米国株式Ｆ」としてそれぞれ略称で掲載されます。

（５）【申込手数料】

① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）に3.30％*（税抜 3.00％）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

＊ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」ということがあります。）が含まれております。

※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、各コース間の乗り換え（以下「スイッチング」といいます。）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※ スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

① 申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、１口の整数倍をもって取得の申込みができます。

② 販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：2020年８月５日

継続申込期間：2020年８月６日から2021年８月18日まで

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

＜当初申込期間＞

取得申込者は、当初申込期間中に申込代金*を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。当初申込期間を通じた発行価額の総額は、ファンドの当初設定日（2020年８月６日）に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、ファンドの受託会社である野村信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

＜継続申込期間＞

取得申込者は、申込代金*を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

＊　「申込代金」とは、お申込み金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）×お申込み口数）に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

○　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

②　ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、Ｅコースおよび Ｆコースの合計で１兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③　ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

「Ｅコース」、「Ｆコース」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	**株式**
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 （　　）
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内　　外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株　　式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「Ｅコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 　（　　） 不動産投信 **その他資産** **（投資信託証券（株式（一般））** 資産複合 　（　　） 　　資産配分固定型 　　資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） **年12回** **（毎月）** 日々 その他 （　　）	**グローバル** **（含む日本）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ ファンズ	**あり** **（フルヘッジ）** なし

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「Ｆコース」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 　（　　） 不動産投信 **その他資産** **（投資信託証券（株式（一般））** 資産複合 　（　　） 　　資産配分固定型 　　資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） **年12回** **（毎月）** 日々 その他 （　　）	**グローバル** **（含む日本）** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ ファンズ	あり （　　） **なし**

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※　ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。
※　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（株式（一般））)…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

あり（フルヘッジ）…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

（注）上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み

各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

④　ファンドの特色

- フィデリティ・米国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- 「ボトム・アップ・アプローチ*」を重視した個別企業分析により、将来有望な成長企業や、ファンダメンタルズに対し株価が割安な企業へ投資を行ないます。
  ＊ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- Ｅコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。Ｆコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLC（注）に、運用の指図に関する権限を委託します。

（注）当該運用の委託先は2020年11月30日付で、「フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー」から「FIAM LLC」に変更になりました。なお、当該変更は、運用担当者所属の組織変更によるもので、当該マザーファンドおよびファンドに係る運用方針や運用スタイル等に変更ありません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ファンドは「フィデリティ・米国株式マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

（参考）運用プロセス

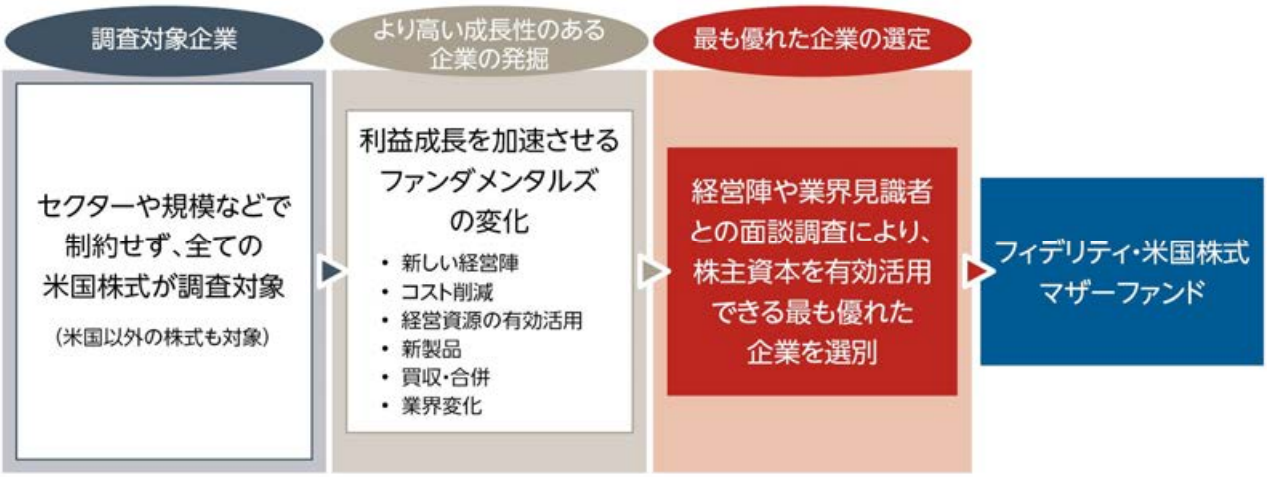

（２）【ファンドの沿革】

2020年８月５日　ファンドの募集開始

2020年８月６日　信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。

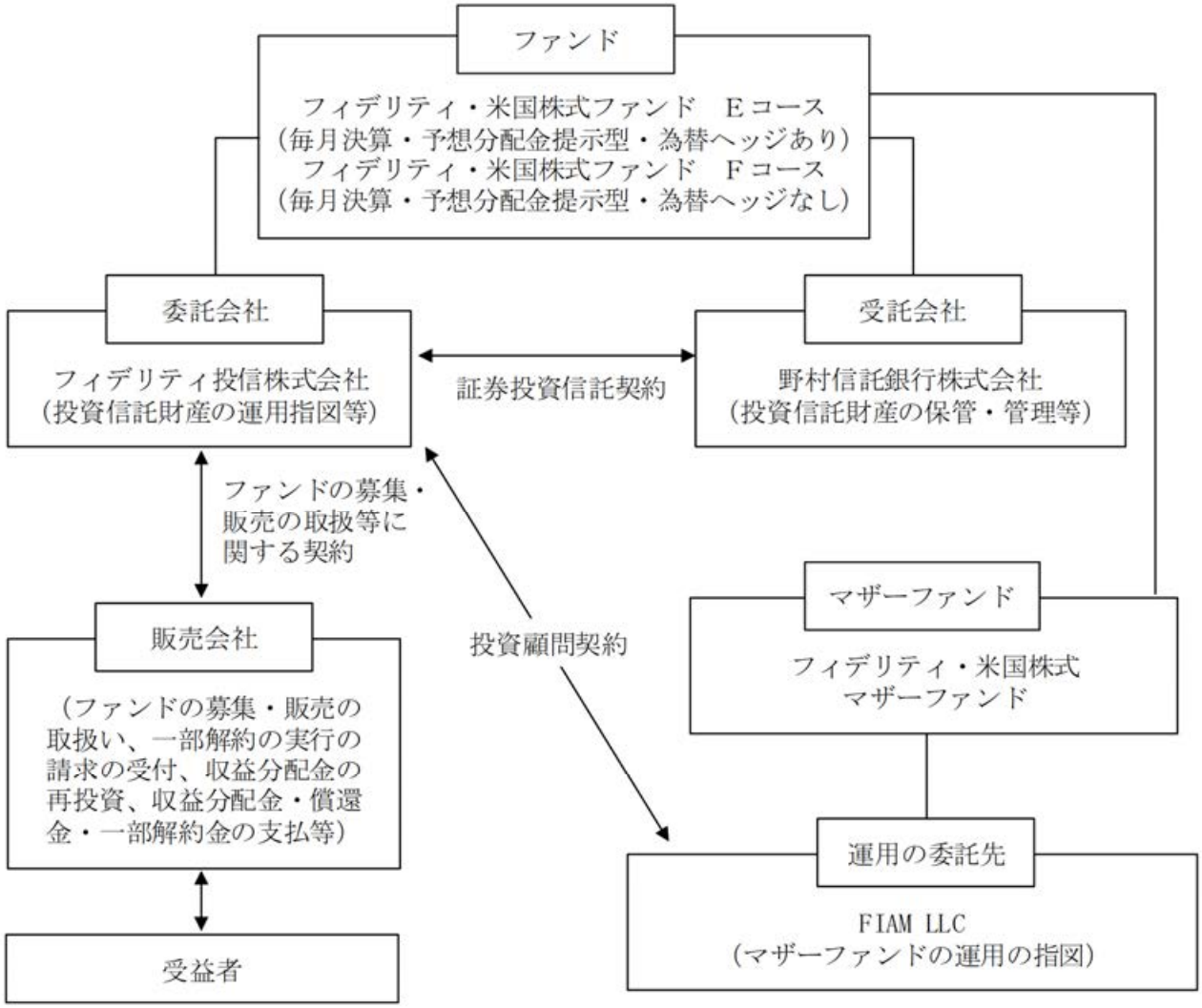

②　委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：FIAM LLC（所在地：米国）

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(参考)

FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況（2020年12月末日現在）

(a) 資本金の額　　金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年２月20日	投資顧問業の登録
同年６月10日	投資一任業務の認可取得
1995年９月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年９月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目７番７号	20,000株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

②　運用方法

(a) 投資対象

フィデリティ・米国株式マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(b) 投資態度

１．フィデリティ・米国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

３．Ｅコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。Ｆコースは、実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

４．資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③　ファンドのベンチマーク

ファンドはベンチマークを設けておりません。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、後掲「（５）投資制限　⑦から⑨」に定めるものに限ります。）

３．約束手形

４．金銭債権

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

②　運用の指図範囲等

(a) 委託会社は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「フィデリティ・米国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．から11．の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で上記21．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書、12．ならびに17．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券および12．ならびに17．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものならびに14．の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13．の証券および14．の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(b) 上記（ａ）の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で上記５．の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに運用の指図に関する権限を委託します。

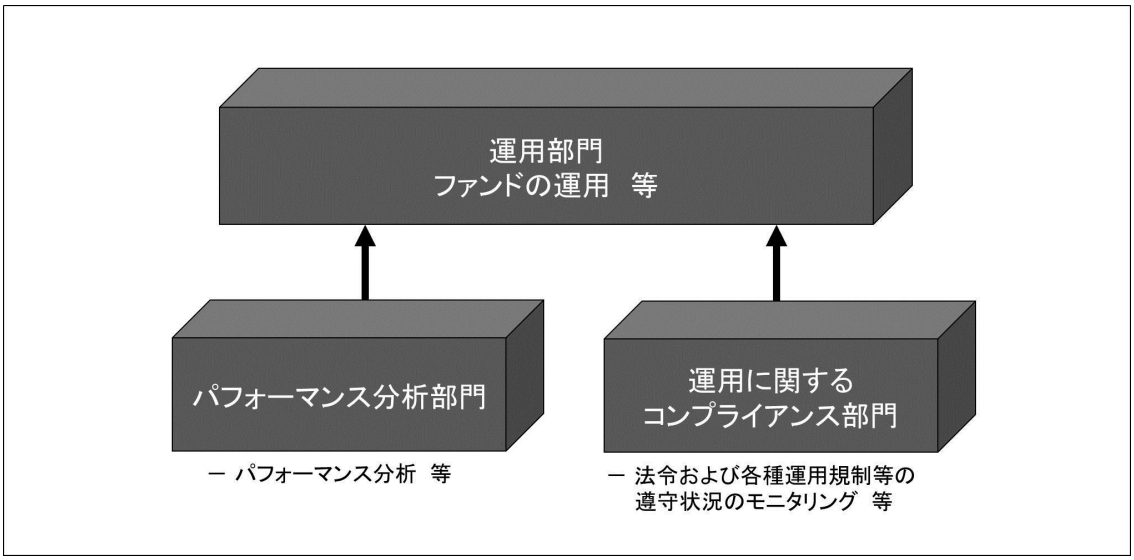

○　運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
○　運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
○　パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
○　運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

・　運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
・　運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年１回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「（３）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎決算時（原則毎月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

(a) 毎計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（１万口当たり、税引前）
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上	300円

※　毎計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

※　基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記表に記載された基準価額水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

※　分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※　上記表に記載された基準価額および分配金額は将来の運用の成果を保証または示唆するものではありません。

(b) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(c) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(d) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（参考）

収益分配金に関する留意事項

1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合

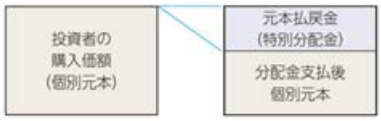

●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
●「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
●「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
※普通分配金に対する課税については、後記「4　手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

3 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。
投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合

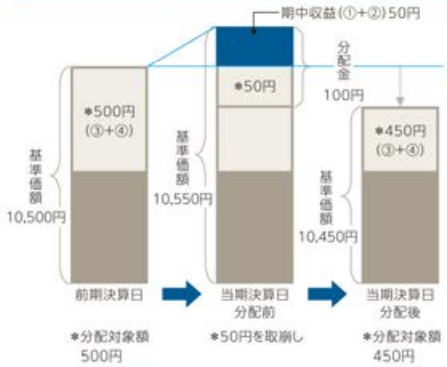

前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合

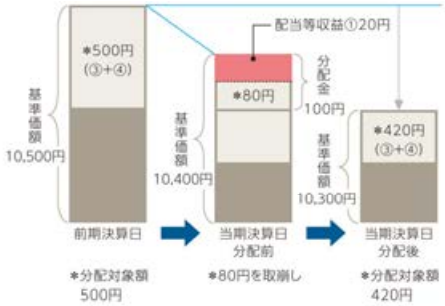

※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始するものとします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜ファンドの投資信託約款に基づく投資制限＞

① 株式への実質投資割合※には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑥ 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記（ａ）の信用取引の指図は、下記１．から６．に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ下記１．から６．に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売り出しにより取得する株券
５．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦　先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧　スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩　有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を下記１．から２．の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

(b) 上記（ａ）１．から２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪　有価証券の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(b) 上記（ａ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ｂ）の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

⑫　有価証券の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または上記⑪の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記（ａ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ｂ）の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑬　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑭　資金の借入れ

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(b) 上記（ａ）の資金借入額は、下記１．から３．に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10％以内

(c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

(d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑮ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。）については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

＜投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限＞

① 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

② デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

③ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

（参考情報）

フィデリティ・米国株式マザーファンドの概要

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1)　投資対象

米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。

(2)　投資態度

①　主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ないます。

②　株式への投資は、高位を維持することを基本とします。

③　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④　デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

＜価格変動リスク＞

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

＜為替変動リスク＞

Ｅコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Ｆコースは為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

■その他の変動要因

＜信用リスク＞

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

＜デリバティブ（派生商品）に関するリスク＞

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

＜クーリング・オフ＞

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜エマージング市場に関わる留意点＞

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

＜解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性＞

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

＜ファミリーファンド方式にかかる留意点＞

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

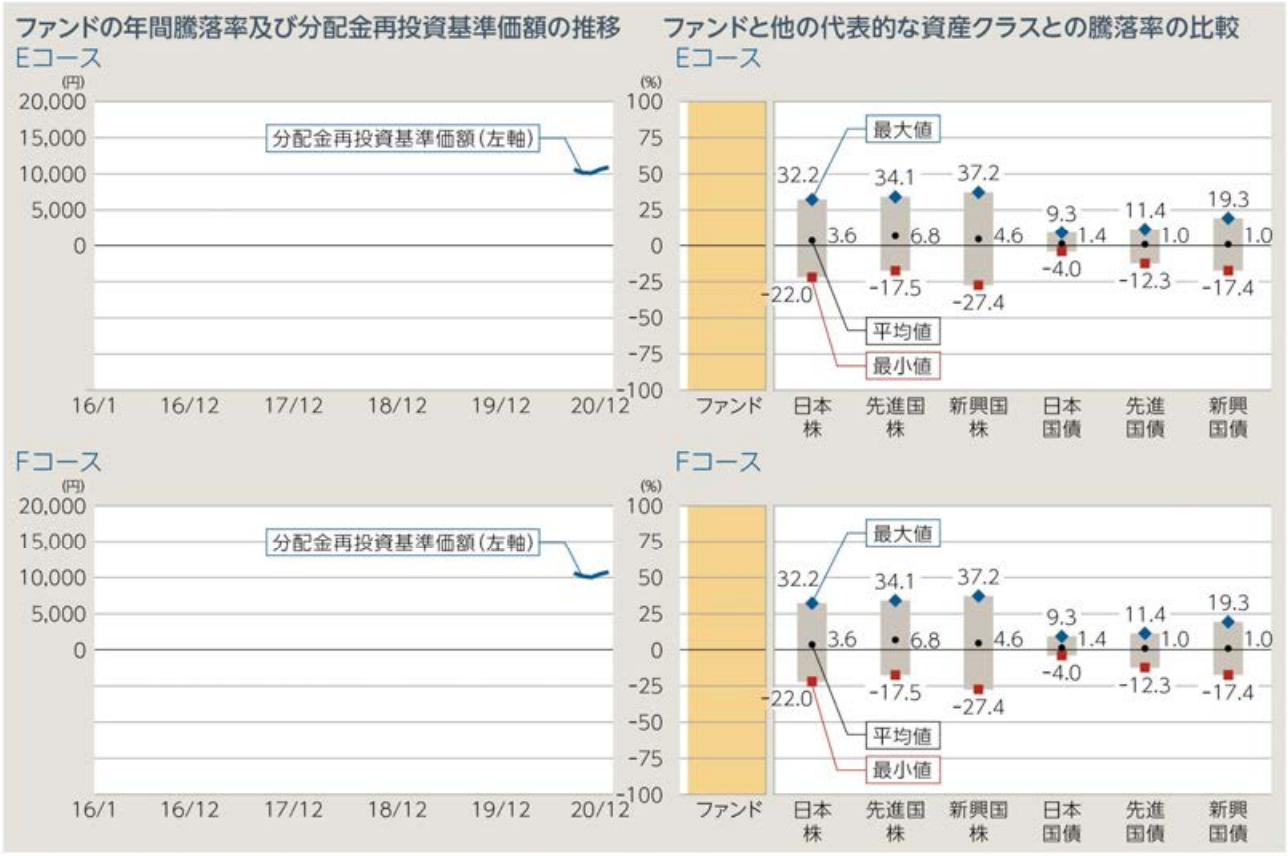

※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドが設定から1年を経過していないため、表示できません。
※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※ファンドは設定から1年を経過していないため、ファンドの年間騰落率を表示できません。他の代表的な資産クラスについては2016年1月～2020年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド (円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー.が算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社(「JPモルガン」)に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）に3.30％*（税抜 3.00％）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

＊ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※ スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 申込手数料の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.65％（税抜1.50％）の率を乗じて得た額とします。

② 上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率/税抜）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.7375％	0.7375％	0.025％	1.50％

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

③　委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

※　税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①　ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
②　先物取引やオプション取引等に要する費用
③　借入有価証券に係る品借料
④　外貨建資産の保管費用
⑤　借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
⑥　投資信託財産に関する租税
⑦　信託事務の処理に要する諸費用
⑧　受託会社の立替えた立替金の利息
⑨　その他、以下の諸費用
　１．投資信託振替制度に係る手数料および費用
　２．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
　３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
　４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
　５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
　６．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
　７．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑨の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10％（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑨の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年５月および11月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑧の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※　上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

①　個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．一部解約時および償還時の課税について

＜個人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

＜法人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ⅰ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ⅱ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

１．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％および地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、「ジュニアＮＩＳＡ」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315％）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2020年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	21,065,051	100.20
預金・その他の資産（負債控除後）	－	△41,932	△0.20
合計（純資産総額）		21,023,119	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（売建）	日本	20,176,262	△95.97

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	32,887,460	100.05
預金・その他の資産（負債控除後）	－	△15,578	△0.05
合計（純資産総額）		32,871,882	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	アメリカ	121,467,703,108	87.69
	イギリス	2,569,818,046	1.86
	カナダ	2,569,757,079	1.86
	アイルランド	1,780,960,207	1.29
	ケイマン諸島	1,582,577,405	1.14
	オランダ	1,044,232,882	0.75
	デンマーク	828,746,903	0.60
	ルクセンブルグ	547,833,399	0.40
	ジャージィー	468,012,413	0.34
	日本	457,929,424	0.33
	スイス	453,887,848	0.33
	韓国	398,179,617	0.29
	台湾	187,917,912	0.14
	バミューダ	175,123,863	0.13
	中国	154,408,103	0.11
	ドイツ	144,345,124	0.10
	フランス	125,001,109	0.09
	スウェーデン	119,123,083	0.09
	インド	104,671,848	0.08
	オーストラリア	79,386,870	0.06
	ベルギー	75,752,588	0.05
	ニュージーランド	45,925,877	0.03
	スペイン	29,997,140	0.02
	バージン諸島	16,062,786	0.01
	イギリス領バージン諸島	15,207,359	0.01
	イスラエル	7,882,043	0.01
	小計	135,450,444,036	97.79
投資証券	アメリカ	355,141,930	0.26
	小計	355,141,930	0.26
預金・その他の資産（負債控除後）	－	2,707,905,121	1.95
合計（純資産総額）		138,513,491,087	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2020年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（買建）	日本	401,906,248	0.29
為替予約取引（売建）	日本	24,935,681	△0.02

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

順位	種　類	銘柄名	国・地域	数量 （口数）	帳簿価額単価 （円）	帳簿価額金額 （円）	評価額単価 （円）	評価額金額 （円）	投資比率 （％）
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	日本	14,055,549	1.5002	21,087,242	1.4987	21,065,051	100.20

Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

順位	種　類	銘柄名	国・地域	数量 （口数）	帳簿価額単価 （円）	帳簿価額金額 （円）	評価額単価 （円）	評価額金額 （円）	投資比率 （％）
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	日本	21,943,992	1.5005	32,927,033	1.4987	32,887,460	100.05

種類別投資比率

Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

種　類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	100.20

Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

種　類	投資比率(％)
親投資信託受益証券	100.05

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

順位	銘柄名	通　貨 地　域	種　類 業　種	数　量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
1	AMAZON COM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	26,933	264,192.73 7,115,503,002	343,827.00 9,260,292,591	6.69
2	FACEBOOK INC A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	261,900	22,447.08 5,878,890,252	28,646.73 7,502,578,587	5.42
3	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	173	27,257,594.18 4,715,563,793	35,688,870.00 6,174,174,510	4.46
4	NETFLIX INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	111,400	46,682.64 5,200,446,096	54,945.04 6,120,878,013	4.42
5	OKTA INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	215,200	18,741.29 4,033,126,896	27,091.12 5,830,010,100	4.21
6	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	222,900	19,005.70 4,236,371,644	23,199.52 5,171,174,122	3.73
7	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	132,000	30,526.79 4,029,536,839	35,950.72 4,745,495,700	3.43
8	SALESFORCE.COM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	194,948	18,236.61 3,555,191,207	23,024.61 4,488,601,670	3.24
9	NVIDIA CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	81,450	36,638.01 2,984,166,040	53,585.06 4,364,502,729	3.15
10	ADOBE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	65,700	38,522.70 2,530,941,390	51,968.38 3,414,322,894	2.46
11	APPLE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェア及び機器	212,400	8,781.12 1,865,110,534	13,959.04 2,964,901,158	2.14
12	ALPHABET INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	13,270	142,250.40 1,887,662,808	181,928.16 2,414,186,683	1.74
13	QUALCOMM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	136,600	9,098.37 1,242,838,578	15,368.72 2,099,366,469	1.52
14	ATLASSIAN CORP PLC CLS A	アメリカ・ドル イギリス	株式 ソフトウェア・サービス	78,300	19,889.49 1,557,347,551	24,131.02 1,889,459,257	1.36

15	REGENERON PHARMACEUTICALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	33,900	57,740.66 1,957,408,529	50,116.77 1,698,958,503	1.23
16	ADVANCED MICRO DEVICES INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	172,500	7,408.72 1,278,005,526	9,379.17 1,617,906,825	1.17
17	MONGODB INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	42,873	20,911.25 896,528,090	37,659.51 1,614,576,172	1.17
18	DANAHER CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	62,600	18,478.29 1,156,741,360	23,066.01 1,443,932,226	1.04
19	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	29,700	40,158.61 1,192,710,769	47,906.01 1,422,808,497	1.03
20	LILLY (ELI) & CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	82,000	16,778.68 1,375,851,945	17,241.03 1,413,764,460	1.02
21	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・生活必需品小売り	35,200	31,822.89 1,120,165,833	38,576.52 1,357,893,504	0.98
22	PAYPAL HLDGS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	54,500	15,094.32 822,640,610	23,911.60 1,303,182,472	0.94
23	AMPHENOL CORPORATION CLASS A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェア及び機器	91,400	11,926.36 1,090,069,692	13,293.54 1,215,029,556	0.88
24	VERTEX PHARMCEUTICALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	50,000	29,184.38 1,459,219,307	24,166.22 1,208,310,750	0.87
25	HOME DEPOT INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	43,500	25,847.34 1,124,359,497	27,550.66 1,198,453,927	0.87
26	ACCENTURE PLC CL A	アメリカ・ドル アイルランド	株式 ソフトウェア・サービス	41,700	20,275.62 845,493,744	26,678.16 1,112,479,272	0.80
27	T-MOBILE US INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 電気通信サービス	79,810	10,461.28 834,915,346	13,779.99 1,099,781,001	0.79
28	BLACKROCK INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	15,000	59,285.57 889,283,560	73,099.98 1,096,499,700	0.79
29	SHERWIN WILLIAMS CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	13,900	59,434.62 826,141,282	75,616.06 1,051,063,303	0.76

30	NIKE INC CL B	アメリカ・ドル アメリカ	株式 耐久消費財・アパレル	71,600	9,921.63 710,389,372	14,652.50 1,049,118,642	0.76

（参考）マザーファンドの種類別投資比率

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

種　類	国内／外国	業　種	投資比率（%）
株式	国内	化学	0.00
		ガラス・土石製品	0.09
		電気機器	0.06
		輸送用機器	0.10
		その他製品	0.04
		情報・通信業	0.02
		小売業	0.01
	小計		0.33
	外国	エネルギー	0.03
		素材	2.11
		資本財	1.88
		商業・専門サービス	0.94
		運輸	1.64
		自動車・自動車部品	0.18
		耐久消費財・アパレル	1.35
		消費者サービス	0.63
		小売	9.45
		食品・生活必需品小売り	1.47
		食品・飲料・タバコ	0.47
		家庭用品・パーソナル用品	0.83
		ヘルスケア機器・サービス	8.27
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.25
		銀行	1.03
		各種金融	6.39
		保険	0.58
		ソフトウェア・サービス	24.74
		テクノロジー・ハードウェア及び機器	3.32
		電気通信サービス	0.79
		公益事業	0.23
		半導体・半導体製造装置	8.36
		メディア・娯楽	14.49
	小計		97.46
投資証券	外国	－	0.26
	小計		0.26
合計（対純資産総額比）			98.05

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	カナダ・ドル	売建	4,700	378,961	379,760	△1.81
	アメリカ・ドル	売建	191,400	19,771,621	19,796,502	△94.17

Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考）マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	3,883,902	401,344,467	401,906,248	0.29
	香港・ドル	売建	1,869,241	25,002,284	24,935,681	△0.02

（注１）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
2020年11月20日（第１特定期間）	11	11	1.0476	1.0476
2020年８月末日	11	－	1.0629	－
2020年９月末日	10	－	1.0146	－
2020年10月末日	10	－	1.0095	－
2020年11月末日	15	－	1.0607	－
2020年12月末日	21	－	1.0811	－

Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
2020年11月20日（第１特定期間）	4	4	1.0343	1.0343
2020年８月末日	1	－	1.0618	－
2020年９月末日	1	－	1.0186	－
2020年10月末日	1	－	1.0026	－
2020年11月末日	8	－	1.0478	－
2020年12月末日	32	－	1.0659	－

②【分配の推移】

Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

期	１口当たりの分配金(円)
第１特定期間（第１期～第４期計算期間合計）	0.0000

Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

期	１口当たりの分配金(円)
第１特定期間（第１期～第４期計算期間合計）	0.0000

③【収益率の推移】

Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

期	収益率(%)
第１特定期間（第１期～第４期計算期間合計）	4.8

Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし））

期	収益率(%)
第１特定期間（第１期～第４期計算期間合計）	3.4

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

期	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第１特定期間（2020年８月６日～2020年11月20日）	10,728,487	0	10,728,487

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

期	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第１特定期間（2020年８月６日～2020年11月20日）	4,587,834	0	4,587,834

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

（参考情報）運用実績

（2020年12月30日現在）

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移

Eコース

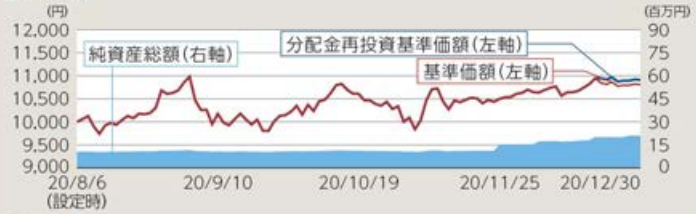

Fコース

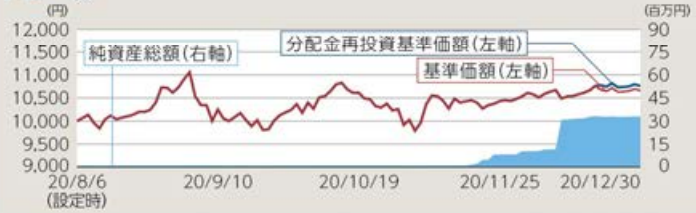

※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

	Eコース	Fコース
基準価額	10,811円	10,659円
純資産総額	21.0百万円	32.9百万円

分配の推移

(1万口当たり／税引前)

決算期	分配金	
	Eコース	Fコース
2020年 8 月	0円	0円
2020年 9 月	0円	0円
2020年10月	0円	0円
2020年11月	0円	0円
2020年12月	100円	100円
直近1年間累計	100円	100円
設定来累計	100円	100円

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況	
株式	97.8%
投資証券	0.3%
現金・その他	2.0%

組入上位5業種

組入上位10銘柄			
	銘柄	業種	比率
1	アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	6.7%
2	フェイスブック	コミュニケーション・サービス	5.4%
3	バークシャー・ハサウェイ	金融	4.5%
4	ネットフリックス	コミュニケーション・サービス	4.4%
5	オクタ	情報技術	4.2%
6	マイクロソフト	情報技術	3.7%
7	ユナイテッドヘルス・グループ	ヘルスケア	3.4%
8	セールスフォース・ドットコム	情報技術	3.2%
9	エヌビディア	情報技術	3.2%
10	アドビシステムズ	情報技術	2.5%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。
※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。
※業種はMSCI／S&P GICS*のセクターに準じて表示しています。
*MSCI／S&P GICSとは、スタンダード&プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。

年間収益率の推移

Eコース

Fコース

※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。
※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。
※2020年は当初設定日(2020年8月6日)以降2020年末までの実績となります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

① ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合にはお申込みの受付は行ないません。ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後３時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

② ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。
「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

③ ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）とします。

④ ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍とします。

⑤ ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）に3.30％（税抜 3.00％）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

⑥ 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

⑦ 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。

⑧ 販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑨　委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

※　ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、当初申込期間に係る受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において一部解約の実行の請求を行なうことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後３時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

③ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。

④ 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

⑤ 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社までお問い合わせください。

⑥ 個人の受益者の場合のお手取額（１口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（１口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

⑦ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して５営業日目から販売会社の営業所等においてお支払するものとします。

⑧ 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、１日１件10億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

⑨ 委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※　ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

② 基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ（アドレス：https://www.fidelity.co.jp/）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120－00－8051（受付時間：営業日の午前９時～午後５時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、各ファンドはそれぞれ「フ米国株式Ｅ」および「フ米国株式Ｆ」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、１万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2020年８月６日）から2030年５月20日までとします。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第１期の計算期間は信託契約締結日から2020年８月20日までとし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a) 信託の終了

＜信託契約の解約＞

① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 上記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

※ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従います。

＜委託会社の登録取消等に伴う取扱い＞

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

＜受託会社の辞任および解任に伴う取扱い＞

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「(b)投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 投資信託約款の変更等

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本(b)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 上記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(c) 運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(d) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の３ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

(f) 信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長を受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(g) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（https://www.fidelity.co.jp/）に掲載します。

(h) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

① 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

① 収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して５営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

② 上記①にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

③ 受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

① 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して５営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

② 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権の不適用

ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は６か月未満であるため、財務諸表は６か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１特定期間（2020年８月６日（設定日）から2020年11月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年1月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田信之　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・米国株式ファンド Eコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）の2020年8月6日から2020年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・米国株式ファンド Eコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）の2020年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

【フィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１特定期間 2020年11月20日現在
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	10,939,384
未収入金	322,245
流動資産合計	11,261,629
資産合計	11,261,629
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,493
未払金	1,743
未払受託者報酬	246
未払委託者報酬	15,142
その他未払費用	3,131
流動負債合計	22,755
負債合計	22,755
純資産の部	
元本等	
元本	10,728,487
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	510,387
（分配準備積立金）	504,195
元本等合計	11,238,874
純資産合計	11,238,874
負債純資産合計	11,261,629

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１特定期間 自 2020年８月６日(設定日) 至 2020年11月20日
営業収益	
有価証券売買等損益	421,391
為替差損益	145,806
営業収益合計	567,197
営業費用	
受託者報酬	847
委託者報酬	51,324
その他費用	10,831
営業費用合計	63,002
営業利益又は営業損失（△）	504,195
経常利益又は経常損失（△）	504,195
当期純利益又は当期純損失（△）	504,195
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,192
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,192
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	510,387

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１特定期間 2020年11月20日現在
１．元本の推移	
期首元本額	10,608,000 円
期中追加設定元本額	120,487 円
期中一部解約元本額	－ 円
２．受益権の総数	10,728,487 口
３．１口当たり純資産額	1.0476 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第１特定期間 自 2020年８月６日（設定日） 至 2020年11月20日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.36％以内の額
２．分配金の計算過程 （自2020年８月６日　至2020年８月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（2,819円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（82,151円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は84,970円（１口当たり0.008010円）でありますが、分配は行っておりません。 （自2020年８月21日　至2020年９月23日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（84,970円）より分配対象収益は84,970円（１口当たり0.008010円）でありますが、分配は行っておりません。 （自2020年９月24日　至2020年10月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（2,759円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（408,418円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（84,970円）より分配対象収益は496,147円（１口当たり0.046771円）でありますが、分配は行っておりません。 （自2020年10月21日　至2020年11月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,264円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（6,784円）、信託約款に規定される収益調整金（6,192円）及び分配準備積立金（496,147円）より分配対象収益は510,387円（１口当たり0.047573円）でありますが、分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第１特定期間 2020年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△140,383
合　計	△140,383

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	第１特定期間 2020年11月20日　現在			
	契約額等 （円）	うち １年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	10,899,377	－	10,901,870	△2,493
アメリカ・ドル	10,669,468	－	10,671,668	△2,200
カナダ・ドル	229,909	－	230,202	△293
合計	10,899,377	－	10,901,870	△2,493

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
① 有価証券明細表
（ア）株式
該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	7,609,477	10,939,384	
親投資信託受益証券　合計		7,609,477	10,939,384	
合計		7,609,477	10,939,384	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2021年1月15日

フィデリティ投信株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山田信之　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・米国株式ファンド Fコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）の2020年8月6日から2020年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・米国株式ファンド Fコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）の2020年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１特定期間 2020年11月20日現在
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	4,653,449
未収入金	93,706
流動資産合計	4,747,155
資産合計	4,747,155
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	25
未払委託者報酬	1,727
その他未払費用	293
流動負債合計	2,045
負債合計	2,045
純資産の部	
元本等	
元本	4,587,834
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	157,276
（分配準備積立金）	52,155
元本等合計	4,745,110
純資産合計	4,745,110
負債純資産合計	4,747,155

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１特定期間 自 2020年８月６日(設定日) 至 2020年11月20日
営業収益	
有価証券売買等損益	17,493
営業収益合計	17,493
営業費用	
受託者報酬	77
委託者報酬	5,332
その他費用	293
営業費用合計	5,702
営業利益又は営業損失（△）	11,791
経常利益又は経常損失（△）	11,791
当期純利益又は当期純損失（△）	11,791
剰余金増加額又は欠損金減少額	145,485
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	145,485
分配金	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	157,276

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第１特定期間 2020年11月20日現在
１．元本の推移	
期首元本額	1,060,800 円
期中追加設定元本額	3,527,034 円
期中一部解約元本額	－ 円
２．受益権の総数	4,587,834 口
３．１口当たり純資産額	1.0343 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第１特定期間 自 2020年８月６日（設定日） 至 2020年11月20日
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.36％以内の額
２．分配金の計算過程 （自2020年８月６日　至2020年８月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（288円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（14,351円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は14,639円（１口当たり0.013800円）でありますが、分配は行っておりません。 （自2020年８月21日　至2020年９月23日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（14,639円）より分配対象収益は14,639円（１口当たり0.013800円）でありますが、分配は行っておりません。 （自2020年９月24日　至2020年10月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（279円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（37,237円）、信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（14,639円）より分配対象収益は52,155円（１口当たり0.049166円）でありますが、分配は行っておりません。 （自2020年10月21日　至2020年11月20日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（174,519円）及び分配準備積立金（52,155円）より分配対象収益は226,674円（１口当たり0.049408円）でありますが、分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第１特定期間 2020年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△37,554
合　計	△37,554

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・米国株式マザーファンド	3,236,957	4,653,449	
親投資信託受益証券　合計		3,236,957	4,653,449	
合計		3,236,957	4,653,449	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・米国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・米国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区　分	2020年11月20日現在
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	2,158,791,317
金銭信託	80,824,849
株式	127,432,345,629
投資証券	702,578,668
派生商品評価勘定	23,750,018
未収入金	1,666,876,766
未収配当金	36,690,054
流動資産合計	132,101,857,301
資産合計	132,101,857,301
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	132,437
未払金	477,240,962
未払解約金	2,104,296,562
その他未払費用	14,012
流動負債合計	2,581,683,973
負債合計	2,581,683,973
純資産の部	
元本等	
元本	90,093,832,668
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	39,426,340,660
元本等合計	129,520,173,328
純資産合計	129,520,173,328
負債純資産合計	132,101,857,301

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 　移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 　為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	2020年11月20日現在
１．元本の推移	
期首元本額	96,638,420,581 円
期中追加設定元本額	5,205,464,061 円
期中一部解約元本額	11,750,051,974 円
２．期末元本額及びその内訳	
フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（資産成長型・為替ヘッジあり）	18,838,406,313 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（資産成長型・為替ヘッジなし）	31,758,932,416 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｃコース（分配重視型・為替ヘッジあり）	4,252,226,197 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｄコース（分配重視型・為替ヘッジなし）	8,958,202,290 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	6,894,931,894 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	19,380,287,124 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）	7,609,477 円
フィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）	3,236,957 円
計	90,093,832,668 円
３．受益権の総数	90,093,832,668 口
４．１口当たり純資産額	1.4376 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2020年11月20日現在 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	21,512,393,801
投資証券	22,874,052
合　計	21,535,267,853

（注）2020年11月20日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（2020年５月21日から2020年11月20日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2020年11月20日 現在			
	契約額等 （円）	うち １年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	2,073,621,586	－	2,050,027,353	23,594,233
香港・ドル	20,247,277	－	20,232,167	15,110
アメリカ・ドル	2,042,432,656	－	2,018,821,503	23,611,153
ユーロ	10,941,653	－	10,973,683	△32,030
買建	47,775,179	－	47,798,527	23,348
アメリカ・ドル	31,188,930	－	31,213,157	24,227
イギリス・ポンド	16,586,249	－	16,585,370	△879
合計	2,121,396,765	－	2,097,825,880	23,617,581

（注１）時価の算定方法

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

（１）予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

通　貨	銘　柄	株　式　数	評価額		備考
			単　価	金　額	
日本円	ＺＯＺＯ	3,400	2,471.00	8,401,400	
	ＴＯＴＯ	8,700	5,790.00	50,373,000	
	ソニー	5,900	9,235.00	54,486,500	
	トヨタ自動車	11,200	7,352.00	82,342,400	
	任天堂	900	54,550.00	49,095,000	
	ユニ・チャーム	947	5,097.00	4,826,859	
日本円　小計		31,047		249,525,159	
韓国・ウォン	HYUNDAI MOTOR CO	2,400	180,000.00	432,000,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS	20,600	64,600.00	1,330,760,000.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	2,200	518,000.00	1,139,600,000.00	
	LG CHEMICAL LTD	433	721,000.00	312,193,000.00	
韓国・ウォン　小計		25,633		3,214,553,000.00 (300,239,250)	
香港・ドル	BYD COMPANY LTD H	25,500	172.30	4,393,650.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	15,800	573.00	9,053,400.00	
	NETEASE INC	20,600	134.10	2,762,460.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	109,200	245.20	26,775,840.00	
	ZAI LAB LTD	6,800	809.00	5,501,200.00	
	MEITUAN CL B	68,900	294.00	20,256,600.00	
	INNOVENT BIOLOGICS INC	118,500	54.45	6,452,325.00	
	WUXI APPTEC CO LTD H	41,600	123.00	5,116,800.00	
	HANSOH PHARMACETICAL GROUP	131,000	33.80	4,427,800.00	
	VENUS MEDTECH HANGZHOU INC H	31,000	73.85	2,289,350.00	
	JD.COM INC CL A	32,900	332.20	10,929,380.00	
香港・ドル　小計		601,800		97,958,805.00 (1,312,647,986)	
アメリカ・ドル	AES CORP	12,500	20.88	261,000.00	
	ABBOTT LABORATORIES	46,000	111.00	5,106,000.00	
	CHUBB LTD	3,500	147.37	515,795.00	
	ADOBE INC	69,900	466.41	32,602,059.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES INC	113,400	85.54	9,700,236.00	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	7,400	270.36	2,000,664.00	

	SKYWORKS SOLUTIONS INC	6,300	139.36	877,968.00	
	AMGEN INC	2,691	224.67	604,586.97	
	ANALOG DEVICES INC	11,400	136.17	1,552,338.00	
	APPLE INC	202,600	118.64	24,036,464.00	
	APPLIED MATERIALS INC	6,900	77.25	533,025.00	
	BARRICK GOLD CORP (USA)	15,900	24.18	384,462.00	
	BED BATH & BEYOND INC	15,700	20.43	320,751.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL A	173	345,000.00	59,685,000.00	
	BEST BUY CO INC	11,900	118.83	1,414,077.00	
	BIO RAD LABORATORIES CL A	7,200	574.38	4,135,536.00	
	BOSTON BEER COMPANY CL A	300	930.37	279,111.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	47,225	62.09	2,932,200.25	
	CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	35,500	112.60	3,997,300.00	
	CINTAS CORP	11,900	367.89	4,377,891.00	
	COCA COLA CO	58,409	53.13	3,103,270.17	
	COLGATE-PALMLIVE CO	7,200	85.38	614,736.00	
	DANAHER CORP	65,000	225.83	14,678,950.00	
	TARGET CORP	800	171.37	137,096.00	
	DECKERS OUTDOOR CORP	4,700	248.70	1,168,890.00	
	DEERE & CO	9,400	255.59	2,402,546.00	
	DISNEY (WALT) CO	20,807	141.72	2,948,768.04	
	PERKINELMER INC	19,700	130.81	2,576,957.00	
	EQUIFAX INC	700	173.61	121,527.00	
	FMC CORP NEW	1,300	115.32	149,916.00	
	FAIR ISSAC CORP	300	479.30	143,790.00	
	FASTENAL CO	5,200	47.98	249,496.00	
	M & T BANK CORPORATION	5,500	120.46	662,530.00	
	GENERAL ELECTRIC CO	142,938	9.66	1,380,781.08	
	WW GRAINGER INC	900	422.86	380,574.00	
	HARLEY-DAVIDSON INC	4,200	36.91	155,022.00	
	HOLOGIC INC	27,006	70.01	1,890,690.06	
	HOME DEPOT INC	43,000	270.93	11,649,990.00	
	HUMANA INC	15,800	407.17	6,433,286.00	
	IDEX CORPORATION	1,800	196.07	352,926.00	

ILLINOIS TOOL WORKS INC	4,900	206.89	1,013,761.00	
INTUIT INC	9,700	361.44	3,505,968.00	
KLA CORP	2,100	243.75	511,875.00	
LAM RESEARCH CORP	14,500	437.68	6,346,360.00	
LATTICE SEMICOMDUCTOR CORP	147,100	40.62	5,975,202.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	37,400	241.92	9,047,808.00	
LENNAR CORP-CL A	20,800	76.30	1,587,040.00	
LILLY (ELI) & CO	53,000	143.41	7,600,730.00	
LOCKHEED MARTIN CORP	4,500	376.46	1,694,070.00	
LOWE'S COMPANIES	13,400	149.60	2,004,640.00	
MCDONALDS CORP	6,150	215.11	1,322,926.50	
S&P GLOBAL INC	2,600	338.63	880,438.00	
MICROSOFT CORP	233,100	212.42	49,515,102.00	
MOHAWK INDUSTRIES INC	2,000	126.98	253,960.00	
NEWMONT CORP	47,900	61.41	2,941,539.00	
NIKE INC CL B	69,800	131.91	9,207,318.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	3,893	309.48	1,204,805.64	
OWENS AND MINOR INC	11,800	23.33	275,294.00	
PG&E CORP	174,400	12.29	2,143,376.00	
PACCAR INC	15,629	90.04	1,407,235.16	
PENN NATIONAL GAMING	4,900	70.50	345,450.00	
PEPSICO INC	6,200	143.32	888,584.00	
PROCTER & GAMBLE CO	3,500	139.53	488,355.00	
PROGRESSIVE CORP OHIO	24,300	94.27	2,290,761.00	
QUALCOMM INC	134,900	147.53	19,901,797.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS INC	35,900	514.71	18,478,089.00	
SHERWIN WILLIAMS CO	13,700	728.73	9,983,601.00	
STARBUCKS CORP	3,900	97.76	381,264.00	
STRYKER CORP	2,200	233.57	513,854.00	
TJX COMPANIES INC	14,600	61.56	898,776.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	2,600	157.27	408,902.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	31,500	453.10	14,272,650.00	
UNION PACIFIC CORP	20,100	204.55	4,111,455.00	

VERTEX PHARMCEUTICALS INC	58,400	211.97	12,379,048.00	
WALMART INC	42,900	152.12	6,525,948.00	
WHIRLPOOL CORP	1,200	192.56	231,072.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP CL A	800	358.39	286,712.00	
ASML HLDG NV (NY REG SHS) NEW	3,950	423.36	1,672,272.00	
SILGAN HOLDINGS INC	21,944	34.48	756,629.12	
AMAZON COM INC	27,153	3,117.02	84,636,444.06	
MORGAN STANLEY	40,500	58.63	2,374,515.00	
SEMTECH CORP	17,195	67.92	1,167,884.40	
TAIWAN SEMIC MFG CO LTD SP ADR	17,200	96.61	1,661,692.00	
METTLER-TOLEDO INTL INC	2,500	1,147.34	2,868,350.00	
FREEPORT MCMORAN INC	87,400	21.11	1,845,014.00	
RESMED INC	7,300	211.76	1,545,848.00	
EBAY INC	69,200	49.78	3,444,776.00	
BANK OF AMERICA CORPORATION	179,900	26.98	4,853,702.00	
NVIDIA CORP	81,250	537.61	43,680,812.50	
MARRIOTT INTERNATIONAL INC A	2,200	121.11	266,442.00	
PATTERSON COMPANIES INC	32,600	27.57	898,782.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	35,200	383.54	13,500,608.00	
UNITED PARCEL SERVICE INC CL B	56,200	166.48	9,356,176.00	
ARTHUR J GALLAGHAR AND CO	1,100	116.04	127,644.00	
DR HORTON INC	20,200	75.10	1,517,020.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	43,832	85.24	3,736,239.68	
UNITEDHEALTH GROUP INC	132,400	337.00	44,618,800.00	
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	39,400	44.18	1,740,692.00	
MOODYS CORP	9,800	274.12	2,686,376.00	
TAPESTRY INC	5,000	28.40	142,000.00	
ASTRAZENECA PLC SPONS ADR	102,100	54.03	5,516,463.00	

	JPMORGAN CHASE & CO	27,700	115.56	3,201,012.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	7,400	165.58	1,225,292.00	
	AMPHENOL CORPORATION CLASS A	41,200	127.20	5,240,640.00	
	HDFC BANK LTD SPON ADR	3,300	66.62	219,846.00	
	AMETEK INC NEW	4,233	118.18	500,255.94	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	8,200	146.79	1,203,678.00	
	CONSTELLATION BRANDS INC CLASS A	2,500	204.21	510,525.00	
	SYNAPTICS INC	23,600	79.74	1,881,864.00	
	NETFLIX INC	113,500	484.67	55,010,045.00	
	COMCAST CORP CL-A	18,400	49.48	910,432.00	
	GARMIN LTD	12,429	114.29	1,420,510.41	
	DICKS SPORTING GOODS INC	2,100	55.97	117,537.00	
	HENRY SCHEIN INC	5,700	63.50	361,950.00	
	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	3,500	122.05	427,175.00	
	SEAGEN INC	8,330	174.37	1,452,502.10	
	ACUITY BRANDS INC	5,600	112.34	629,104.00	
	AXON ENTERPRISE INC	1,200	123.10	147,720.00	
	SALESFORCE.COM INC	198,448	264.65	52,519,263.20	
	INTUITIVE SURGICAL INC	7,200	733.95	5,284,440.00	
	DOMINOS PIZZA INC	2,100	385.04	808,584.00	
	NASDAQ INC	900	124.76	112,284.00	
	CH ROBINSON WORLDWIDE INC	2,500	93.77	234,425.00	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	2,400	123.81	297,144.00	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,850	1,310.46	3,734,811.00	
	DEXCOM INC	25,800	330.64	8,530,512.00	
	HESS CORP	8,300	47.07	390,681.00	
	NEW ORIENTL ED&TECH GR INC-ADR	2,400	180.67	433,608.00	
	ANSYS INC	400	324.12	129,648.00	

NUANCE COMMUNICATIONS INC	3,200	39.71	127,072.00	
MASTERCARD INC CL A	19,900	333.88	6,644,212.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	200	344.60	68,920.00	
MERCADOLIBRE INC	300	1,370.30	411,090.00	
MSCI INC	3,700	400.79	1,482,923.00	
VISA INC CL A	53,400	207.57	11,084,238.00	
ACCENTURE PLC CL A	41,200	243.20	10,019,840.00	
VERISK ANALYTICS INC	2,200	205.72	452,584.00	
MERCK & CO INC NEW	25,700	80.39	2,066,023.00	
FORTINET INC	700	117.03	81,921.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	10,600	151.35	1,604,310.00	
NEXTERA ENERGY INC	3,600	75.13	270,468.00	
COSTAR GROUP INC	3,400	894.75	3,042,150.00	
JAZZ PHARMA PLC	9,000	143.66	1,292,940.00	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	9,500	38.54	366,130.00	
SERVICENOW INC	18,000	514.33	9,257,940.00	
TESLA INC	1,200	499.27	599,124.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	900	287.52	258,768.00	
ABBVIE INC	30,100	99.67	3,000,067.00	
ZOETIS INC CL A	48,700	166.31	8,099,297.00	
FORTUNE BRANDS HOME & SEC INC	35,527	85.11	3,023,702.97	
L BRANDS INC	3,700	39.55	146,335.00	
T-MOBILE US INC	79,810	129.19	10,310,653.90	
VEEVA SYS INC CL A	27,500	272.57	7,495,675.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	2,400	102.80	246,720.00	
ACCELERON PHARMA INC	5,600	110.92	621,152.00	
IQVIA HOLDINGS INC	6,500	169.55	1,102,075.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	700	392.64	274,848.00	
ULTRAGENYX PHARMA INC	10,700	112.82	1,207,174.00	
ALIBABA GROUP HLD LTD SPON ADR	15,900	259.89	4,132,251.00	

HORIZON THERAPEUTICS PLC	43,300	71.09	3,078,197.00	
WAYFAIR INC	1,700	248.55	422,535.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	1,100	117.96	129,756.00	
ANTHEM INC	12,700	311.85	3,960,495.00	
QORVO INC	14,600	146.86	2,144,156.00	
MEDTRONIC PLC	4,500	111.00	499,500.00	
BLUEPRINT MEDICINES CORP	1,900	96.71	183,749.00	
MONSTER BEVERAGE CORP NEW	11,100	83.73	929,403.00	
WESTROCK CO	6,600	42.59	281,094.00	
PAYPAL HLDGS INC	58,800	190.90	11,224,920.00	
ALPHABET INC CL C	2,650	1,763.92	4,674,388.00	
ALPHABET INC CL A	13,970	1,758.57	24,567,222.90	
ATLASSIAN CORP PLC CLS A	65,400	199.45	13,044,030.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC A	6,050	650.54	3,935,767.00	
TWILIO INC CLASS A	7,700	295.64	2,276,428.00	
FORTIVE CORP	9,309	71.33	664,010.97	
COUPA SOFTWARE INC	22,500	314.05	7,066,125.00	
SQUARE INC CL A	12,300	191.66	2,357,418.00	
INPHI CORP	800	149.13	119,304.00	
RINGCENTRAL INC CL A	1,340	296.90	397,846.00	
MAXLINEAR INC	1,600	28.42	45,472.00	
SNAP INC - A	50,800	42.29	2,148,332.00	
TG THERAPEUTICS INC	94,800	29.76	2,821,248.00	
OKTA INC CL A	214,700	232.45	49,907,015.00	
INGERSOLL RAND INC	4,100	44.20	181,220.00	
ARGENX SE SPONSORED ADR	1,847	264.15	487,885.05	
ZAI LAB LTD UNSPNRD ADR	7,400	103.63	766,862.00	
MONGODB INC CL A	44,023	255.11	11,230,707.53	
SEA LTD ADR	700	173.47	121,429.00	
DROPBOX INC CL A	29,400	18.92	556,248.00	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	11,200	249.94	2,799,328.00	
ASCENDIS PHARMA AS SPON ADR	800	151.20	120,960.00	
CERIDIAN HCM HLDG INC	8,100	97.35	788,535.00	

REPLIMUNE GROUP INC	9,800	49.12	481,376.00	
SVMK INC	7,700	21.13	162,701.00	
GUARDANT HEALTH INC	1,900	108.51	206,169.00	
BIOHAVEN PHARM HOLDING CO LTD	1,700	96.76	164,492.00	
YETI HOLDINGS INC	600	60.23	36,138.00	
STONECO LTD CL A	2,200	68.82	151,404.00	
LOGITECH INT SA (USA)	3,600	83.79	301,644.00	
BEIGENE LTD SP ADR	2,000	281.91	563,820.00	
DELL TECHNOLOGIES INC CL C	2,500	68.50	171,250.00	
ALCON INC	1,900	63.34	120,346.00	
TURNING POINT THERAPEUTICS INC	6,100	102.39	624,579.00	
PINTEREST INC CL A	2,100	65.95	138,495.00	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS INC	500	414.29	207,145.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	92,900	49.26	4,576,254.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	3,300	143.76	474,408.00	
SLACK TECHNOLOGIES INC CL A	27,900	27.73	773,667.00	
ADAPTIVE BIOTECHNOLOGIES CORP	8,611	45.51	391,886.61	
CHANGE HEALTHCARE INC	2,924	16.85	49,269.40	
PHREESIA INC	19,100	40.81	779,471.00	
DYNATRACE INC	24,000	35.96	863,040.00	
10X GENOMICS INC	2,900	137.77	399,533.00	
CLOUDFLARE INC	26,100	65.89	1,719,729.00	
DATADOG INC CL A	64,116	88.89	5,699,271.24	
ENVISTA HOLDINGS CORP	9,100	29.07	264,537.00	
KODIAK SCIENCES INC	2,200	137.92	303,424.00	
CARVANA CO CL A	1,100	227.00	249,700.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	4,000	66.16	264,640.00	
CARRIER GLOBAL CORP	17,400	39.13	680,862.00	
VROOM INC	6,861	36.71	251,867.31	

CPG NEWCO LLC	10,800	35.06	378,648.00	
ROYALTY PHARMA PLC	16,700	41.48	692,716.00	
DRAFTKINGS INC CL A	9,100	49.32	448,812.00	
MATCH GROUP INC	9,647	132.31	1,276,394.57	
RELAY THERAPEUTICS INC	5,400	52.50	283,500.00	
ALLOVIR INC	3,000	33.93	101,790.00	
ROCKET COS INC	14,800	21.26	314,648.00	
KYMERA THERAPEUTICS INC	2,000	50.12	100,240.00	
XPENG INC ADR	29,900	48.11	1,438,489.00	
SNOWFLAKE INC CL A	4,000	264.00	1,056,000.00	
JFROG LTD	1,600	62.12	99,392.00	
PULMONX CORP	1,400	46.68	65,352.00	
VONTIER CORP	8,563	30.72	263,055.36	
SHATTUCK LABS INC	5,800	30.16	174,928.00	
SUNSHINE SILVER MINING & REFIN	27,300	6.32	172,536.00	
ALLEGRO MICROSYSTEMS INC	7,700	22.53	173,481.00	
TELOS CORP	6,100	20.29	123,769.00	
ACTIVISION BLIZZARD INC	65,000	75.93	4,935,450.00	
BLACKROCK INC	14,600	673.48	9,832,808.00	
DOLLAR GENERAL CORP	17,800	211.21	3,759,538.00	
ENPHASE ENERGY INC	9,286	128.89	1,196,872.54	
FACEBOOK INC A	262,400	272.94	71,619,456.00	
FIRST SOLAR INC	3,200	84.06	268,992.00	
PENTAIR PLC	2,400	53.27	127,848.00	
MARKETAXESS HLDGS INC	1,200	534.22	641,064.00	
MASIMO CORP	3,800	246.47	936,586.00	
MIRATI THERAPEUTICS INC	9,700	226.87	2,200,639.00	
MONOLITHIC POWER SYS INC	400	312.32	124,928.00	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	2,900	451.39	1,309,031.00	
SUPERNUS PHARMACEUTICALS INC	6,200	21.11	130,882.00	
WEST PHARMACEUTICAL SVCS INC	2,100	281.22	590,562.00	

	WESTLAKE CHEMICAL CORP	1,900	74.53	141,607.00	
	CLARIVATE PLC	113,900	27.98	3,186,922.00	
	ADVANTAGE SOLUTIONS INC A	14,100	9.82	138,462.00	
	VIELA BIO INC	16,000	34.90	558,400.00	
	CORSAIR GAMING INC	4,600	37.90	174,340.00	
アメリカ・ドル　小計		6,229,069		1,161,726,089.63 (120,680,106,191)	
イギリス・ポンド	ADMIRAL GROUP PLC	36,168	29.39	1,062,977.52	
	EXPERIAN PLC	29,562	29.33	867,053.46	
	DIRECT LINE INSURANCE GRP PLC	31,000	3.03	94,116.00	
	B&M EUROPEAN VALUE RETAIL S.A.	102,200	4.87	498,122.80	
イギリス・ポンド　小計		198,930		2,522,269.78 (347,266,104)	
インド・ルピー	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	11,300	1,826.35	20,637,755.00	
インド・ルピー　小計		11,300		20,637,755.00 (29,099,234)	
オーストラリア・ドル	CSL LIMITED	1,297	310.27	402,420.19	
	NEWCREST MINING LTD	12,420	28.31	351,610.20	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	23,700	14.14	335,118.00	
	CLEAN TEQ HOLDINGS LTD	42,400	0.29	12,508.00	
	XERO LTD (AU)	4,000	124.16	496,640.00	
オーストラリア・ドル　小計		83,817		1,598,296.39 (120,831,207)	
カナダ・ドル	BARRICK GOLD CORP	214,018	31.56	6,754,408.08	
	ROYAL BANK OF CANADA	3,500	103.97	363,895.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD (CANA)	11,200	88.20	987,840.00	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	8,221	441.35	3,628,338.35	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD-B	11,000	43.24	475,640.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	26,004	166.81	4,337,727.24	
	INTACT FINL CORP	2,100	147.81	310,401.00	
	NOVAGOLD RESOURCES INC	129,000	13.65	1,760,850.00	
	SHOPIFY INC CL A	8,300	1,262.00	10,474,600.00	
	IVANHOE MINES LTD	8,100	5.72	46,332.00	

	LUNDIN GOLD INC	140,700	10.90	1,533,630.00	
	SANDSTORM GOLD LTD	76,500	9.75	745,875.00	
カナダ・ドル　小計		638,643		31,419,536.67 (2,495,653,798)	
スイス・フラン	SONOVA HOLDING AG REG CL B	650	223.40	145,210.00	
	IDORSIA LTD	63,145	26.20	1,654,399.00	
スイス・フラン　小計		63,795		1,799,609.00 (205,317,390)	
スウェーデン・クローナ	EVOLUTION GAMING GROUP AB	11,463	649.80	7,448,657.40	
スウェーデン・クローナ　小計		11,463		7,448,657.40 (89,979,781)	
デンマーク・クローネ	VESTAS WIND SYSTEMS AS	30,566	1,192.00	36,434,672.00	
	GENMAB AS	1,300	2,275.00	2,957,500.00	
デンマーク・クローネ　小計		31,866		39,392,172.00 (651,940,446)	
ユーロ	UCB SA	6,900	90.94	627,486.00	
	ADIDAS AG	2,652	282.00	747,864.00	
	EUROFINS SCIENTIFIC SA	8,610	72.44	623,708.40	
	EDENRED	2,247	45.23	101,631.81	
	ZALANDO SE	1,300	79.40	103,220.00	
	DELIVERY HERO SE	800	99.28	79,424.00	
	ADYEN BV	2,680	1,592.00	4,266,560.00	
	HELLOFRESH AG	3,100	46.90	145,390.00	
	L'OREAL SA ORD	1,600	310.80	497,280.00	
	IBERDROLA SA	20,127	11.36	228,642.72	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	600	304.80	182,880.00	
	KERING SA	157	612.00	96,084.00	
ユーロ　小計		50,773		7,700,170.93 (949,739,083)	
合計		7,978,136		127,432,345,629 (127,182,820,470)	

（イ）株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AMERICAN TOWER CORP	16,700.00	3,981,781.00	
		EQUITY COMMONWEALTH	18,900.00	501,606.00	
		PROLOGIS INC	9,900.00	989,901.00	
		SIMON PPTY GROUP INC - REIT	16,000.00	1,290,080.00	
	アメリカ・ドル　小計		61,500.00	6,763,368.00 (702,578,668)	
投資証券　合計				702,578,668 (702,578,668)	
合計				702,578,668 (702,578,668)	

（注）投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

１．通貨種類毎の小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
韓国・ウォン	株式　4銘柄	100%	-%	0.23%
香港・ドル	株式　11銘柄	100%	-%	1.03%
アメリカ・ドル	株式　257銘柄 投資証券　4銘柄	99.42% -%	-% 0.58%	94.92%
イギリス・ポンド	株式　4銘柄	100%	-%	0.27%
インド・ルピー	株式　1銘柄	100%	-%	0.02%
オーストラリア・ドル	株式　5銘柄	100%	-%	0.09%
カナダ・ドル	株式　12銘柄	100%	-%	1.95%
スイス・フラン	株式　2銘柄	100%	-%	0.16%
スウェーデン・クローナ	株式　1銘柄	100%	-%	0.07%
デンマーク・クローネ	株式　2銘柄	100%	-%	0.51%
ユーロ	株式　12銘柄	100%	-%	0.74%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

（2020年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	21,066,670	円
Ⅱ　負債総額	43,551	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	21,023,119	円
Ⅳ　発行済数量	19,445,474	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0811	円

Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

（2020年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	32,887,460	円
Ⅱ　負債総額	15,578	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	32,871,882	円
Ⅳ　発行済数量	30,839,101	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0659	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・米国株式マザーファンド

（2020年12月30日現在）

種　類	金　額	単　位
Ⅰ　資産総額	138,521,575,892	円
Ⅱ　負債総額	8,084,805	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	138,513,491,087	円
Ⅳ　発行済数量	92,422,272,779	口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4987	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換
該当事項はありません。

(2) 受益者名簿
作成しません。

(3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2020年12月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近５年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

１．個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。

２．ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

３．ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2020年12月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託161本、親投資信託45本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額3,271,492,252,013円です。

３【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第34期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。第35期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年６月10日

フィデリティ投信株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大畑　茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第33期 （2019年３月31日）	第34期 （2020年３月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		1,427,907	1,814,655
立替金		100,317	77,706
前払費用		13,866	23,391
未収委託者報酬		5,388,448	5,452,894
未収収益		741,116	633,653
未収入金	＊１	150,419	558,652
未収還付法人税等		50,510	42,699
未収還付消費税等		120,394	－
流動資産計		7,992,981	8,603,652
固定資産			
無形固定資産			
電話加入権		7,487	7,487
無形固定資産合計		7,487	7,487
投資その他の資産			
長期貸付金	＊１	23,346,748	2,420,123
長期差入保証金		25,145	14,570
繰延税金資産		1,089,396	227,879
その他		430	230
投資その他の資産合計		24,461,720	2,662,803
固定資産計		24,469,207	2,670,290
資産合計		32,462,188	11,273,943
負債の部			
流動負債			
預り金		30,687	37
未払金	＊１		
未払手数料		2,369,952	2,403,887
その他未払金		1,653,290	1,209,713
未払費用		592,634	518,188
未払消費税等		－	344,568
賞与引当金		1,469,810	750,040
その他流動負債		931	355
流動負債合計		6,117,307	5,226,791
固定負債			
長期賞与引当金		298,547	316,834
退職給付引当金		4,712,577	1,906,773
関係会社引当金		－	370,080
固定負債合計		5,011,125	2,593,688
負債合計		11,128,432	7,820,479
純資産の部			
株主資本			
資本金		1,000,000	1,000,000
利益剰余金			
利益準備金		100,000	250,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		20,233,755	2,203,463
利益剰余金合計		20,333,755	2,453,463
株主資本合計		21,333,755	3,453,463
純資産合計		21,333,755	3,453,463
負債・純資産合計		32,462,188	11,273,943

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

		第33期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第34期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益			
委託者報酬		38,212,229	36,061,978
その他営業収益		3,152,985	2,825,039
営業収益計		41,365,214	38,887,017
営業費用	＊１		
支払手数料		17,804,844	16,651,629
広告宣伝費		504,887	700,958
調査費			
調査費		606,194	393,179
委託調査費		7,658,693	6,973,949
営業雑経費			
通信費		35,533	31,784
印刷費		63,293	61,362
協会費		30,701	24,701
諸会費		2,487	282
営業費用計		26,706,635	24,837,847
一般管理費			
給料			
給料・手当		2,408,072	2,507,196
賞与		1,717,394	2,193,019
福利厚生費		580,285	612,591
交際費		22,538	24,462
旅費交通費		156,818	154,257
租税公課		96,478	110,239
弁護士報酬		9,625	9,913
不動産賃貸料・共益費		598,215	610,202
支払ロイヤリティ		305,883	－
退職給付費用		210,619	212,987
消耗器具備品費		8,177	8,261
事務委託費		6,249,198	4,925,533
諸経費		325,845	330,336
一般管理費計		12,689,151	11,698,999
営業利益		1,969,426	2,350,170
営業外収益			
受取利息	＊１	139,478	104,125
保険配当金		8,570	7,305
雑益		6,818	3,555
営業外収益計		154,868	114,986
営業外費用			
寄付金		41	－
為替差損		90,627	11,668
営業外費用計		90,668	11,668
経常利益		2,033,626	2,453,488
特別利益			
賞与引当金戻入益	＊２	－	797,838
特別利益計		－	797,838
特別損失			
特別退職金		49,075	29,218
事務過誤損失		－	16
特別損失計		49,075	29,235
税引前当期純利益		1,984,550	3,222,091
法人税、住民税及び事業税		385,388	240,866
法人税等調整額		296,615	861,516
法人税等合計		682,003	1,102,382
当期純利益		1,302,546	2,119,707

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	100,000	18,931,208	19,031,208	20,031,208
当期変動額					
当期純利益	－	－	1,302,546	1,302,546	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	1,302,546	1,302,546	1,302,546
当期末残高	1,000,000	100,000	20,233,755	20,333,755	21,333,755

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	20,031,208
当期変動額			
当期純利益	－	－	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－
当期変動額合計	－	－	1,302,546
当期末残高	－	－	21,333,755

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	100,000	20,233,755	20,333,755	21,333,755
当期変動額					
準備金の積立	－	150,000	(150,000)	－	－
剰余金の配当	－	－	(20,000,000)	(20,000,000)	(20,000,000)
当期純利益	－	－	2,119,707	2,119,707	2,119,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	150,000	(18,030,293)	(17,880,293)	(17,880,293)
当期末残高	1,000,000	250,000	2,203,463	2,453,463	3,453,463

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	21,333,755
当期変動額			
準備金の積立	－	－	－
剰余金の配当	－	－	(20,000,000)
当期純利益	－	－	2,119,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－
当期変動額合計	－	－	(17,880,293)
当期末残高	－	－	3,453,463

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

(2)賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3)関係会社引当金

親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性を勘案し、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)グループ通算制度への移行に係る税効果会計

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号　2020年3月31日)第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1 ： 顧客との契約を識別する。

ステップ2 ： 契約における履行義務を識別する。

ステップ3 ： 取引価格を算定する。

ステップ4 ： 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5 ： 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 「時価の算定に関する会計基準」 (企業会計基準第30号 令和元年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年７月４日)

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)
＊1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第33期 (2019年3月31日)	第34期 (2020年3月31日)
未収入金	108,246 千円	481,355 千円
その他未払金	1,254,001 千円	909,606 千円
長期貸付金	21,850,000 千円	1,880,000 千円

(損益計算書関係)
＊1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第34期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業費用	11,203,862 千円	9,335,190 千円
受取利息	61,374 千円	43,406 千円

＊2 特別利益に計上されている賞与引当金戻入益
当社グループは当会計期間において賞与引当金の見積期間（7月1日から6月30日を1月1日から12月31日に）の改定を行いました。これに伴い、2019年6月30日時点で計上されていた賞与引当金のうち797,838千円を取り崩し、当会計期間において賞与引当金戻入益として認識しております。

(株主資本等変動計算書関係)
第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	―	―	20,000 株
合計	20,000 株	―	―	20,000 株

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	―	―	20,000 株
合計	20,000 株	―	―	20,000 株

2. 配当に関する事項
① 金銭による配当
該当事項はありません。
② 金銭以外による配当
2019年11月29日の取締役会において、次のとおり決議しております。
(1) 配当財産の種類 長期貸付金
(2) 配当財産の帳簿価格 20,000,000 千円
(3) 1株当たりの配当額 1,000 千円
(4) 効力発生日 2019年11月29日

(リース取引関係)
該当事項はありません。

(金融商品関係)
1. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。
また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。
未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。
また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。
また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2.　金融商品の時価に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

第33期（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	1,427,907	1,427,907	－
(2) 未収委託者報酬	5,388,448	5,388,448	－
(3) 未収収益	741,116	741,116	－
(4) 未収入金	150,419	150,419	－
(5) 長期貸付金	23,346,748	23,346,748	－
資産計	31,054,638	31,054,638	－
(1) 未払手数料	2,369,952	2,369,952	－
(2) その他未払金	1,653,290	1,653,290	－
(3) 未払費用	592,634	592,634	－
負債計	4,615,876	4,615,876	－

第34期（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	1,814,655	1,814,655	－
(2) 未収委託者報酬	5,452,894	5,452,894	－
(3) 未収収益	633,653	633,653	－
(4) 未収入金	558,652	558,652	－
(5) 長期貸付金	2,420,123	2,420,123	－
資産計	10,879,977	10,879,977	－
(1) 未払手数料	2,403,887	2,403,887	－
(2) その他未払金	1,209,713	1,209,713	－
(3) 未払費用	518,188	518,188	－
(4) 未払消費税等	344,568	344,568	－
負債計	4,476,356	4,476,356	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項
第33期 (2019年3月31日)
資産
(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(5) 長期貸付金
変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。
負債
(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用
短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第34期 (2020年3月31日)
資産
(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(5) 長期貸付金
変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。
負債
(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等
短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
第33期 (2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,427,907	―	―	―
未収委託者報酬	5,388,448	―	―	―
未収収益	741,116	―	―	―
未収入金	150,419	―	―	―
合計	7,707,892	―	―	―

金銭債権のうち長期貸付金(23,346,748千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第34期 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,814,655	―	―	―
未収委託者報酬	5,452,894	―	―	―
未収収益	633,653	―	―	―
未収入金	558,652	―	―	―
合計	8,459,855	―	―	―

金銭債権のうち長期貸付金(2,420,123千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)
第33期 (2019年3月31日)
1.その他有価証券
該当事項はありません。

2.当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。

第34期 (2020年3月31日)
1.その他有価証券
該当事項はありません。

2.当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)
第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
1.採用している退職給付制度の概要
当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度
(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	4,776,447
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の発生額	△35,733
退職給付の支払額	△341,816
制度改定による変動額	－
為替変動による影響額	120,471
その他	△225
退職給付債務の期末残高	4,704,708

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	4,704,708
未認識過去勤務費用	7,869
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,712,577
退職給付引当金	4,712,577
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,712,577

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の費用処理額	△35,733
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	147,957

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.4%

3.確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は86,210千円であります。

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1.採用している退職給付制度の概要
当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度
(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	4,704,708
勤務費用	168,372
利息費用	7,558
数理計算上の差異の発生額	△31,353
退職給付の支払額	△2,920,688
制度改定による変動額	－
為替変動による影響額	△11,362
その他	△16,455
退職給付債務の期末残高	1,900,779

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
非積立型制度の退職給付債務	1,900,779
未認識過去勤務費用	5,994
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,906,773
退職給付引当金	1,906,773
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,906,773

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	168,372
利息費用	7,558
数理計算上の差異の費用処理額	△31,353
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	142,702

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.5%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は87,966千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2019年3月31日)	第34期 (2020年3月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	101,830	140,844
賞与引当金	441,058	217,927
退職給付引当金	1,451,987	583,853
資産除去債務	2,685	2,685
その他	116,978	242,912
繰延税金資産小計	2,114,538	1,188,221
評価性引当額	△803,096	△812,395
繰延税金資産合計	1,311,444	375,826
繰延税金負債		
未払金	186,975	147,947
長期貸付金	△35,073	0
繰延税金負債合計	222,048	147,947
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	1,089,396	227,879

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第33期 (2019年3月31日)	第34期 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.81%	3.34%
評価性引当額	1.90%	△0.28%
過年度法人税等	△0.04%	0.49%
その他	0.08%	0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.38%	34.21%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)
セグメント情報
第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）及び 第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
1.サービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報 (単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	10,579,865	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳ リート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	9,025,455	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,447,177	投資信託の運用

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1.サービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報
(1)売上高
本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報 (単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	8,974,384	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳ リート・ファンドＢ（為替ヘッジなし）	8,352,497	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,276,573	投資信託の運用

関連当事者情報

第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 6,981	投資顧問業	被所有間接100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3）	千円 －	未収入金	千円 82,094
							共通発生経費負担額（注4）	6,977,863	未払金	557,126
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有直接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付（注1）	千円 450,000	長期貸付金	千円 21,850,000
							利息の受取（注1）	61,374	未収入金	20,309
							共通発生経費負担額（注4）	429,152	未払金	81,239
							連結法人税の個別帰属額	－	未払金	294,863
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ会社経営管理	被所有間接100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 3,796,845	未払金	千円 314,928

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 9,257,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	千円 600,501	未払金	千円 23,643
							投資信託販売に係る代行手数料（注5）	877,675	未払金	174,703
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 717,522	未払金	千円 71,425
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千米ドル 1,676	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	千円 305,883	未払金	千円 127,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 6,981	投資顧問業	被所有間接100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬（注3）	千円 －	未収入金	千円 477,134
							共通発生経費負担額（注4）	6,299,993	未払金	495,523
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有直接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	貸付金の回収（注1）	千円 19,970,000	長期貸付金	千円 1,880,000
							利息の受取（注1）	43,406	未収入金	4,221
							共通発生経費負担額（注4）	406,439	未払金	81,434
							連結法人税の個別帰属額	－	未払金	66,142
							剰余金の配当	20,000,000	未払金	－
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ会社経営管理	被所有間接100%	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 2,628,757	未払金	千円 266,506

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
			千円					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	10,007,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4）	637,950	未払金	4,469
							投資信託販売に係る代行手数料（注5）	801,519	未払金	174,463
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 784,703	未払金	千円 108,258

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注2）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注3）当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

（注4）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注5）代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

（1株当たり情報）

	第33期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第34期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額	1,066,687円79銭	172,673円19銭
1株当たり当期純利益	65,127円34銭	105,985円40銭

（注1）1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第33期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第34期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当期純利益（千円）	1,302,546	2,119,707
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,302,546	2,119,707
期中平均株式数	20,000株	20,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020年12月４日

フィデリティ投信株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大　畑　　茂

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2020年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

科目	注記番号	第35期中間会計期間末 (2020年9月30日) 金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		4,007,734	
未収委託者報酬		5,702,350	
未収収益		488,665	
未収入金		145,661	
その他		378,818	
流動資産計		10,723,230	79.8
Ⅱ　固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
長期貸付金		2,420,239	
長期差入保証金		13,505	
会員預託金		230	
繰延税金資産		269,109	
投資その他の資産計		2,703,083	20.1
固定資産計		2,710,570	20.2
資産合計		13,433,800	100.0

科目	注記番号	第35期中間会計期間末 (2020年9月30日) 金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
Ⅰ　流動負債			
未払手数料		2,506,075	
その他未払金		1,009,787	
未払費用		280,610	
未払法人税等		625,098	
賞与引当金		1,382,837	
その他	*1	295,660	
流動負債計		6,100,069	45.4
Ⅱ　固定負債			
長期賞与引当金		496,786	
退職給付引当金		1,967,827	
関係会社引当金		370,080	
固定負債計		2,834,694	21.1
負債合計		8,934,763	66.5
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	
利益剰余金			
利益準備金		250,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		3,249,036	
利益剰余金合計		3,499,036	
株主資本合計		4,499,036	33.5
純資産合計		4,499,036	33.5
負債・純資産合計		13,433,800	100.0

(2) 中間損益計算書

科目	注記番号	第35期中間会計期間 自　2020年4月1日 至 2020年9月30日 金額（千円）	百分比（%）
Ⅰ　営業収益			
委託者報酬		16,838,005	
その他営業収益		1,166,982	
営業収益計		18,004,987	100.0
Ⅱ　営業費用及び一般管理費		16,410,876	91.1
営業利益		1,594,110	8.9
Ⅲ　営業外収益	*2	36,355	0.2
Ⅳ　営業外費用		－	－
経常利益		1,630,465	9.1
Ⅴ　特別利益		－	－
Ⅵ　特別損失		1,808	0.0
特別退職金		1,808	0.0
税引前中間純利益		1,628,657	9.0
法人税等	*1	583,084	3.2
中間純利益		1,045,573	5.8

重要な会計方針

項目	第35期中間会計期間 自　2020年4月1日 至 2020年9月30日
1. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。 (2) 賞与引当金、長期賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 関係会社引当金 親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) グループ通算制度への移行に係る税効果会計 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日） 第3項により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第35期中間会計期間末 2020年9月30日
＊1　消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第35期中間会計期間 自　2020年4月1日 至　2020年9月30日
＊1　税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。
＊2　営業外収益の主要な項目	営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息　9,976千円 為替差益　16,837千円

（リース取引関係）

第35期中間会計期間（自　2020年4月1日　至　2020年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期中間会計期間（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）現金及び預金	4,007,734	4,007,734	－
（２）未収委託者報酬	5,702,350	5,702,350	－
（３）未収収益	488,665	488,665	－
（４）未収入金	145,661	145,661	－
（５）長期貸付金	2,420,239	2,420,239	－
資産計	12,764,651	12,764,651	－
（１）未払手数料	2,506,075	2,506,075	－
（２）その他未払金	1,009,787	1,009,787	－
負債計	3,515,863	3,515,863	－

（注）　１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収収益、（４）未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(持分法損益等)

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第35期中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位:千円)	関連するサービス の種類
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド	3,849,561	投資信託の運用
フィデリティ・ＵＳリート・ファンドＢ (為替ヘッジなし)	3,491,756	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	2,693,083	投資信託の運用

(1株当たり情報)

	第35期中間会計期間 自　2020年4月1日 至 2020年9月30日
1株当たり純資産額	224,951.84円
1株当たり中間純利益金額	52,278.66円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額	1,045,573千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る中間純利益金額	1,045,573千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(注) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース
（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）

投資信託約款

－　運用の基本方針　－

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・米国株式マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

① フィデリティ・米国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎月 20 日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
『フィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）』
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から 2030 年５月 20 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）投資信託約款に規定する信託の合計で 10 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されるこ

とにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

② 前項の受益権の価額は、１口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の１口当たりの受益権の価額は、原則として第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 第１項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金（第２項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合

等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）

ハ　約束手形

ニ　金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・米国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（「新投資

口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 29 条において同じ。）、第 29 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第３項および同法第 32 条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 20 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売り出しにより取得する株券
5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）の

スワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の借入れの指図および範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

（有価証券の空売りの指図および範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 27 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 28 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第 29 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．投資信託財産の保存に係る業務
２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10％以内
③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 37 条　この信託の計算期間は、毎月 21 日から翌月 20 日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第１期の計算期間は信託契約締結日から 2020 年８月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 38 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用等）

第 39 条　投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
６．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤　第３項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年５月および 11 月に到来する毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 40 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

④　委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第１項に基

づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

（収益の分配方式）

第 41 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 42 条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第 45 条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 43 条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第３項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 44 条　受託者は、収益分配金については第 42 条第１項に規定する支払開始日までに、償還金については第 42 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 45 条　受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第 46 条　委託者は、第４条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 47 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 48 条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 49 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業

を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。
⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 52 条 この信託は、受益者が第 45 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 53 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第 54 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 55 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.fidelity.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第57条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　2020年８月６日

委託者　　東京都港区六本木七丁目７番７号
フィデリティ投信株式会社

受託者　　東京都千代田区大手町二丁目２番２号
野村信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

フィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース
（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）

投資信託約款

－　運用の基本方針　－

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・米国株式マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

① フィデリティ・米国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時（原則毎月 20 日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
『フィデリティ・米国株式ファンド　Ｆコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジなし）』
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第 28 条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）投資信託約款に規定する信託の合計で金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）投資信託約款に規定する信託の合計で金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から 2030 年５月 20 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権についてはこの信託およびフィデリティ・米国株式ファンド　Ｅコース（毎月決算・予想分配金提示型・為替ヘッジあり）投資信託約款に規定する信託の合計で 10 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 25 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されるこ

とにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第 12 条 委託者の指定する取扱金融機関等（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

② 前項の受益権の価額は、１口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口当たり１円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。

③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下「累積投資契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の１口当たりの受益権の価額は、原則として第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 第１項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金（第２項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合

等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、第 21 条、第 22 条および第 23 条に定めるものに限ります。）

ハ　約束手形

ニ　金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

（運用の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・米国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（「新投資

口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 29 条において同じ。）、第 29 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条から第 26 条、第 28 条、第 32 条から第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第３項および同法第 32 条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第 20 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売り出しにより取得する株券
5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 21 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 22 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 23 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）の

スワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の借入れの指図および範囲）

第 25 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

（有価証券の空売りの指図および範囲）

第 26 条　委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 27 条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第 28 条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第 29 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．投資信託財産の保存に係る業務
２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10％以内
③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条　投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 37 条　この信託の計算期間は、毎月 21 日から翌月 20 日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第１期の計算期間は信託契約締結日から 2020 年８月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第 38 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用等）

第 39 条　投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

１．投資信託振替制度に係る手数料および費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
６．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤　第３項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年５月および 11 月に到来する毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 40 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

④　委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第１項に基

づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

（収益の分配方式）

第 41 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 42 条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第 45 条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 43 条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第３項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 44 条　受託者は、収益分配金については第 42 条第１項に規定する支払開始日までに、償還金については第 42 条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第 45 条　受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第 46 条　委託者は、第４条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 47 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 48 条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 49 条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業

を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更等）

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。
⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 52 条 この信託は、受益者が第 45 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 53 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第 54 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 55 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.fidelity.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第57条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　2020年８月６日

委託者　　東京都港区六本木七丁目７番７号
フィデリティ投信株式会社

受託者　　東京都千代田区大手町二丁目２番２号
野村信託銀行株式会社

Fidelity
INTERNATIONAL